

2019
令和元年版

環境事業概要 NO.40
明石市市民生活局環境室

明石市環境方針

都市にあっても自然に恵まれた明石の魅力を、次の世代も享受できるよう、安全・安心社会を基本とする持続可能な社会の実現を目指し、次に掲げる方針に基づき取り組んでいきます。

- 1 市民、市民団体、事業者、行政間でのネットワークを形成し、協働により第2次明石市環境基本計画に基づく施策を推進します。
- 2 「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」の実現に向けて、環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めます。
- 3 環境保全の取り組みを一体的に進めるため、関係部局による推進体制の強化を行います。
- 4 事務事業を進めるにあたっては、水と緑のネットワークづくりやエネルギー使用量を最小限とするなど、環境への配慮に努めます。
- 5 環境保全の取り組みについて、活動内容や成果などを公表し、広く意見を聴き、市民、市民団体、事業者との協働により更なる改善を行います。

平成25年（2013年）5月1日

明石市長

泉 房穂

I 環境室の機構と予算等

1. 環境室の機構と所管事務及び人員配置	1
(1) 機 構	1
(2) 所管事務事項	1
(3) 人員配置	3
(4) 環境室各課(かい)施設配置	5
2. 予算及び決算	6
(1) 環境室の予算等	6
(2) 平成 30 年度一般会計決算	10

II 計画等

1. 概 要	11
2. 明石市環境基本計画	12
(1) 明石市環境基本計画について	12
(2) 環境基本計画に基づく施策の実施状況	12
3. 環境マネジメントシステムの取り組み	12
4. ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン.....	13
5. つなごう生きもののネットワーク生物多様性あかし戦略	13
6. みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン (明石市一般廃棄物処理基本計画) ..	14
7. 明石市一般廃棄物処理実施計画	14

III 環境美化・整備

1. 概 要	15
2. クリーンアップキャンペーンの開催	15
3. 市民による美化活動への支援	15
(1) 環境美化団体	15
(2) 明石市アダプトプログラム	15
(3) 屋外一斉清掃	16
4. ポイ捨て・ふん害対策	16
(1) 「明石市空き缶等の散乱及び ふん害の防止に関する条例」の制定	16
(2) ポイ捨て・ふん害防止看板の配布.....	16
(3) 散乱防止重点区域の指定及び清掃等.....	16

5.	「喫煙防止・マナーアップ区域」の設定・喫煙所の設置	17
(1)	喫煙防止・マナーアップ運動	17
6.	空き地の適正管理	18
7.	不法投棄対策	18
8.	小動物の処理について	18

IV 環境保全対策

1.	概 要	19
2.	環境保全対策事業	19
(1)	公害防止対策の総合的施策	19
(2)	環境保全対策の連絡調整	19
(3)	環境測定の実施	20
(4)	公害防止施設設置資金融資の調整	21
3.	公害関係法令に基づく特定施設等の届出	22
4.	公害発生源の規制	22
(1)	法律・条例による規制	22
(2)	環境保全協定	22
5.	公害に関する苦情処理状況	22
(1)	大気に関する苦情	22
(2)	水質に関する苦情	23
(3)	騒音に関する苦情	23
(4)	振動に関する苦情	23
(5)	悪臭に関する苦情	23

V し尿処理

1.	概 要	25
2.	し尿収集運搬	25
(1)	収集実施状況	25
(2)	収集経費(2018 年度(平成 30 年度))	26
(3)	年間収集経費の推移	26
3.	浄化槽の日常管理及び維持管理(保守点検・清掃)	26
(1)	浄化槽設置状況等	26
(2)	適正な維持管理の啓発	27
(3)	浄化槽等の清掃状況	27
4.	し尿及び浄化槽汚泥処理	28
(1)	概 要	28
(2)	し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移	28

(3) 処理経費	28
(4) 年間処理経費の推移	28

VI ごみの減量化・再資源化

1. 概 要	29
2. パートナーシップによる取り組み強化	29
3. 家庭系廃棄物の減量	29
(1) 紙類・布類の収集及び再資源化	29
(2) 集団回収の推進	31
(3) 廃食用油のリサイクル	34
(4) 廃食用油の回収拠点	34
(5) 小型家電のリサイクル	36
(6) 生ごみの減量化、再資源化	37
(7) 家庭系ごみ組成分析調査（湿ベース）	37
(8) レジ袋削減の推進	40
4. 事業系廃棄物の減量	41
(1) 大規模事業所の減量計画の提出	41
(2) 市庁舎内古紙等回収資源化	41
5. リサイクルプラザの運営	42
(1) 施設見学者の案内	42
(2) 不用家具（粗大ごみ）の再利用	42
6. 減量化等の普及啓発	42
(1) 環境講座等	42
(2) 啓発パンフレット等の作成	42

VII ごみの収集・運搬

1. 概 要	43
(1) 展 望	43
(2) 事業の沿革	43
2. 収集及び運搬	45
(1) 概 要	45
(2) 収集実施状況	46
(3) 収集方法及び収集回数	47
3. ごみ収集実績（計画収集分）	48
(1) 年度別収集量	48
(2) 月別収集量	48
(3) 搬入区分別収集量	49
4. 分別収集（資源ごみの収集）	50

(1) 概 要	50
(2) 資源ごみ分別収集実績量	50
5. 粗大ごみ戸別有料収集	50
(1) 概 要	50
(2) 粗大ごみ量の変化	50
6. 要援護者ごみ戸別収集	51
(1) 概 要	51
(2) 収集実績	51
7. 広報・広聴活動	51
8. 収集経費	52
(1) 収集経費	52
(2) 1 t 当たりの収集単価と経費割合	52
(3) 年間収集経費の推移	52

Ⅷ ごみ処理(中間処理・最終処分)

1. 概 要	53
2. 明石クリーンセンターの施設概要	54
(1) 焼却施設	54
(2) 破砕選別施設	54
(3) 最終処分場	57
3. ごみ処理の実績等	58
(1) 2018 年度(平成 30 年度) 産廃物収集・処理実績 ..	58
(2) 明石市におけるごみ排出状況	59
(3) 2018 年度(平成 30 年度) ごみの搬入量と処理実績フロー	60
(4) 過去 5 年間の焼却に関する実績	61
(5) 焼却施設発電状況	61
(6) 可燃ごみ組成分析結果	61
(7) 過去 5 年間の埋立に関する実績	62
(8) 不燃ごみの組成分析表	62
(9) 資源物搬出状況	62
(10) クリーンセンター総合排水分析結果表	63
(11) ダイオキシン類分析結果表	64
(12) フロン回収	64
(13) ごみ処分経費	64
(14) 年間処分経費の推移	65
(15) 廃棄物処理手数料	65

Ⅸ 産業廃棄物対策

1. 概 要	67
2. 産業廃棄物処理業等の許可	67
(1) 産業廃棄物処理業者	67
(2) 自動車リサイクル法登録・許可業者	67
(3) 産業廃棄物処理施設設置数	68
(4) 許可を要しない産業廃棄物処理施設設置数	68
3. 適正処理指導	68
(1) 排出事業者に対する指導	68
(2) 産業廃棄物処理業者に対する指導	69
(3) 不適正処理対策の充実	69
(4) PCB 廃棄物の適正な処理の推進	69

X 動物愛護

1. 概 要	71
2. 業務内容	71
(1) 動物愛護思想の普及啓発	71
(2) 動物の適正飼養の啓発・指導	71
(3) ペットに関する相談	71
(4) 飼い犬による事故受付	71
(5) 負傷した犬・猫等の収容	71
(6) 犬・猫の返還・譲渡・処分等	71
(7) 動物取扱業について	71
(8) 犬の登録・狂犬病予防注射関係業務	72
(9) 犬の捕獲・抑留・返還及び処分	72
(10) 動物由来感染症について	72
(11) 災害時の対応について	72
(12) 飼い主のいない猫去勢不妊手術助成金の交付	72
3. 業務実績	72
(1) 動物に関する相談件数	72
(2) 動物の適正飼養に関する普及啓発イベント	72
(3) 狂犬病予防注射	72
(4) 飼い主のいない猫去勢・不妊手術助成金	72

XI 資料

1. 「第2次明石市環境基本計画(改定版)」の概要 ..	73
------------------------------	----

(1) 明石市のめざす環境像	73
(2) 基本理念	73
(3) 基本方針と施策体系	73
(4) エコウイングあかし	74
2. 「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」の概要 ..	74
(1) 基本的事項	74
(2) 明石市の将来像	74
(3) 温室効果ガスの排出削減目標	75
(4) 明石市の地球温暖化対策推進施策の体系	75
3. 「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」の概要 ..	75
(1) 戦略策定の背景	75
(2) 目標と基本方針	75
(3) 行動計画	76
4. みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン 【明石市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）】の概要・	77
(1) 計画の目標年度	77
(2) ごみ処理基本方針	77
(3) ごみ処理基本施策・推進項目	78
5. 環境関係条例一覧	80
6. 保有車両一覧表	83
(1) 環境総務課	83
(2) 環境保全課	83
(3) 資源循環課	83
(4) 収集事業課	84
(5) 産業廃棄物対策課	84
(6) あかし動物センター	84
7. 委託・許可業者一覧表	85
(1) し尿収集運搬委託業者	85
(2) ごみ収集・運搬委託業者	85
(3) 浄化槽清掃業許可業者	86
(4) 一般廃棄物処理業許可業者	87
(5) その他の業者	89
8. 年 表	90

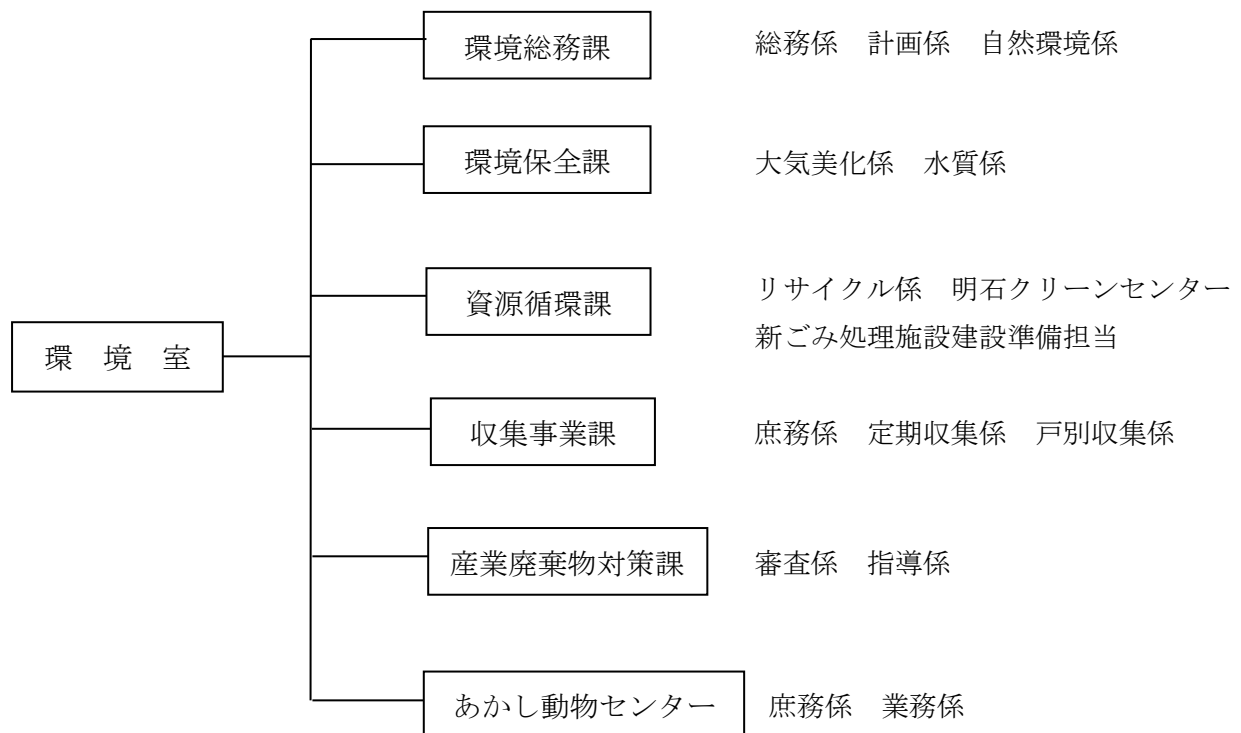
I 環境室の機構と予算等



I 環境室の機構と予算等

1. 環境室の機構と所管事務及び人員配置

(1) 機 構 (2019 年 (平成 31 年) 4 月 1 日現在)



環境室は、上記のとおり構成されており、環境衛生、環境保全、公害対策、ごみの減量・再資源化、ごみ・し尿処理、産業廃棄物対策及び動物愛護等の業務を担当しています。

(2) 所管事務事項 (2019 年 (平成 31 年) 4 月 1 日現在)

① 環境総務課

- (ア) 災害廃棄物処理計画に関すること。
- (イ) 環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画並びに生物多様性あかし戦略の策定及び推進（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (ロ) 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 11 年条例第 22 号。以下「環境基本条例」という。）に係る事務（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (エ) あかし生態系を守る条例（平成 26 年条例第 33 号）に係る事務に関すること。
- (オ) 一般廃棄物処理計画に係る基本計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (カ) 室の庶務その他室内他課の所管に属さない事項に関すること。

I 環境室の機構と予算等

② 環境保全課

- (ア) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に係る事務に関すること。
- (イ) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に係る事務に関すること。
- (ウ) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に係る事務に関すること。
- (エ) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に係る事務に関すること。
- (オ) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）に係る事務に関すること。
- (カ) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に係る事務に関すること。
- (キ) その他公害防止関係法令に係る事務に関すること。
- (ク) 環境保全協定等に関すること。
- (ケ) 環境基本条例第 5 章第 1 節に規定する地下水の保全に関すること。
- (コ) 環境基本条例第 5 章第 6 節に規定する空き地の適正管理に関すること。
- (サ) 明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例（平成 11 年条例第 23 号）に係る事務に関すること。
- (シ) 環境美化意識の普及啓発及び環境美化団体との連絡調整に関すること。
- (ス) し尿収集に係る事務に関すること。
- (セ) 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に係る事務に関すること。
- (ソ) 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等に限る。）及び浄化槽清掃業の許可に係る事務に関すること。

③ 資源循環課

- (ア) 循環型社会づくりの推進に関すること。
- (イ) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (ウ) ごみ減量推進員に関すること。
- (エ) リサイクルプラザの管理運営に関すること。
- (オ) 一般廃棄物処理業（し尿及び浄化槽汚泥等を除く。）に関すること。
- (カ) 廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等を除く。）の処理に関すること。
- (キ) 焼却施設、破碎・選別施設及び最終処分場に関すること。
- (ク) 一般廃棄物処理施設整備に関すること。

④ 収集事業課

- (ア) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集及び運搬に関すること。
- (イ) 粗大ごみの受付並びに収集及び運搬に関すること。
- (ウ) 犬、猫等小動物の死体の処理に関すること。
- (エ) 屋外一斉清掃に伴う土砂等の収集及び運搬に関すること。
- (オ) 不法投棄の監視及び不法投棄に係る廃棄物処理に関すること。

⑤ 産業廃棄物対策課

- (ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する産業廃棄物処理業等（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

- (イ) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)に係る事務に関する
こと。
- (ウ) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第
65 号)に係る事務に関すること。
- (エ) 明石市廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成 29 年条例
第 58 号)に係る事務に関すること。
- (オ) 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(平成 15 年兵庫県条例第 23 号)に係
る事務に関すること。
- (カ) 明石市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(平成 29 年条例第 59 号)に係る
事務に関すること。

⑥ あかし動物センター

- (ア) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に係る事務に関すること。
- (イ) 狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)に係る事務に関すること。
- (ウ) 動物愛護精神及び適正飼養の普及啓発に関すること。
- (エ) 動物取扱業の登録及び登録業者の監視並びに指導に関すること。
- (オ) 負傷動物の収容及び管理に関すること。
- (カ) 犬の捕獲及び収容に関すること。
- (キ) 飼い主のいない猫の去勢不妊手術助成制度に関すること。
- (ク) 災害時の被災動物救護に関すること。
- (ケ) その他愛護動物に関すること。

(3) 人 員 配 置

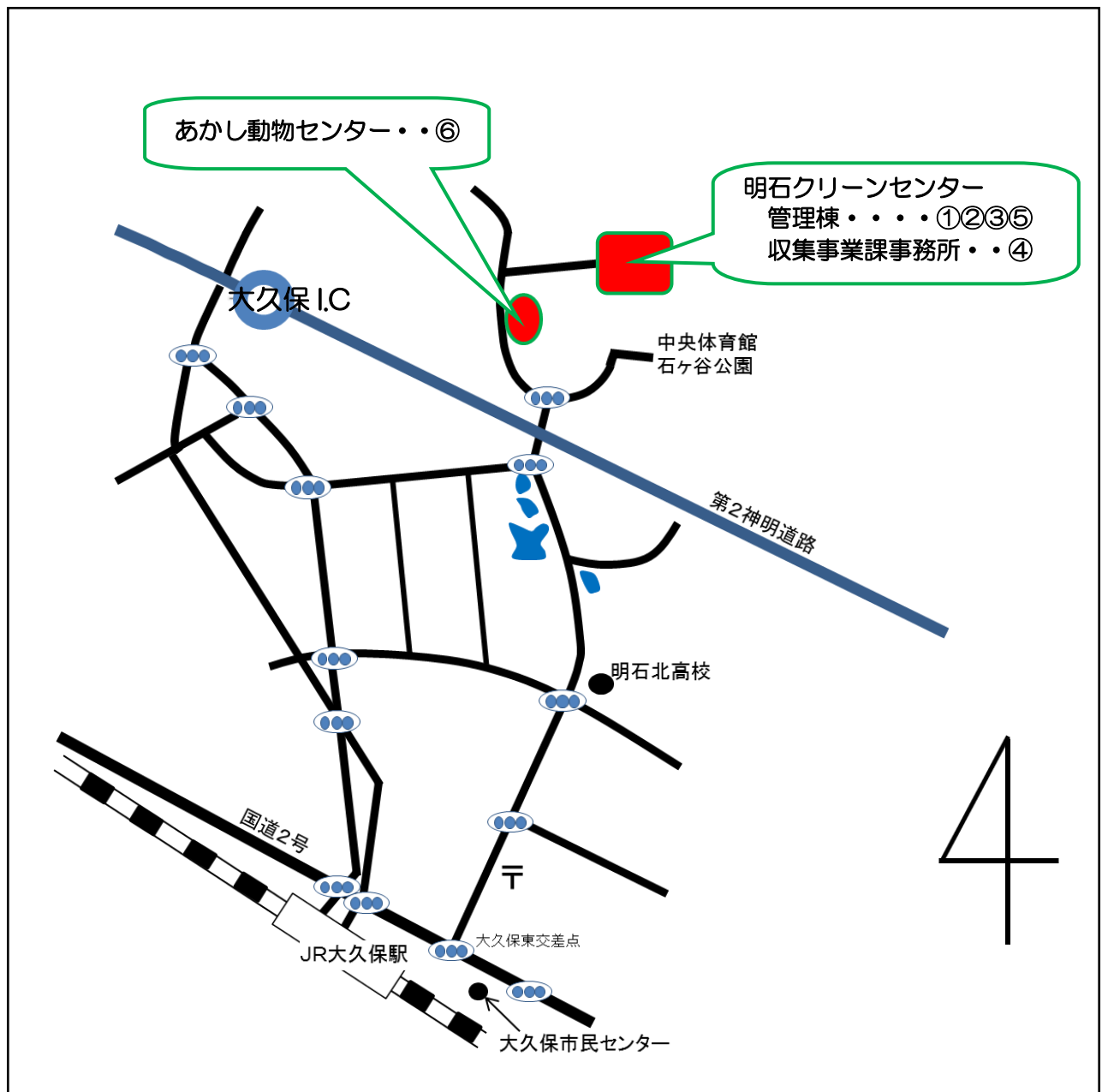
環境室における各課（かい）の人員配置は次表のとおりです。

Ⅰ 環境面の機構と予算等

環境室職員配置表 ※○は兼務														2019年(平成31年)4月1日現在										
課(かい)係名		職 名		部 長	室 長	課 長	担 当 課 長	所 長	係 長	担 当 係 長	主 任	事 務 職 員	技 術 職 員	獣 医 師	作 業 長	自 動 車 運 転 手	作 業 員	再 任 用 職 員	任 期 付 職 員	臨 時 事 務 員	パ ー ト 事 務 補 助 員	合 計		
				1	1	(1)					1		2									1		
環 境 総 務 課	総 務 係	係																						
	計 画 係	係							1															
	自 然 環 境 係	係							1			1												
環 境 保 全 課	大 気 美 化 係	係							1	1	1		1					1	2	1				
	水 質 係	係			1				1		1		2						2				15	
資 源 循 環 課	リ サ イ ク ル 係	係			1				(1)	2	3					2	1	2	5		2			
	明石クリーンセンタ－							(1)		4	3		1		1	4		2	3				41 (2)	
	新ごみ処理施設建設 準備 担 当						1			3	1													
収 集 事 業 課	庶 務 係	係			1	1			(1)		2								1					56 (1)
	定 期 収 集 係	係							1			2				3	31	3		1				
	戸 別 収 集 係	係							1		1	1				1	6							
産 業 廃 棄 物 対 策 課	審 査 係	係			1				2		1								1					10
	指 導 係	係							1	1			1					1	1					
あ か し 動 物 セ ン タ ー	庶 務 係	係						1	1		1								2					9
	業 務 係	係							1		1				2									
計			1	1	4 (1)	2		1 (1)	12 (2)	11	17	4	5	2	5	43	4	6	19	1	2		140 (4)	

(4) 環境室各課（かい）施設配置

図番号	課（かい）の名称	所在地	〒	電話番号	最寄駅
①	環境総務課	明石市大久保町松陰 1131	674-0053	(078) 918-5029	JR 大久保駅
②	環境保全課	〃	674-0053	(078) 918-5030	
③	資源循環課	〃	674-0053	(078) 918-5794	
④	収集事業課	〃 大久保町松陰 1138	674-0053	(078) 918-5780	
⑤	産業廃棄物対策課	〃 大久保町松陰 1131	674-0053	(078) 918-5784	
⑥	あかし動物センター	〃 大久保町大窪 2747-1	674-0051	(078) 918-5797	



位置図

I 環境部の機構と予算等

2. 予算及び決算

(1) 環境室の予算等

平成 30 年度決算

歳 入

(単位：千円)

款	項	目	決算額	説明
使用料及び 手数料	手数料	衛生手数料	309,091	動物死体処理手数料2,808
				し尿汲取り手数料20,556
				浄化槽汚泥投入手数料4,157
				清掃業者許可申請手数料130
				ごみ処理手数料250,779
				粗大ごみ収集手数料22,014
				産業廃棄物処理業許可申請等手数料518
				狂犬病予防法関係手数料7,769
				動物の愛護及び管理に関する法律関係手数料360
国庫支出金	国庫補助金	衛生費 国庫補助金	13,853	廃棄物処理施設整備事業費補助金4,371
				環境基本計画推進事業費補助金9,482
県支出金	県補助金	衛生費 県補助金	2,244	環境行政費市町交付金2,244
	委託金	衛生費 委託金	51	大気汚染常時監視網管理運営事務委託金45 産業廃棄物対策県移譲事務交付金6
寄附金	寄附金	衛生費寄附金	90	環境活動費寄附金90
繰入金	基金繰入金	一般廃棄物処理施設整 備基金繰入金	900	一般廃棄物処理施設整備基金繰入金900
諸収入	雑 入	雑 入	455,774	明石クリーンセンター電力売却収入369,809
				明石クリーンセンター金属類売却収入49,424
				紙類・布類分別収集業務収益金17,275
				容器包装リサイクル拠出金5,859
				メガソーラー発電収入2,411
				広告料収入349
				行政財産使用料8,302
				その他雑入2,345
市債	市債	衛生債	917,100	ごみ処理施設整備事業債903,500
				清掃車両購入事業債13,600
そ の 他 の 財 源			1,314,070	
合 計			3,013,173	

歳 出

(単位：千円)

款 項	目	決算額	財 源 内 訳				説 明
			国県支出金	市 債	その他	一 般	
総務管理費	諸費	21	0	0	0	21	国県補助金精算等償還金 21
衛生費 保健衛生費	予防費	2,982	0	0	7,769	-4,787	狂犬病予防対策事業 2,982
	動物センター費	37,249			370	36,879	あかし動物センター管理運営事業 37,249
	環境 衛生費	71,244	10,447	0	19,384	41,413	環境対策一般事務事業 7,662
							環境基本計画推進事業 14,248
							環境美化推進事業 13,754
							再資源化推進事業 22,181
							ごみ減量化推進事業 3,708
							一般廃棄物処理計画推進事業 67
							環境保全啓発事業 1,840
							食用油・小型家電リサイクル事業 3,162
							産業廃棄物対策事業 4,622
	公害 対策費	49,332	2,289	0	0	47,043	大気保全・悪臭対策事業 29,696
							水質保全対策事業 17,472
							騒音・振動対策事業 2,164
衛生費 清掃費	清 掃 総務費	62,431	0	0	1,233	61,198	清掃総務一般事務事業 62,431
	ご み 処理費	2,713,094	0	908,500	703,104	1,101,490	ごみ収集運搬事業 39,546
							ごみ収集運搬委託事業 462,487
							ごみ収集車両購入事業 13,818
							粗大ごみ収集運搬事業 25,503
							廃棄物処理事業 125,722
							焼却施設運営事業 1,509,582
							廃棄物広域処理事業 44,204
							破碎選別施設運営事業 423,612
							一般廃棄物処理施設整備基金積立金 68,620
	し 尿 処理費	63,826	0	0	24,803	39,023	し尿収集処理事業 63,826
	ごみ処理施設 建設費	12,994	3,412	8,600	900	82	(仮) 新明石クリーンセンター建設事業 12,994
合 計		3,013,173	16,148	917,100	757,563	1,322,362	

令和元年度予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	目	予算額	説明
使用料及び手数料	手数料	衛生手数料	310,814	狂犬病予防法関係手数料 9,111 動物愛護及び管理に関する法律関係手数料 402 産業廃棄物処理業許可申請等手数料 391 動物死体処理手数料 3,000 清掃業者許可申請手数料 570 し尿汲取手数料 23,040 浄化槽汚泥投入手数料 5,000 ごみ処理手数料 248,300 粗大ごみ収集手数料 21,000
国庫支出金	国庫補助金	衛生費国庫補助金	34,787	廃棄物処理施設整備事業費補助金 34,787
県支出金	県補助金	衛生費県補助金	2,116	環境行政費市町交付金 2,116
	委託金	衛生費委託金	94	産業廃棄物対策県移譲事務交付金 49 大気汚染常時監視網管理運営事務委託金 45
財産収入	財産運用収入	基金運用収入	150	一般廃棄物処理施設整備基金積立金利子 150
寄附金	寄附金	寄附金	150	環境活動費寄附金 150
繰入金	基金繰入金	一般廃棄物処理施設整備基金繰入金	6,973	一般廃棄物処理施設整備基金繰入金 6,973
諸収入	雑入	雑入	257,779	明石クリーンセンター電力売却収入 176,000 明石クリーンセンター金属類売却収入 46,000 紙類・布類分別収集業務収益金 20,000 メガソーラー発電収入 1,510 容器包装リサイクル拠出金 4,300 広告料収入 348 行政財産使用料 8,246 その他雑入 1,375
市債	市債	衛生債	818,500	清掃車両購入事業債 13,200 ごみ処理施設整備事業債 805,300
合	計		1,431,363	

I 環境室の機構と予算等

歳 出

(単位：千円)

款 項	目	予算額	財 源 内 訳				説 明	
			国 県 支出金	市 債	その他	一 般		
衛生費 保健衛生費	予防費	3,186	0	0	9,111	-5,925	狂犬病予防対策事業	3,186
	動物セン ター費	51,295	0	0	402	50,893	あかし動物センター管理運営事業	50,495
							人にも動物にもやさしいまち事業	800
	環 境 衛生費	68,735	49	0	21,634	47,052	環境対策一般事務事業	6,337
							環境基本計画推進事業	8,862
							環境美化推進事業	14,750
							再資源化推進事業	24,775
							ごみ減量化推進事業	2,934
							環境保全啓発事業	3,203
							食用油・小型家電リサイクル事業	3,644
							産業廃棄物対策事業	4,230
	公 害 対策費	53,019	2,161	0	0	50,858	大気保全・悪臭対策事業	32,960
							水質保全対策事業	17,443
騒音・振動対策事業							2,616	
衛生費	清 掃 総務費	27,397	0	0	982	26,415	資源循環課総務関係経費	4,492
	ご み 処理費	2,553,675	0	755,900	508,414	1,289,361	収集事業課総務関係経費	22,905
							ごみ収集運搬事業	45,560
							ごみ収集運搬委託事業	512,973
							ごみ収集車両購入事業	13,497
							粗大ごみ収集運搬事業	26,291
							廃棄物処理事業	154,536
							焼却施設運営事業	1,301,368
							廃棄物広域処理事業	47,876
							破碎選別施設運営事業	441,794
	一般廃棄物処理施設整備基金積立金	9,780						
	し尿 処理費	73,769	0	0	28,350	45,419	し尿収集処理事業	73,769
ごみ処理施設 建設費	106,750	34,787	62,600	6,973	2,390	(仮)新明石クリーンセンター建設事業	106,750	
合 計	2,937,826	36,997	818,500	575,866	1,506,463			

I 環境部の機構と予算等

(2) 平成 30 年度一般会計決算

【歳入の内訳】

単位：千円・%

区 分	平成 2 9 年度		平成 3 0 年度		対前年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
市 税	41,411,555	40.4	42,554,235	38.7	1,142,680	2.8
地 方 譲 与 税	483,001	0.5	490,978	0.4	7,977	1.7
利 子 割 交 付 金	88,003	0.1	88,440	0.1	437	0.5
配 当 割 交 付 金	316,597	0.3	265,101	0.2	△ 51,496	△ 16.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	319,631	0.3	210,391	0.2	△ 109,240	△ 34.2
地方消費税交付金	4,654,358	4.5	4,890,985	4.5	236,627	5.1
自動車取得税交付金	176,351	0.2	216,694	0.2	40,343	22.9
地方特例交付金	250,753	0.2	305,318	0.3	54,565	21.8
地方交付税	8,626,736	8.4	9,616,374	8.8	989,638	11.5
交通安全対策特別交付金	49,137	0.0	44,562	0.0	△ 4,575	△ 9.3
分担金及び負担金	705,911	0.7	731,863	0.7	25,952	3.7
使用料及び手数料	2,339,637	2.3	2,361,685	2.1	22,048	0.9
国庫支出金	19,430,017	18.9	19,595,626	17.8	165,609	0.9
県支出金	7,374,625	7.2	7,109,205	6.5	△ 265,420	△ 3.6
財産収入	331,632	0.3	7,107,064	6.5	6,775,432	2,043.1
寄附金	133,265	0.1	158,677	0.1	25,412	19.1
繰入金	593,240	0.6	734,007	0.7	140,767	23.7
繰越金	1,303,522	1.3	712,922	0.6	△ 590,600	△ 45.3
諸収入	2,260,960	2.2	2,235,924	2.0	△ 25,036	△ 1.1
市債	11,739,599	11.4	10,435,588	9.5	△ 1,304,011	△ 11.1
歳入合計	102,588,530	100.0	109,865,639	100.0	7,277,109	7.1

※構成比については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

【歳出（性質別）の内訳】

単位：千円・%

区 分	平成 2 9 年度		平成 3 0 年度		対前年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義 務 的 経 費	59,161,882	58.1	59,913,140	54.9	751,258	1.3
人件費	17,495,279	17.2	17,559,677	16.1	64,398	0.4
扶助費	31,550,406	31.0	31,929,857	29.2	379,451	1.2
公債費	10,116,197	9.9	10,423,606	9.5	307,409	3.0
投資的経費	10,356,664	10.2	12,960,089	11.9	2,603,425	25.1
普通建設事業費	10,356,664	10.2	12,960,089	11.9	2,603,425	25.1
補助	4,044,550	4.0	4,610,340	4.2	565,790	14.0
単独	6,312,114	6.2	8,349,749	7.6	2,037,635	32.3
物件費	12,549,608	12.3	13,369,928	12.2	820,320	6.5
維持補修費	1,849,489	1.8	1,859,677	1.7	10,188	0.6
補助費等	6,490,550	6.4	6,718,694	6.2	228,144	3.5
積立金	616,077	0.6	3,525,633	3.2	2,909,556	472.3
貸付金	385,518	0.4	360,938	0.3	△ 24,580	△ 6.4
投資及び出資金	431,581	0.4	339,759	0.3	△ 91,822	△ 21.3
繰出金	10,034,239	9.8	10,163,369	9.3	129,130	1.3
歳出合計	101,875,608	100.0	109,211,227	100.0	7,335,619	7.2

※構成比については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

Ⅱ 計 画 等



Ⅱ 計 画 等

1. 概 要

明石市の豊かな自然を守り育て、生活環境を改善するとともに、地球環境への負の影響を最小限に抑えることを目的として、2000年(平成12年)2月に「明石市環境基本計画」を策定しました。

その後の社会情勢や環境を取り巻く状況の変化などに対応するため、計画の見直しを行い、2007年(平成19年)3月に「明石市環境基本計画(改定版)」を策定しました。

また、2012年(平成24年)1月には、地球温暖化対策、自然環境の保全、一般廃棄物処理の各個別計画の上位計画として本計画を位置づけ、「第2次明石市環境基本計画」を策定し、2017年(平成29年)7月には「第2次明石市環境基本計画(改定版)」を策定しました。

地球温暖化対策の推進に関しては、明石市のすべての事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を目指した「明石市地球温暖化対策実行計画」を2001年(平成13年)3月に策定し、2007年(平成19年)3月には目標値の設定や計画期間などを修正したものに改定しました。更に2011年(平成23年)3月には、市の事務事業だけでなく、市民・事業者も含めた市内全域から発生する温室効果ガスを削減することを定めた「ストップ温暖化！低炭素社会のまち あかしプラン」を策定し、2018年(平成30年)6月には、パリ協定後の国内外の動向と整合を図るため、新たな目標値を定めた計画へと改定しました。

自然環境の保全に関しては、2011年(平成23年)3月に「つながり生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」を策定し、市内の自然環境の保全と回復についての方針を定めました。

また、循環型社会の構築を図るための計画として、2003年(平成15年)2月に「明石市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの発生抑制から最終処分に至るまでの各施策を実施してきました。

しかし、ごみについては、地球温暖化の急激な進展等地球規模の環境問題に加え、2007年(平成19年)に供用を開始した第3次最終処分場以降は市内で最終処分場の用地取得が極めて困難になる状況であり、生活排水については、下水道整備の進展によりし尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少傾向にある状況が、経年とともに顕著になってきました。

そこで、2016年(平成28年)5月改定の「明石市一般廃棄物処理基本計画」では、前計画の基本理念を引き継ぎ、循環型社会の構築を一層推進することとしました。

最近では、2019年(平成31年)3月「明石市災害廃棄物処理計画」の策定をしました。これは、今後起こりうる自然災害に対し、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理による速やかな復旧・復興と生活環境の保全に資することを目的とするものです。

また、これらの環境関連の計画の実効性を高めていくためには、三者(市民、事業者、行政)のパートナーシップによる取り組みを展開していく必要があります。そこで、三者協働の取り組みを推進していくために、パートナーシップ組織「エコウイングあかし」が2007年(平成19年)10月に発足し、活動を続けています。

なお、上記の「第2次明石市環境基本計画」、「ストップ温暖化！低炭素社会のまち あかしプラ

ン」、「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」、「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン(明石市一般廃棄物処理基本計画)」については、明石市のホームページから PDF ファイルをダウンロードすることができます。

2. 明石市環境基本計画

(1) 明石市環境基本計画について

明石市では、2000 年(平成 12 年)2 月に、環境基本条例第 7 条に基づき、明石市環境基本計画を策定しました。本計画は、本市における環境全般に関わる取り組みの基本となる考え方、めざす環境像、取り組みの内容を示すとともに、市民、事業者、行政それぞれの役割を明らかにし、長期総合計画とも連携して本市の望ましい環境像の実現をめざすマスタープランです。

計画は、①環境関連の個別計画の上位計画としての位置づけ、②本市の目指す環境像の実現に向けた方向性と考え方の整理、③国や県の方針などとの整合、④協働体制の充実、⑤行動例の記載、⑥市民意見の反映を見直しのポイントとして、市民、事業者、行政の三者協働により見直し原案を検討し、明石市環境審議会での審議・答申を受けて、2012 年(平成 24 年)1 月に「第 2 次明石市環境基本計画」を策定しています。また、2017 年(平成 29 年)8 月に改定を行いました。計画の概要については末尾「XI 資料」をご覧ください。

(2) 環境基本計画に基づく施策の実施状況

環境基本計画に基づく施策の実施状況については、「明石市環境レポート」(明石市のホームページから PDF ファイルをダウンロードすることができます。)として、計画の取り組み内容や進捗状況などを公表しています。

3. 環境マネジメントシステムの取り組み

明石市では、2001 年(平成 13 年)3 月に環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 を認証取得し、エコオフィス活動や環境に有益な事務事業等の継続的改善に取り組んできました。

2007 年(平成 19 年)3 月には、職員にも環境配慮意識が浸透してきたことや ISO14001 のノウハウが十分得られたことなどから、外部審査登録機関による更新審査を受けずに、ISO 規格との適合性を自ら判断して宣言する「自己宣言」の方式へと移行し、2013 年度(平成 25 年度)から第 2 次明石市環境基本計画の進捗管理を重点的に行うため、規格に捉われない独自のシステムの運用を開始しました。2017 年度(平成 29 年度)は、さらに効果的なシステム構築にむけて、現行のシステムの運用を一時停止させ、環境マネジメントシステムの見直し作業を行いました。2018 年度(平成 30 年度)は、環境室内において昨年見直したマニュアルに基づき環境マネジメントシステムの運用を行い、日程、マニュアルの再確認を行いました。

なお、環境マネジメントシステムの客観性を担保するために、明石市のほか、姫路市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、加西市の 8 市で「環境マネジメントシステムに係る自治体間相互監査に関する覚書」を締結し、職員をそれぞれの市に派遣する相互内部環境監査を実施しています。

4. ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン

2008 年(平成 20 年)6 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、市域全体での温室効果ガス削減等に関する計画の策定が義務づけられました。このことを受けて、2011 年(平成 23 年)3 月に、市民・事業者も含めた市内全域から発生する温室効果ガスを削減することを定めた「ストップ温暖化！低炭素社会のまち あかしプラン」を策定し、2018 年(平成 30 年)6 月には計画の改定を行いました。

低炭素社会のまちを実現するため、5 つの戦略（市の率先行動、市民の活動支援、事業者の活動支援、都市・交通システムの低炭素化、循環型社会の形成）を定め、それぞれの戦略に基づく施策を推進することにより、2030 年度(令和 12 年度)には、市内から排出される温室効果ガスを基準年度 2013 年度(平成 25 年度)比で、26.5%削減することを目指しています。

また、計画では、環境配慮と経済活動が両立した、住み続けたい低炭素で魅力と活気あふれるまちを目指す姿としており、持続可能な社会実現の第一歩となる“低炭素社会の実現”は不可欠なものと位置付けています。

そのためには、再生可能エネルギーや高効率機器の普及拡大が重要となることから、これまでに住宅用太陽光発電設備に対する設置補助を 5 年間実施(1,010 件、4091.75kW の設備)、また、明石クリーンセンター内の用地へ大規模太陽光発電設備(メガソーラー)を 2 件(第 1 期事業=1.7 メガワット、第 2 期事業=1.0 メガワット)設置、さらに、南二見人工島の市末利用地に新たに太陽光発電設備の設置業者を誘致し、2018 年度から発電を開始するなど、再生可能エネルギーの利用も促進しています。計画の概要については末尾「XI 資料」をご覧ください。

5. つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略

生物多様性基本法第 13 条に規定する、市内における生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画として、2011 年(平成 23 年)3 月に「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」を策定しました。

この戦略では、明石市の目標とする将来像である、「いろいろな生きものが生息・生育するまち“あかし”」を実現させるための基本方針、行動計画を定めており、明石市の代表的な自然である「水でつながるまとまりのある自然（里山林・ため池・河川・海）」を拠点と位置付けています。それらの拠点とその他の地域（市街地・田畑等）との間に、「水と緑でつなぐ命のネットワークづくり」を進め、生物多様性のつながりを構築していくこととしています。

戦略の推進には、市民、事業者、市民団体、行政など、多くの主体の連携・協力が必要であり、協働で戦略に取り組むことにより、「自然と人が共生するまち“あかし”」を目指します。そのため、「生物多様性あかし戦略推進会議」を平成 2018 年度(平成 30 年度)は 4 回開催し、森林、ため池等の保護・保全について意見交換を行いました。

外来生物対策の取り組みとして、2017 年度(平成 29 年度)に、神戸市等と共同で「明石・神戸アカミミガメ対策協議会」を設立し、協議会では、国の交付金と両市からの負担金を受け、両市域においてアカミミガメの生態調査及び防除活動を行い、市民への啓発活動等の事業を実施しました。

その結果、2018 年度(平成 30 年度) は合計 4689 匹のカメを捕獲し、そのうちアカミミガメが2432 匹と全体の 52%を占めました。

また、市内のため池管理者等の市民参画型アカミミガメ防除の実施支援を行い、378 匹のアカミミガメを防除しました。

これらの防除活動とともに、自宅で飼えなくなったアカミミガメが、河川やため池に放されることを防ぐため、引き取り受付専用ダイヤルを設置し、40 匹のアカミミガメの引き取りを実施しました。計画の概要について末尾「XI資料」をご覧ください。

6. みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン（明石市一般廃棄物処理基本計画）

明石市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条に基づく一般廃棄物処理計画として、「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン（明石市一般廃棄物処理基本計画）」と「明石市一般廃棄物処理実施計画」を策定しています。

最新の計画は2016年(平成28年)5月に改定されたもので、前計画を引き継ぎ、名称を「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン」とすることで、循環型社会の構築を一層推進することとしました。

ごみ編では、「環境負荷が小さく持続可能なまち・あかし」を構築するため、最終目標年度を 2025 年度とし、『市ごみ処理量』、『家庭系燃やせるごみの 1 人 1 日あたり排出量』、『事業系市ごみ処理量』、『最終処分量』、『リサイクル率』の指標を持ち、推進していくことにしています。計画の概要については、末尾「XI資料」をご覧ください。

7. 明石市一般廃棄物処理実施計画

「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン(明石市一般廃棄物処理基本計画)」に基づき、『環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし』を基本理念とした本計画を定め、実現に向けさまざまな施策を推進する。なお、本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき策定しています。

Ⅲ 環境美化・整備



Ⅲ 環境美化・整備

1. 概要

健康で豊かな生活を送るうえで、環境美化の推進・整備は必要不可欠です。

近年、健康や安全、まちの美化に対する市民の関心が高まり、たばこの煙による不快感や人通りの多い場所での歩きたばこの危険性、まちの美観を損ねる吸い殻のポイ捨てが問題視されるようになり、地域の方々や各種団体と行政による清掃活動や啓発キャンペーン等が実施され、環境美化の推進が図られています。

しかし、一方では明石市でも空き地(宅地の跡地)が増加しており、戸建て住宅地の多い地域において、空き地の適正な管理がなされないなど、問題が顕在化しています。

これらの環境の改善は、地域の方々等と行政が一体となり環境美化活動を進めることによって、成果を上げることができるものです。快適な生活環境の実現に向けて、今後も地域の方々等と連携した取り組みを進めていきます。

2. クリーンアップキャンペーンの開催

明石市では、“美しく住みよいまち”の実現に向け、「駅前街頭キャンペーン」を実施し、多くの市民・事業者の参加を得て、市内一円で屋外一斉清掃及び駅周辺の清掃等を実施しています。

3. 市民による美化活動への支援

(1) 環境美化団体

港、海岸及び河川など公共施設の清掃活動を広範囲にわたって実施し、環境美化を推進する市民組織として、1982年（昭和57年）より環境美化団体が結成されました。

明石市では、活動実績に応じて支援を行っています。なお、2018年度（平成30年度）は、6団体のべ1,955人が清掃活動に参加しました。

(2) 明石市アダプトプログラム

アダプト(ADOPT)とは、英語で「養子縁組をする」という意味で、地域の共有財産である道路、公園及び駅前など公共施設を養子にみたと、市民や地元企業の方々が里親となり、自らの活動と責任で清掃・美化・緑化などを行う協働まちづくりの制度であり、2010年（平成22年）9月1日よりスタートしました。

明石市では活動の場所ごとに、駅前(ポイ捨て防止重点地区)アダプト、道路アダプト、公園アダプトの3種類があります。環境室では、「駅前(ポイ捨て防止重点地区)アダプト」を担当しており、清掃用具の支給など美化清掃活動を支援しています。

登録団体数（2018年度（平成30年度））

市民団体等	企業等
3団体	5団体

(3) 屋外一斉清掃

自治会(町内会)、各事業所及び各種ボランティア団体に対し、美しく住みがいのあるまちづくりを目指して、自らの居住地やその周辺等の屋外一斉清掃を積極的に実施するよう啓発するとともに、屋外一斉清掃で出された土砂・ヘドロ・雑草・空き缶・空きびん・木の枝・落ち葉等の収集処理を行いました。特に、年2回の環境月間(6月、10月)に集中する傾向にあり、清掃時期の分散への協力を呼びかけています。

屋外一斉清掃による土砂等の収集処理状況(収集体制:委託)

	収集体数(件)	収集体量(t)
2018年度	1,036	719

4. ポイ捨て・ふん害対策

(1) 「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」の制定

空き缶及びたばこの吸い殻等のポイ捨てや飼い犬のふんの放置は、基本的には個人のマナーやモラルに起因する問題です。一人ひとりがあらためて基本に立ち返って、マナーやモラル向上の重要性を再認識し、市域の良好な環境美化を確保するために「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」を制定し、1999年(平成11年)10月1日施行しました。

散乱防止重点区域内での空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て及び公共の場所における飼い犬のふんの放置に対して罰則を設けています。

また、散乱防止重点区域内において自動販売機により飲食料を販売する事業者には、届出とともに、空き缶・空きびん等の回収容器の設置及び管理義務を定めています。

(2) ポイ捨て・ふん害防止看板の配布

看板配布枚数

種類 年度	ふん害防止	ポイ捨て防止
2014	162枚	27枚
2015	132枚	34枚
2016	210枚	36枚
2017	231枚	11枚
2018	166枚	54枚

※原則として、自治会単位で配布します。



〈ふん害防止看板〉



〈ポイ捨て防止看板〉

(3) 散乱防止重点区域の指定及び清掃等

1999年(平成11年)10月1日に JR・山陽電鉄明石駅、JR 大久保駅、JR 魚住駅、山陽電鉄東二見駅、2002年(平成14年)7月1日に JR 西明石駅、2019年(平成31年)3月25日に JR 朝霧駅の各

駅周辺を「散乱防止重点区域」に指定し、区域内の清掃業務等を委託するとともにパトロールを実施しています。「散乱防止重点区域」につきましては、多くの市民の方々が利用する主要駅周辺を常に清潔な状態に保つことにより、良好な環境美化が市域全体へ広がることを期待しています。

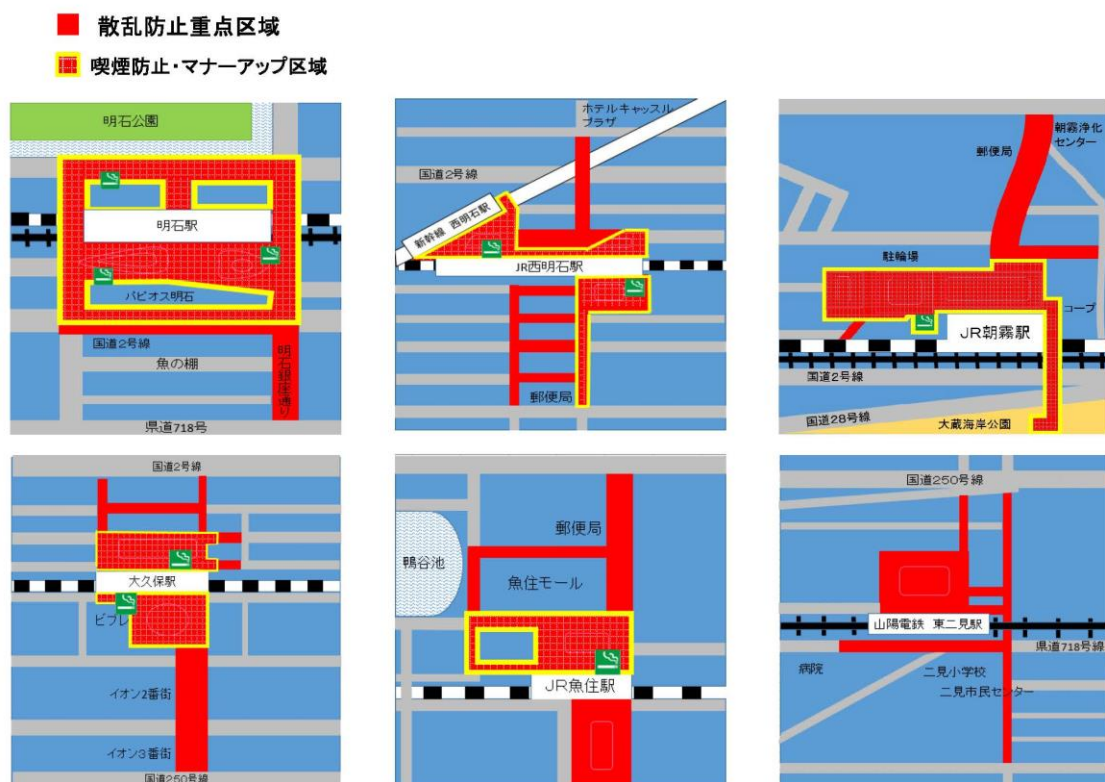
5. 「喫煙防止・マナーアップ区域」の設定・喫煙所の設置

たばこを吸う人にとっても吸わない人にとっても「安全で快適な駅周辺環境」を目指し、「喫煙防止・マナーアップ区域」を設定するとともに、区域内に喫煙所を設置しました。

喫煙防止・マナーアップ区域	区域設定時期	喫煙所の数
JR・山陽電鉄 明石駅周辺	2013年(平成25年)12月	3箇所
J R 西 明 石 駅 周 辺	2016年(平成28年)11月	2箇所
J R 大 久 保 駅 周 辺	2017年(平成29年)3月	2箇所
J R 魚 住 駅 周 辺	2017年(平成29年)11月	1箇所
J R 朝 霧 駅 周 辺	2019年(平成31年)3月	1箇所

(1) 喫煙防止・マナーアップ運動

各駅周辺において、地域住民や各種団体とともに清掃活動の実施や喫煙者への声掛け等を行い、「喫煙防止・マナーアップ運動」に取り組んでいます。2018年度(平成30年度)は新たにJR朝霧駅周辺を追加しました。



6. 空き地の適正管理

急速な少子高齢化や核家族化の進行に伴い、明石市でも空き地が増加している状況となっています。また、戸建て住宅地の多い地域において、空き地の適正な管理がなされないなど、問題が顕在化しています。

空き地における雑草の繁茂は、生活衛生環境の悪化やそ族・衛生害虫の発生、防犯性の低下など生活環境に悪化をもたらすことが懸念されるため、管理不良の空き地の所有者に対し指導を行っています。

7. 不法投棄対策

市民の意識は高まりつつありますが、依然として不法投棄は後を絶ちません。それに対応するため、警告看板の設置やチラシの配布等による啓発活動を行うとともに、明石警察署との連携はもちろん関係各課との相互の連携を図りながら、パトロールを強化し、全市域において収集処理しました。

また、2012年(平成24年)年5月9日に、不法投棄の発見と通報及び、防止活動の普及啓発のため、日本郵便株式会社明石郵便局、明石西郵便局と「廃棄物の不法投棄対策に関する協定」を締結しました。以降、この協定に基づき、業務用車両に「不法投棄パトロール隊」ステッカーを貼付し、日本郵便株式会社の従業員が業務中に発見した不法投棄の通報及び不法投棄監視のアピールを行っています。

不法投棄処理の状況（2018年度）

苦情件数（件）	処理量（kg）	警告看板設置（箇所）
119	695	9

8. 小動物の処理について

飼われていた犬・猫等、小動物の死体については有料で引き取りました。

（※2012年度(平成24年度)7月1日より手数料改定）

- ・引取（納付書支払） 犬 5,000 円／体 猫 4,000 円／体 その他 3,000 円／体
- ・持込（現金支払） 犬 4,000 円／体 猫 3,000 円／体 その他 2,000 円／体

また、飼い主不明の場合は、無料で引き取りました。

犬・猫等死体処理の状況（2018年度）

（単位：匹）

犬		猫		その他		計		合計
有料	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料	
364	5	246	846	93	785	703	1,636	2,339

IV 環境保全対策



IV 環境保全対策

1. 概要

わが国では、高度経済成長の過程で深刻な公害問題が発生し、環境汚染と生活環境の悪化が急激に進行しましたが「公害関係法令」「条例」「保全協定」に基づいた施策の推進と事業者の公害防止へ向けた努力により、いわゆる「産業型公害」については、大きく改善されました。

一方、近年は、環境問題の対象も「産業型公害」はもとより、「地球温暖化」「リサイクル」等に多様化しており、次世代の人たちが穏やかで健康に暮らすために、「低炭素社会」「自然共生社会」「循環型社会」の構築によってもたらされる持続可能な社会の実現が課題となっています。

このような持続可能な社会の実現には、公害のない生活環境を確保することが前提であり、公害から市民の健康、生活を守り、安全で安心して暮らせる環境を維持することは、環境行政の原点と位置づけられるものです。

そのようなことから、明石市では市民が安全で安心して暮らせるよう、様々な環境保全対策に取り組んでいます。

2. 環境保全対策事業

(1) 公害防止対策の総合的施策

明石市では、現在ではもとより将来にわたって良好な生活環境を確保するため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づき、市民、事業者と市の相互協力による総合的な施策の展開を図っています。

具体的な環境保全対策として、公害関係法令の遵守、環境保全協定の締結による固定発生源への規制強化と指導の徹底等を実施しており、総合的な環境保全行政の推進に努めているところです。

(2) 環境保全対策の連絡調整

人の健康や自然環境を保護し、生活環境を保全することは、単に一地方公共団体のみでできるものではありません。そのため、より広域的な見地から総合的に環境保全の推進を図るため、各協議会や連絡会等が設置されており、下記の機関の諸施策に参画し、相互の連携と調整を密にしています。

① ひょうご環境保全連絡会

県内の事業者や各種団体、行政が会員となっており、会員が相互に協力して大気環境及び瀬戸内海の環境保全について、これまで実施してきた普及啓発事業の一体的な展開を図り、広く水大気環境保全の総合的かつ効果的な推進を図っています。

② 大阪湾環境保全協議会

大阪湾沿岸 1 府 2 県 17 市 3 町の地方自治体が相互に連携し、大阪湾の浄化を図るため設立された協議会です。毎年度 4 月の定例会議において、具体的な推進施策を検討しています。大阪湾の環境の保全と創造の推進に関する調査等、研修、啓発、及び情報の収集提供事業を実施するとともに、水質監視及び水質測定 of 相互協力事業を実施しています。

③ 瀬戸内海環境保全知事・市長会議

瀬戸内海に関係のある 13 府県 7 政令指定都市 19 中核市の地方自治体で構成されており、定例的に会議を開催しています。広域的な相互協力によって瀬戸内海の環境保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現することを目的とし、瀬戸内海の環境保全及び快適な生活環境創造のための基本施策の推進、国に対する建議及び要望の実施に取り組んでいます。

④ 神戸市・明石市環境部局間定期情報連絡会

両市にまたがる河川の水質保全を目的に流域における水質汚濁防止施設の設置及び管理状態の把握と明石市の環境基準点である明石川下流（嘉永橋）の水質を保全することを目的としています。定期的に連絡会を開催することで、水質監視や汚濁源の監視指導等について、連携の強化を図っています。

⑤ その他

公害防止施策を広域的に推進するため、各種行政協議会において環境保全協定の履行状況や公害防止の諸施策について、関係市町機関と連絡調整を図っています。

(3) 環境測定の実施

公害の発生を未然に防止し、環境を汚染から守るために各種汚染物質の常時監視や定期的な測定を実施しています。測定情報は、市のホームページにて「環境の現況」等で公開しています。

① 大気汚染について

大気汚染については、市内 5 か所（王子、大久保、二見、林崎、小久保）の測定局で常時測定を実施しており、大気監視常時監視システムにより各測定局のデータを集約し、状況を把握しています。

各測定局とも測定項目ごとに設定された環境基準を概ね達成していますが、光化学スモッグの原因物質であり全国的にほとんど環境基準を達成していない光化学オキシダントについては、測定を行っている 3 局すべてで環境基準を達成していませんでした。

光化学スモッグについては、4 月末から 10 月中旬まで、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については周年の監視体制をとっています。2018 年度（平成 30 年度）は、光化学スモッグ注意報及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）の注意喚起の発令はありませんでした。

有害大気汚染物質については、市内 1 ヶ所で月 1 回測定、ダイオキシン類については、市内 2 ヶ所で各年 2 回測定を実施しており、共に全ての測定において環境基準を達成しました。

また、大気監視測定データのについては、兵庫県や国の広域情報システム「そらまめ君」に送信しており、全国的なデータ閲覧に活用されています。

② 水質汚濁について

河川については、明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、朝霧川において水質測定を実施しています。うち明石川下流（C 類型）、谷八木川全域（E 類型）については類型が指定され、健康項目の他、生活環境項目についても環境基準が定められています。

健康項目（5 河川）、生活項目（2 河川）とも、すべての項目において環境基準を達成しました。

地下水については水質の概況を把握するため、市内 5 地点で調査を実施しています。全測定地点において有害物質等、環境基準が設定されている、すべての項目において環境基準を達成しました。

水浴場については、大蔵海岸海水浴場と林崎・松江海水浴場において、水質等の現状を把握し、住民の利用に資することを目的とした、実態調査を実施しています。

遊泳期間前の調査結果は環境省の「水浴場に係る判定基準」に対して、両海水浴場とも「適」の判定であり、近年は良好な水質を維持しています。

③ 騒音、振動について

都市環境騒音については、市内 7 地点で騒音測定を実施しており、全ての地点で昼間・夜間とも環境基準を達成しました。

自動車騒音については、環境省の「自動車騒音評価システム」を用いて、主要幹線道路沿線の騒音の把握を行っています。「騒音に係る環境基準」に対して、概ね環境基準を達成しています。

新幹線の騒音、振動については、市内 5 地点（野々上・谷八木・金ヶ崎・西岡・西二見）において、測定を実施しています。

騒音については環境基準が未達成の地点がありましたが、暫定基準についてはすべての地点において達成しています。振動については全地点において「国の勧告指針」の値を下回りました。

なお、毎年度、この調査結果をもとに、JR 西日本及び環境省等に対して騒音に係る環境基準が早期に達成されるよう、強く要望しています。

（4）公害防止施設設置資金融資の調整

兵庫県は、中小企業に対して、事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な資金を長期かつ低利で融資する「兵庫県地球環境保全資金融資制度」を設けています。明石市は、この融資制度の申し込み時に事業者に対し、公害を防止するために必要な施設の設置や移転等についての意見書及び認定書を発行しています。

3. 公害関係法令に基づく特定施設等の届出

特定施設等の設置状況を把握することは、公害発生源の規制にとって最も重要なものであり、その届出により実態を把握しています。

明石市においては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、瀬戸内海環境保全特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法及び兵庫県環境の保全と創造に関する条例に係る届出を受理し、事業者に対し指導を行っています。

4. 公害発生源の規制

(1) 法律・条例による規制

公害対策の基本的な事項は、広域的な視野に立って行なうとともに、公害は地域に密着した問題でもあるので、公害関係法令に基づく規制のほとんどは地方公共団体の自治事務とされています。そこで地域の実情に即した公害防止を適切に行い、地域の環境保全をより推進するため多くの地方公共団体は条例を制定しています。明石市においては、公害関係法令及び兵庫県・環境の保全と創造に関する条例により、市民の良好な生活環境の確保を図っています。

(2) 環境保全協定

市域の環境保全を一層促進させるため、明石市では市域の 14 事業所と環境保全協定を締結しています。

また、二見臨海工業団地で操業する事業所とは、1981 年（昭和 56 年）3 月に 45 事業所と「二見臨海工業団地公害防止協定」を締結しました。その後、数次にわたって協定を締結し、2019 年（平成 31 年）3 月 31 日現在、「二見臨海工業団地環境保全協定」としての締結事業所数は 125 となっています。

なお、協定の実効性を確保するため、事業所に対して協定事項について測定の実施及び報告書の提出を義務づけ、立入調査により事業所が使用する原燃料や排出水の分析と関係書類の調査等を行い、規制及び指導にあたっています。

5. 公害に関する苦情処理状況

明石市では市民から申し出があった公害苦情相談に対し、迅速かつ適切に対応し解決を図っています。寄せられた公害苦情相談については、原因を調査し、発生源に対し関係法令に基づく指導を行います。最近では法律で規制できない相談も多くなっています。このような場合でも、発生源に改善を求め、市民の生活環境の向上に努めています。

(1) 大気に関する苦情

建設作業による粉じんや焼却行為による煙に関するものが大半を占めています。

建設作業による粉じんについては、散水による飛散防止の徹底を指導しています。

焼却行為については廃棄物を燃やさないことが基本となりますが、法規制対象外である農作業等に伴う焼却の場合は、近隣への配慮を要請しています。

(2) 水質に関する苦情

油膜等の見た目の不快感によるものと臭いによるものなどがあります。

油膜については、不法投棄または工場等の事故や不注意によることが考えられますが、油膜の出現は一過性のことが多いため原因究明が困難です。このため事故などの未然防止対策が重要であり、工場などに対しては污水处理施設等の改善や維持管理の徹底を指導しています。

(3) 騒音に関する苦情

工場や建設工事現場からの作業音に関するものが多くを占めています。

騒音防止対策や騒音発生施設の移動等の指導により解決を図っています。

(4) 振動に関する苦情

工場、建設現場、道路等において、騒音に付随して発生します。

設備や工程の改善、路面の修復等の指導により解決を図っています。

(5) 悪臭に関する苦情

工場・池・水路・側溝・畜産あるいは家庭生活の臭気といったように、その発生源は多種多様です。法で規制できないものが多く、解決や再発防止等が非常に困難ですが、発生源が特定できた場合、原因者に対して設備の改善等を要請しています。

公害苦情発生件数

(単位：件)

年 度	大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	そ の 他	計
2014	24	7	22	2	12	1	68
2015	25	15	23	6	16	1	86
2016	24	4	29	2	9	0	68
2017	35	5	29	0	5	3	71
2018	27	12	29	1	6	2	77

V し尿処理



V し 尿 処 理

1. 概 要

明石市のし尿収集運搬は、1956年（昭和31年）4月に市営住宅300戸を対象として、収集車両1台により開始しました。その後、人口の急激な増加に伴う業務量の拡大に合わせ、施設や車両、機材の整備並びに組織の拡充を図り、1966年（昭和41年）4月から業務の一部を民間に委託することとなりました。1969年（昭和44年）7月からは更に1業者を加えた委託2業者及び直営による収集体制で行なっていましたが、2008年（平成20年）4月から直営による収集を廃止し、市内全域を委託業者2社で収集しています。

し尿収集は原則月1回の間隔で定期的実施し、工事現場などの仮設トイレはその都度、収集しています。

浄化槽管理者（使用者）は、浄化槽が正常に機能するために法定検査の受検や定期的な保守点検及び清掃を実施しなければなりません。市では浄化槽管理者（使用者）に対し、適正な維持管理の指導や、パンフレット等を配布するなどの啓発を行なっています。浄化槽の清掃や浄化槽汚泥の収集運搬は市の許可を受けた業者が行なっています。

し尿や浄化槽汚泥を処理する魚住清掃工場は、1964年（昭和39年）1月から運転を開始し、人口や浄化槽設置の増加に合わせて、1966年（昭和41年）12月に第2施設を、1976年（昭和51年）3月に第3施設を建設し、総処理能力280kL/日となりました。その後は下水道の普及による処理量の減少に伴って1日あたり145kLの処理能力まで規模を縮小し、2006年（平成18年）12月からは前処理をした後に全量を下水道へ放流していました。その後、さらなる効率的な処理を図るため、下水処理施設内にし尿及び浄化槽汚泥等の受入れ施設を建設して、魚住清掃工場は2011年（平成23年）3月末で廃止しました。2011年（平成23年）4月からは二見浄化センターで下水と混合処理を行なっています。

2. し尿収集運搬

(1) 収集実施状況

年 度 項目	2014	2015	2016	2017	2018
一般家庭及び事業所汲取戸数（戸）	1,250	1,148	1,018	895	770
仮設トイレ汲取回数（回）	1,418	1,246	1,388	1,479	1,402
し尿収集量（kL）	2,228	1,995	1,894	1,726	1,602

※汲取戸数は各年度の3月31日現在の一般家庭及び事業所の汲取対象戸数の合計

(2) 収集経費（2018 年度（平成 30 年度））

項目	区分	金 額（千円）	摘 要
人 件 費		8,285	担当職員（平成 30 年 4 月 1 日現在職員数 3 名）分の 2/3 の額
委 託 料		52,445	し尿収集運搬業務委託
そ の 他		504	し尿処理券等販売委託手数料、通信費・印刷費等事務経費
計		61,234	

2018 年度 収集経費 61,234 千円 ÷ 38,223 円／kL
2018 年度 収集量 1,602 kL （1 kL 当たり単価）

(3) 年間収集経費の推移

年 度	金 額（千円）	し尿収集量（kL）	kL 当たりの金額（円）
2014	79,349	2,228	35,614
2015	76,953	1,995	38,573
2016	78,153	1,894	41,263
2017	61,985	1,726	35,913
2018	61,234	1,602	38,223

3. 浄化槽の日常管理及び維持管理（保守点検・清掃）

公共下水道の普及していない地域において、便所を水洗化する場合に必要な施設として浄化槽が設置されています。

浄化槽は、便所のし尿や台所等の生活排水を微生物の働きで浄化して放流するもので、その便利さや快適さの反面、設置工事、維持管理の状況によっては、水質汚濁、悪臭等の発生原因にもなっています。そのため、浄化槽管理者（使用者）を含めてその責任を明確化し、責任ある施工及び適正な維持管理を実施するよう指導し、公共用水域の水質保全及び生活環境の保全に努めています。

(1) 浄化槽設置状況等

2019 年（平成 31 年）年 3 月末現在の総設置数は 1,377 基で、公共下水道への切り替え等による減少と新設による増加を差引すると昨年より 126 基減少しています。

①浄化槽設置届出状況

年度	2014	2015	2016	2017	2018
設置届件数	3	6	3	3	2

※新たに設置する浄化槽は、合併処理浄化槽であることとされており、単独処理浄化槽（みなし浄化槽）の設置はできない

②浄化槽設置状況

年度	2014	2015	2016	2017	2018
基数	1,830	1,721	1,596	1,503	1,377

※各年度の3月31日現在の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽（みなし浄化槽）の合計数

【合併処理浄化槽】便所のし尿と共に生活雑排水(台所や風呂等の排水)を処理するもの

【単独処理浄化槽（みなし浄化槽）】便所のし尿のみを処理するもの

③人槽別浄化槽設置状況

(2019年(平成31年)3月31日現在)

人槽	5～20	21～50	51～200	201～500	501～	合計
基数	1,168	151	49	6	3	1,377

(2) 適正な維持管理の啓発

浄化槽の機能を十分に発揮できる状態にするために、浄化槽管理者（使用者）は浄化槽を定期的に保守点検・清掃すると共に、年1回は「兵庫県水質保全センター」が行う水質に関する検査（法定検査）を受けなければなりません。

浄化槽の適正な維持管理により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全を図るため、広報やパンフレットの配布等により、点検・清掃・法定検査の必要性について啓発を行っています。また、法定基準の維持管理を実施していない浄化槽管理者（使用者）に対しては、保守点検・清掃の専門業者と委託契約を結ぶなどして、適正な維持管理を行うように指導をしています。

浄化槽の保守点検・清掃業者に対しては、法に定める基準に適合した保守点検作業、清掃作業を行うよう、適正な業務の実施を指導しています。

(3) 浄化槽等の清掃状況

区分 年度	浄化槽清掃件数（件）	浄化槽汚泥等 収集・運搬量（kL）
2014	1,463（内2件）	3,013（内5.0kL）
2015	1,318（内4件）	2,906（内8.5kL）
2016	1,094（内4件）	2,822（内6.3kL）
2017	1,091（内7件）	2,648（内8.2kL）
2018	1,029（内6件）	2,306（内7.6kL）

※（ ）内：し尿を含むピット汚泥・デンプーザー汚泥

4. し尿及び浄化槽汚泥処理

(1) 概 要

下水処理施設内のし尿及び浄化槽汚泥等受入れ施設に投入し、下水と混合処理しています。
 なお、下水処理後に発生する汚泥は消化、脱水後に焼却しています。

施 設 名 称 二見浄化センター（明石市二見町南二見 3）

処理方式・能力 標準活性汚泥法（58,500 m³/日）

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

（単位：kL）

年度 区分	2014	2015	2016	2017	2018
し 尿	2,228	1,995	1,894	1,726	1,602
浄化槽汚泥	3,013	2,906	2,822	2,648	2,306
総処理量	5,241	4,901	4,716	4,374	3,908

(3) 処理経費

し尿及び浄化槽汚泥等投入施設の維持管理費として固定料金（5,995 千円/年）及び下水処理経費等の従量料金を負担金として支払っています。

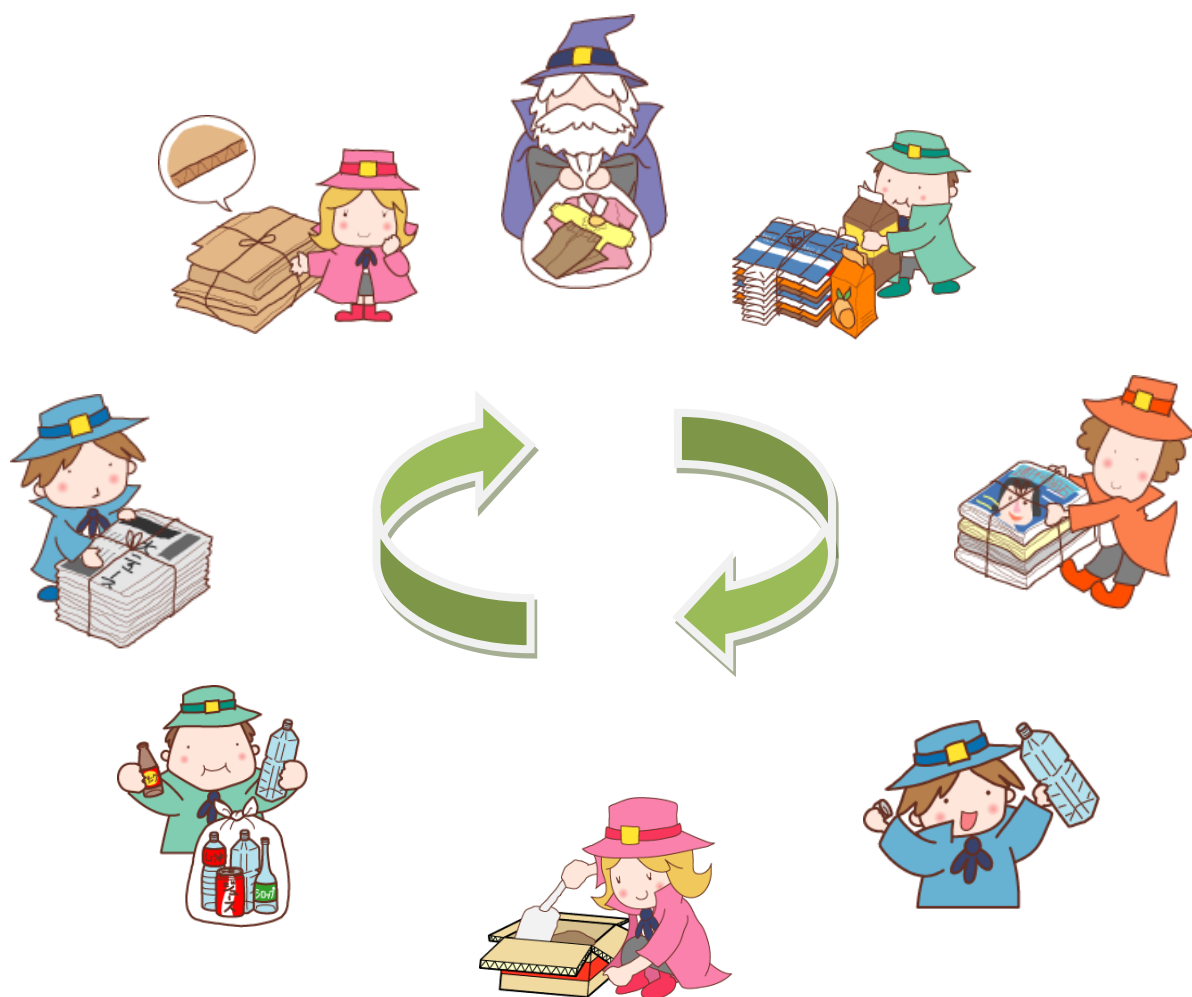
$$\frac{2018 \text{ 年度 処理経費（下水道負担金） } 10,877 \text{ 千円}}{2018 \text{ 年度 処理量 } 3,908 \text{ kL（し尿 } 1,602 \text{ kL} + \text{浄化槽汚泥 } 2,306 \text{ kL）}} \div 2,783 \text{ 円/kL} \quad (1 \text{ kL 当たり単価})$$

(4) 年間処理経費の推移

年度	下水道負担金（千円）	総処理量（kL）	し尿・浄化槽汚泥 kL 当たりの金額（円）
2014	13,542	5,241	2,584
2015	13,013	4,901	2,655
2016	12,777	4,716	2,709
2017	12,258	4,374	2,802
2018	10,877	3,908	2,783



Ⅵ ごみの減量化と再資源化



VI ごみの減量化と再資源化

1. 概 要

現在、私たちは便利で快適な生活を過ごしていますが、反面、大量消費や使い捨ての生活が普通になり、物を大切にしない風潮が生じてきました。このような社会背景の中で、日常生活や事業活動から排出される廃棄物の量が増大してきました。

この増大する廃棄物に対応するためには、ごみの減量化、再資源化への取り組みをより一層、促進するとともに、ごみの発生を抑制し、資源循環型社会への転換を図ることが必要です。それには、行政はもちろん、生産者や消費者、市民との相互理解や協働なくして実現できません。

2016年(平成28年)5月に改定した「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン(明石市一般廃棄物処理基本計画)」に掲げる基本理念「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」の実現に向けて、次の施策を柱に取り組んでいます。

- | | |
|--|---|
| ☐ 家庭から出るごみを減らす | ☐ 事業所などから出るごみを減らす |
| ☐ ごみの再使用・再生利用への誘導 | ☐ 情報の共有化 |
| ☐ 参画と協働のネットワークづくり | ☐ 環境負荷を低減した適正処理の推進 |
| ☐ 経営感覚にもとづく施策の推進 | ☐ 今ある施設を最大限活用 |

2. パートナリーシップによる取り組み強化

2004年(平成16年)4月1日、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の改正に伴い、新たに、ごみ減量推進員制度が施行されました。市内に28小学校区ある地区組織団体からの推薦を受け、28人をごみ減量推進員として委嘱しています。

ごみ減量推進員は、市民と行政をつなぐ地域の指導者として、次の活動を行うことが期待されています。

- ☐ 一般廃棄物の減量、再生利用の指導及び推進
- ☐ 資源物の再生利用の推進
- ☐ 不法投棄の防止、発見及び市への通報
- ☐ 地域の清潔の保持
- ☐ その他一般廃棄物の減量及び資源物の再生利用のための市の施策への協力

また、ごみ減量推進員に協力する立場として、ごみ減量推進協力員の登録を受けており、全市で1,337人が、各自治会内において指導的役割を担っています。

3. 家庭系廃棄物の減量

(1) 紙類・布類の収集及び再資源化

① 概 要

「燃やせるごみ」に含まれていた新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、布類は分別すれば貴重な資源物となり、ごみの減量化、再資源化等に大きく寄与するこ

VI ごみの減量化と再資源化

とから、2004 年(平成 16 年)11 月より、新たに「紙類・布類」として分別収集を実施しています。また、2008 年(平成 20 年)1 月から、雑がみの収集を雑誌といっしょにしるばるか、紙袋に入れる形で始めています。

収集は、市と契約した業者(古紙問屋)が「紙類・布類」を分別収集し、自社の管理するストックヤードに直接搬入し、再資源化しています。

このことから、分別は「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源ごみ」、「紙類・布類」(新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、布類)、「粗大ごみ」の 5 種 9 分別に細分化されました。

② 収集及び再資源化実施状況

人口……………302,486 人(2018 年(平成 30 年)10 月 1 日現在)

世帯数……………136,928 世帯(2018 年(平成 30 年)10 月 1 日現在)

紙類・布類 分別収集・再資源化量……………1,849 トン(2018 年度(平成 30 年度)現在)

※人口と世帯数は、住民基本台帳に基づく人口・世帯数とします。

③ 収集方法及び収集回数

月 1 回土曜日に、紙類は品目ごとにひもで十字にしぼり、布類はポリ袋に入れてもらい、普段「燃やせないごみ」「資源ごみ」を出している場所(ステーション)で収集を行います。

なお、雨天時でも通常どおり収集しています。

明石川東地域	毎月 1 回目の土曜日
明石川西地域	毎月 2 回目の土曜日
大久保地域	毎月 3 回目の土曜日
魚住・二見地域	毎月 4 回目の土曜日

④ 紙類・布類 収集実績

ア 年度・月別収集量

(単位：t)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
2014	305	218	238	199	133	253	191	209	321	197	245	220	2,729
2015	255	188	218	186	155	202	183	226	233	166	189	168	2,369
2016	182	210	135	129	168	144	127	165	193	181	131	161	1,926
2017	162	202	142	125	167	121	169	144	178	154	113	147	1,824
2018	210	160	139	143	142	119	193	150	162	164	125	142	1,849

イ 年度・品目別収集量

(単位：kg)

	品目合計	新聞	雑誌・ 雑がみ	段ボール	紙パック	布類
2014 年度	2,728,707	1,322,620	781,178	444,018	5,470	175,421
2015 年度	2,369,276	1,039,485	706,392	430,605	5,284	187,510
2016 年度	1,926,209	754,129	588,009	408,433	5,769	169,869
2017 年度	1,823,744	683,420	584,800	383,447	2,771	169,306
2018 年度	1,849,430	720,520	568,923	380,506	3,416	176,065

ウ 地域別及び品目別収集量 (2018 年度)

(単位：kg)

	品目合計	新聞	雑誌・ 雑がみ	段ボール	紙パック	布類
明石川東地域	454,890	176,070	151,733	94,689	628	31,770
明石川西地域	456,930	174,330	143,300	100,954	796	37,550
大久保地域	485,190	193,020	144,135	100,550	1,090	46,395
魚住・二見地 域	452,420	177,100	129,755	84,313	902	60,350
合 計	1,849,430	720,520	568,923	380,506	3,416	176,065

(2) 集団回収の推進

① 再生資源集団回収団体研修会

2018 年(平成 30 年) 6 月 30 日、子午線ホール(アスピア明石北館 9 階)にて研修会を実施しました。家庭系ごみの分別や生ごみ減量の協力を依頼し、集団回収助成金交付申請の手続方法を説明して、約 200 名の参加がありました。

② 再生資源集団回収団体への助成金交付

ア 交付基準 紙類、布類、金属類、びん類について、回収量 1 kg 当たり新聞に 3 円、雑誌・雑がみに 5 円、その他品目に 4 円を助成しています。

イ 交付回数 年 2 回

ウ 実施経過 1991 年度(平成 3 年度)から当初 1 kg 当たり 3 円で実施しました。1998 年度(平成 10 年度)に 1 kg 当たり 5 円に、2007 年度(平成 19 年度)に 1 kg 当たり 4 円に改正、2014 年(平成 26 年) 4 月 1 日に再び改正し現行の額となっています。なお、2005 年度(平成 17 年度)からは交付回数を年 2 回に改定しています。

VI ごみの減量化と再資源化

エ 回収実績

年			2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
活動団体数			434	433	427	424	412
全世帯数			130,590	131,941	133,056	135,158	136,928
全人口			297,219	297,975	298,324	300,474	302,486
可燃系 (t)	古紙類	新聞紙	4,580	4,141	3,810	3,450	3,114
		雑誌・雑がみ	1,544	1,522	1,437	1,365	1,245
		段ボール	1,006	985	975	937	900
		計	7,130	6,648	6,222	5,752	5,259
	古布		277	269	248	235	223
	紙パック		24	22	20	20	19
	合計		7,431	6,939	6,490	6,007	5,501
不燃系 (t)	アルミ缶		136	132	132	127	113
	スチール缶		16	14	13	15	13
	その他の金属		2	1	5	4	4
	びん類	生きびん	1	1	1	1	1
		カレット	64	65	63	60	56
		計	65	66	64	61	57
	合計		219	213	214	207	187
総計(t)			7,650	7,152	6,704	6,214	5,688
助成金(円)			28,290,387	25,989,389	24,440,465	22,771,999	20,881,701
1団体平均	回収量(kg)		17,626	16,517	15,699	14,656	13,805
	助成金(円)		65,185	60,022	57,238	53,708	50,684

- 注) 1. 「回収実績」は、各年1月1日から12月31日までの回収量です。
2. 「活動団体数」は、助成金の請求のあった団体数で、各年12月31日現在の値です。
3. 「全世帯数」「全人口」は、住民基本台帳に基づく各年度10月1日現在の世帯数・人口とします。
4. 「1団体平均」は、各項目を「活動団体数」で除した値とします。

オ 活動団体の状況

団体の種類	2016 年		2017 年		2018 年	
	団体数	回収量	団体数	回収量	団体数	回収量
子 ども 会	124	2,823t	120	2,527t	112	2,266t
自 治 会	148	2,366t	144	2,193t	145	2,058t
P T A他学校関係	74	463t	73	417t	73	388t
高 年 ク ラ ブ	25	504t	27	531t	26	476t
マンション管理組合	44	417t	48	433t	47	407t
そ の 他	12	131t	12	113t	9	93t
計	427	6,704t	424	6,214t	412	5,688t

③ 再生資源集団回収団体への活動用具助成

活動用具助成は 2013 年度(平成 25 年度)に廃止しました。

④ 再生資源集団回収業者への協力金交付

ア 交付基準 古紙(新聞、雑誌、段ボール)の回収量 1 kg 当たり 0～2 円を交付しています。

イ 交付回数 年 2 回

ウ 業者登録数 26 業者(2018 年(平成 30 年)12 月 31 日現在)

エ 実施経過 1998 年度(平成 10 年度)から古紙市況低迷による、登録団体への逆有償を防ぐため、実施しています。なお、2005 年度(平成 17 年度)より交付基準額を 2 円以下に、交付回数を年 2 回に改定しています。

2018 年度(平成 30 年度)実績では、1、2 期とも 1 kg 当たり 0 円でした。

オ 収集実績 回収量 5,688 t (2018 年(平成 30 年)実績)

⑤ カレットびん・スチール缶回収業者への助成金交付

回収業者への助成金交付は 2013 年度(平成 25 年度)に廃止しました。

VI ごみの減量化と再資源化

(3) 廃食用油のリサイクル

市内の小学校・保育所及び一般家庭などから排出される廃食用油の回収を行い、バイオディーゼル燃料に転換したものを、市のごみ収集車等の燃料として利用しています。バイオディーゼル燃料は、大気汚染の原因となる黒煙を出さず、原料がバイオマスである使用済み天ぷら油であることから、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素を増やさないというメリットがあり、ごみ収集車等 7 台の燃料として活用しています。

また、2016 年(平成 28 年) 9 月から西部給食センター、2018 年(平成 30 年)4 月から東部給食センターの廃食用油の回収を開始し、更には新たに整備される認定こども園、或いは保育園での給食用廃食用油の回収園も増加傾向にあります。

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
廃食用油回収量	37,391ℓ	40,603ℓ	42,262ℓ	47,979ℓ
B D F 購入量	22,180ℓ	21,230ℓ	14,964ℓ	11,760ℓ
CO ₂ 削減量	97,964kg	106,379kg	110,726kg	125,704kg

(4) 廃食用油の回収拠点

① 回収ボックスによる回収（7ヶ所）（2019 年(平成 31 年) 4 月 1 日現在）

	施 設 名	回 収 日	回収時間帯
1	明石市役所 中崎 1 丁目 5 番 1 号 ☎ 912-1111	【毎日】 (平成 22 年 10 月 1 日～) (庁舎西タクシー乗場前)	24 時間
2	大久保市民センター 大久保町大窪 612-1 ☎ 918-5620	【毎日(開庁日)】 ※1 (平成 22 年 10 月 1 日～) (庁舎正面玄関・風除室内)	8:55～17:40
3	魚住市民センター 魚住町西岡 500-1 ☎ 918-5630	【毎日(開庁日)】 ※1 (平成 22 年 10 月 1 日～) (庁舎正面玄関・風除室内)	8:55～17:40
4	二見市民センター 二見町東二見 457-1 ☎ 918-5640	【毎日(開庁日)】 ※1 (平成 22 年 10 月 1 日～) (庁舎内)	8:55～17:40
5	高丘中央集会所 大久保町高丘 3-3 ☎ 935-5325	【毎日(開館日)】 ※1 (平成 24 年 10 月 1 日～) (集会所正面玄関入って右)	開館時間内
6	江井島サービスコーナー 大久保町江井島 794-8 ☎ 918-5635	【毎日(開庁日)】 ※1 (平成 24 年 10 月 1 日～) (事務所正面玄関入って左)	開庁時間内
7	リサイクル家具常設展示場 大久保町松陰 1131 ☎ 918-5794	【毎日(開庁日)】 ※2 (平成 23 年 7 月 16 日～) (明石クリーンセンター1 階)	9:00～16:00

※1 土日・祝祭日・年末年始を除きます。 ※2 日曜・年末年始を除きます。

② 拠点による回収（12ヶ所）

（2019年（平成31年）4月1日現在）

	施設名	回収日	回収時間帯
1	花と緑の学習園 小久保 1-10-3 ☎ 924-6111	【毎月第3月曜日】 （2009年（平成21年）10月19日～） （上ヶ池公園北側事務所横駐車場）	9:30～11:00
2	サンライフ明石 西明石南 3-1-21 ☎ 923-0770	【毎月第3火曜日】 （2009年（平成21年）10月19日～） （南側正面玄関前）	9:30～11:00
3	松が丘保育所 松が丘 3-2-1	【毎月第3水曜日】 （2017年（平成29年）4月19日～） （保育所南側駐車場）	9:30～11:00
4	天文科学館 人丸町 2-6 ☎ 919-5000	【毎月第3金曜日】 （2010年（平成22年）6月18日～） （天文科学館東向駐車場）	9:30～11:00
5	コープ西明石店 西明石北町 1-2-1	【毎月第4月曜日】 （2009年（平成21年）9月28日～） （店舗西側入口）	9:30～11:00
6	大蔵会館 大蔵中町 12-14	【毎月第4月曜日】 （2009年（平成21年）9月28日～） （会館正面玄関）	9:30～11:00
7	大蔵八幡神社 大蔵八幡町 6	【毎月第4月曜日】 （2009年（平成21年）9月28日～） （八幡神社社務所前）	9:30～11:00
8	山手台会館 山手台 1-56	【毎月第4火曜日】 （2010年（平成22年）1月26日～） （山手台会館前）	9:30～11:00
9	東二見駅北集会所 二見町東二見 488-2-2	【毎月第4火曜日】 （2010年（平成22年）6月22日～） （東二見駅北集会所前）	9:30～11:00
10	エーコープ江井ヶ島店 大久保町西島 422-1	【毎月第4水曜日】 （2009年（平成21年）11月25日～） （店舗前中央）	9:30～11:00
11	上ノ丸会館 上ノ丸 2-2-30	【毎月第4木曜日】 （2009年（平成21年）11月26日～） （上ノ丸会館前）	9:30～11:00
12	太寺会館 太寺 2-14-8	【毎月第4金曜日】 （2009年（平成21年）11月26日～） （太寺会館裏駐車場）	9:30～11:00

VI ごみの減量化と再資源化

③ 自治会からの要望による回収（2ヶ所）（2019年（平成31年）4月1日現在）

	施設名	回収日	関係自治会
1	シャルムシーサイド明石 藤江 1625-1	【毎月第3月曜日】 (2009年(平成21年)12月6日 ～) (回収時間帯：随時)	シャルムシーサイド明石 自治会（当自治 会員のみのみ）
2	県営明石清水団地 魚住町清水 353-19	【毎月第3月曜日】 (2017年(平成29年)5月15日 ～) (回収時間帯：随時)	清水西通り自 治会（当自治 会員のみのみ）

※油は植物性に限ります。

※油はよく冷まされてから、ペットボトル等でご持参ください。ペットボトルごと回収もいたします。

※ご商売をされた後の廃食用油（事業系）は回収出来ませんので、ご注意ください。

(5) 小型家電のリサイクル

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が2012年（平成24年）8月10日に公布され、法施行前の2012年（平成24年）11月1日から事前調査回収或いは、その後の継続回収を行い、どのような小型電子機器等（以下、小型家電）がどの程度排出されるのかを調査しました。その後、2013年（平成25年）4月1日に同法が施行され2013年（平成25年）10月1日より本格回収に移行しました。

- ① 回収対象品目 PC(タワー・ノート)・携帯電話・デジカメ・携帯用CD/MDプレーヤー・電子辞書・ビデオカメラ・ACアダプタ・プラグジャック類等48品目
(2019年(平成31年)4月1日現在)

② 回収場所

ア ボックス回収 18ヶ所（市役所・3市民センター・あかし保健所・明石市立西部市民会館・アスパア明石北館7階・パピオス4階市立図書館・パピオス6階総合窓口・明石工業高等専門学校・コープ大蔵谷店・万代硯町店・イオン明石店・イトーヨーカドー明石店・ケーヨーデイツー明石大久保店）

イ 拠点回収 12ヶ所（花と緑の学習園・サンライフ明石・市立松が丘保育所・天文科学館・コープ朝霧・コープ西明石・コープ大久保・コープ魚住・大蔵会館・大蔵八幡神社・山手台会館・東二見駅北集会所・エーコープ江井島・上ノ丸会館・太寺会館）

ウ 自己搬入 対象の小型家電のみであれば、明石クリーンセンターへの予約なしでの搬入を受け付けている。

③ 回収量

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
小型家電回収量	22,474 kg	21,670kg	25,613kg	33,568.5kg

(6) 生ごみの減量化、再資源化

家庭系可燃ごみ（燃やせるごみ）に最も多く含まれる生ごみの減量化を推進し、ごみ焼却の減量化及び最終処分場の延命化を図ります。

○ 生ごみ減量化大作戦

ア 段ボールコンポスト普及促進事業

段ボール箱を利用して家庭から毎日出る生ごみを堆肥化し、できた肥料を家庭菜園や公園・学校の花壇等で活用することにより、家庭で簡単にできるごみの減量化やリサイクルを推進します。

なお、段ボールコンポストに必要な基材（ピートモス 12ℓ、くん炭 8ℓ）の無償配布は、2012 年度（平成 24 年度）で終了しましたが、引き続き環境講座などを通じて、段ボールコンポストの方法について説明しています。

イ 生ごみの水切り普及促進事業

家庭から毎日出る生ごみは、多くの水分を含んでいます。環境講座などを通じて、水切りを徹底することにより、ごみ焼却量の削減や衛生的な収集運搬を推進します。

(7) 家庭系ごみ組成分析調査（湿ベース）

① 概 要

明石市では、家庭から出された「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」を対象に、ごみ袋内ごみの種類と割合を調べる「組成分析調査」を行っています。

ごみの組成を明らかにすることは、ごみ減量化施策の企画立案及び実施、諸計画の策定にあたっても基礎的なデータとして高い利用価値があるなど、廃棄物行政を的確に進める上で重要となります。



VI ごみの減量化と再資源化

② 燃やせるごみ 組成分析調査結果(湿ベース)

(単位:%)

			2016 年度	2017 年度	2018 年度
資源化可能物	紙類・布類	新聞、折込広告	16.16	3.99	3.35
		雑誌、書籍	0.34	1.70	0.06
		段ボール	6.72	1.67	1.89
		紙パック(500ml以上)	0.63	0.85	0.48
		雑がみ(リサイクル可能)	1.79	4.45	8.42
		古着、布類	4.87	2.73	1.72
		小計	30.51	15.39	15.92
	プラスチック類	ペットボトル	0.55	0.37	0.28
	ガラス類	飲料用びん	0.04	0.22	0.26
	金属類	スチール缶・アルミ缶	0.40	0.41	0.12
	小型家電	小型家電製品	0.02	0.10	-
	計（資源化可能物）		31.52	16.49	16.58
燃やせるごみ	紙類・布類	汚れた紙類(リサイクル不可能)	13.21	15.44	13.78
	ちゅう芥類	調理くず、食べ残しなど	27.83	29.71	31.64
	プラスチック類	容器包装(レジ袋)	0.95	1.42	1.66
		容器包装(白色トレイ)	0.21	0.75	0.14
		容器包装(その他)	13.32	13.50	13.19
		プラ製品	0.68	2.27	2.86
		紙おむつ	10.11	14.74	7.44
	繊維	汚れた衣類など	0.55	0.85	5.76
	ゴム・皮革	その他(ゴム、皮革を含む)	0.92	1.36	0.29
	木・竹・わら類	枝木、竹、わら、草、花、割り箸など	0.25	2.09	2.35
	その他可燃	乾燥剤、ペットのフン等	0.33	0.18	3.10
	計（可燃ごみ）		68.36	82.31	82.21
燃やせないごみ	有害ごみ	蛍光灯・水銀・乾電池	0.01	0.01	-
	金属類、ガラス、陶磁器他	小型家電製品	-	-	-
		金属、ガラス、陶磁器	0.11	1.19	1.21
	計（不燃ごみ）		0.12	1.20	1.21
合 計			(100.0)	(100.0)	(100.0)

③ 燃やせないごみ 組成分析調査結果(湿ベース)

(単位: %)

			2016 年度	2017 年度	2018 年度
資源化可能物	紙類・布類	新聞、雑誌、雑がみ、段ボール	0.65	2.88	0.38
		汚れのない衣類など	0.00	2.89	－
		小計	0.65	5.77	0.38
	プラスチック類	ペットボトル	2.00	0.02	－
	ガラス類	飲料用びん	18.05	3.49	5.76
	金属類	スチール缶	2.49	2.15	2.03
		アルミ缶	1.50	0.42	－
	小型家電	小型家電製品	7.55	3.50	13.83
	計（資源化可能物）		32.24	15.35	22.00
燃やせるごみ	紙類・布類	汚れた紙類・衣類（リサイクル不可能）	0.07	1.22	2.10
	ちゅう芥類	調理くず、食べ残しなど	0.00	0.00	－
	プラスチック類	プラ製容器包装	0.00	7.13	1.42
		プラ製品	14.03	7.99	16.68
	ゴム・皮革	その他（ゴム、皮革を含む）	1.08	1.23	2.12
	木・竹・わら類	枝木、竹、わら、草、花、割り箸など	0.00	4.73	2.56
	その他可燃	5mm 目ふるい下、分類不能など	0.00	0.13	0.66
	計（可燃ごみ）		15.18	22.43	25.54
燃やせないごみ	ガラス類	化粧品びん、薬品びん	1.89	15.01	3.02
	陶磁器類	食器、植木鉢など	7.95	11.63	6.09
	土砂・石類	土砂、乾燥剤など	0.00	0.00	－
	金属類	小型家電製品	－	－	－
		その他金属（鍋、穴あきスプレー缶など）	36.07	33.47	42.02
	危険物	穴なしスプレー缶など	2.54	1.01	0.20
	有害ごみ	蛍光灯	0.63	0.15	－
		乾電池	3.50	0.95	1.13
		水銀体温計	0.00	0.00	－
計（不燃ごみ）		52.58	62.22	52.46	
合 計			(100.0)	(100.0)	(100.0)

VI ごみの減量化と再資源化

(8) レジ袋削減の推進

① 概 要

ごみの減量化と地球温暖化の防止を目的として、レジ袋の削減に取り組んでいます。2011年(平成23年)11月に、市内の飲食料品スーパーなど13事業者、消費者団体(明石消費者協会(旧明石市消費生活研究会))、明石市の三者で「明石市におけるレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を締結しました。さらに、2012年(平成24年)2月に、3事業者と三者協定を締結し16事業者の48店舗にて、2012年(平成24年)4月1日からレジ袋の無料配布の取りやめを開始しました。その後、2013年(平成25年)に2事業者、2015年(平成27年)に1事業者、2017年(平成29年)に1事業者、2018年(平成30年)に1事業者と新たに協定を締結し、2019年(平成31年)4月1日現在、21事業者の49店舗と協定を締結しています。

② 協定締結事業者一覧

(2019年(平成31年)4月1日現在)

No.	事業者名 (50音順)	市 内 店 舗		レジ袋削減 率 目標値
		名 称	店舗数	
1	あかし農業協同組合	フレッシュ・モア	3	80%以上
2	イオンリテール(株) 近畿・北陸カンパニー	イオン	2	80%以上
3	(株)エーコープ近畿	エーコープ	1	80%以上
4	(株)オークワ	プライスカット	1	80%以上
5	(株)カドワキ	業務スーパー	2	80%以上
6	(株)銀ビルストアー	プチマルシェ、生鮮パワー	2	80%以上
7	(株)光洋	ピーコックストア	1	80%以上
8	(株)サンディ	ボックスストアサンディ	1	80%以上
9	(株)須磨青果	スーパーマーケット小西屋	1	80%以上
10	生活協同組合コープこうべ	コープ、コープミニ	6	90%以上
11	(株)ダイエー	グルメシティ	1	80%以上
12	大黒天物産(株)	ディオ、ラ・ムー	3	80%以上
13	(株)トーホーストア	トーホーストア	4	80%以上
14	(株)トライアルカンパニー	スーパーセンタートライアル	1	80%以上
15	(有)成瀬龍平商会	業務スーパー	1	80%以上
16	(有)ハローズ	ハローズ	2	80%以上
17	兵庫南農業協同組合	ふあ〜みんショップ	2	80%以上
18	マックスバリュ西日本(株)	マックスバリュ	4	80%以上
19	(株)マルアイ	マルアイ	8	85%以上
20	(株)万代	万代	1	85%以上
計			47	

4. 事業系廃棄物の減量

(1) 大規模事業所の減量計画の提出

① 対象となる事業者

下記に該当する建築物の所有者または占有者。計 82 事業所（2019.4 末現在）

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称「ビル管法」）に規定する特定建築物（延床面積 3,000 m²以上）

イ 大規模小売店舗立地法（通称「大店立地法」）に規定する大規模小売店舗（延床面積 1,000 m²を超える）

ウ その他、ア、イ以外の年間 200 t 以上事業系廃棄物を排出する事業所

② 義務

ア 減量及び適正処理に関する計画書の提出

イ 廃棄物管理責任者の選任と届出

③ 実施時期

2002 年（平成 14 年）6 月施行

④ 実績値と計画値

	廃棄物として 排出した量	資源物として 排出した量	合 計	資源化率	対象 事業所数
2013 年度 実績値	7,840,446 kg	10,383,861 kg	18,224,307 kg	57%	81
2014 年度 実績値	8,201,290 kg	10,620,824 kg	18,822,114 kg	56%	78
2015 年度 実績値	7,488,116 kg	9,795,507 kg	17,283,623 kg	57%	80
2016 年度 実績値	7,895,045kg	10,478,782kg	18,373,827kg	57%	80
2017 年度 実績値	8,078,296kg	10,976,513kg	19,054,809kg	58%	81
2018 年度 計画値	7,868,768kg	11,123,091kg	18,991,859kg	59%	82

(2) 市庁舎内古紙等回収資源化

① 1990 年度（平成 2 年度）に「庁内における再生紙利用と回収・資源化対策」をまとめ、事業系ごみ減量化対策の一環として 1991 年度（平成 3 年度）から始めました。

2005 年度（平成 17 年度）以降における新聞雑誌等については、紙類・布類分別収集の市契約業者が品目別契約単価で回収しています。

② 回収実績

種 別	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	1991 年度からの 累計
再 生 紙	123 t	127 t	163 t	129 t	129 t	2,447 t
新聞雑誌等	25 t	27 t	28 t	54 t	26 t	697 t

5. リサイクルプラザの運営

(1) 施設見学者の案内

区 分	2015 年度		2016 年度		2017 年度		2018 年度	
	団体	人数	団体	人数	団体	人数	団体	人数
学校関係	26	2,608	25	2,512	27	2,664	27	2,699
市民団体	29	386	17	216	20	272	17	277
計	55	2,994	42	2,728	47	2,936	44	2,976

(2) 不用家具（粗大ごみ）の再利用

市内の家庭から粗大ごみとして出された家具等を、資源循環課の家具工房で修理を行い、環境&消費者フェアなどの催しで提供してきました。（2010 年度（平成 22 年度）の環境&消費者フェアからは有償での提供に変更）

2011年（平成23年）5月16 日から、明石クリーンセンターにリサイクル家具の常設展示場を開設し、有償での提供を継続しています。（年度内6回の展示回数を予定）

区 分	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
展示回数	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回
展示数	150 点	150 点	150 点	150 点	150 点
提供数	113 点	114 点	112 点	105 点	107 点
来場者数	1,420 人	1,394 人	1,430 人	1,420 人	1,310 人

6. 減量化等の普及啓発

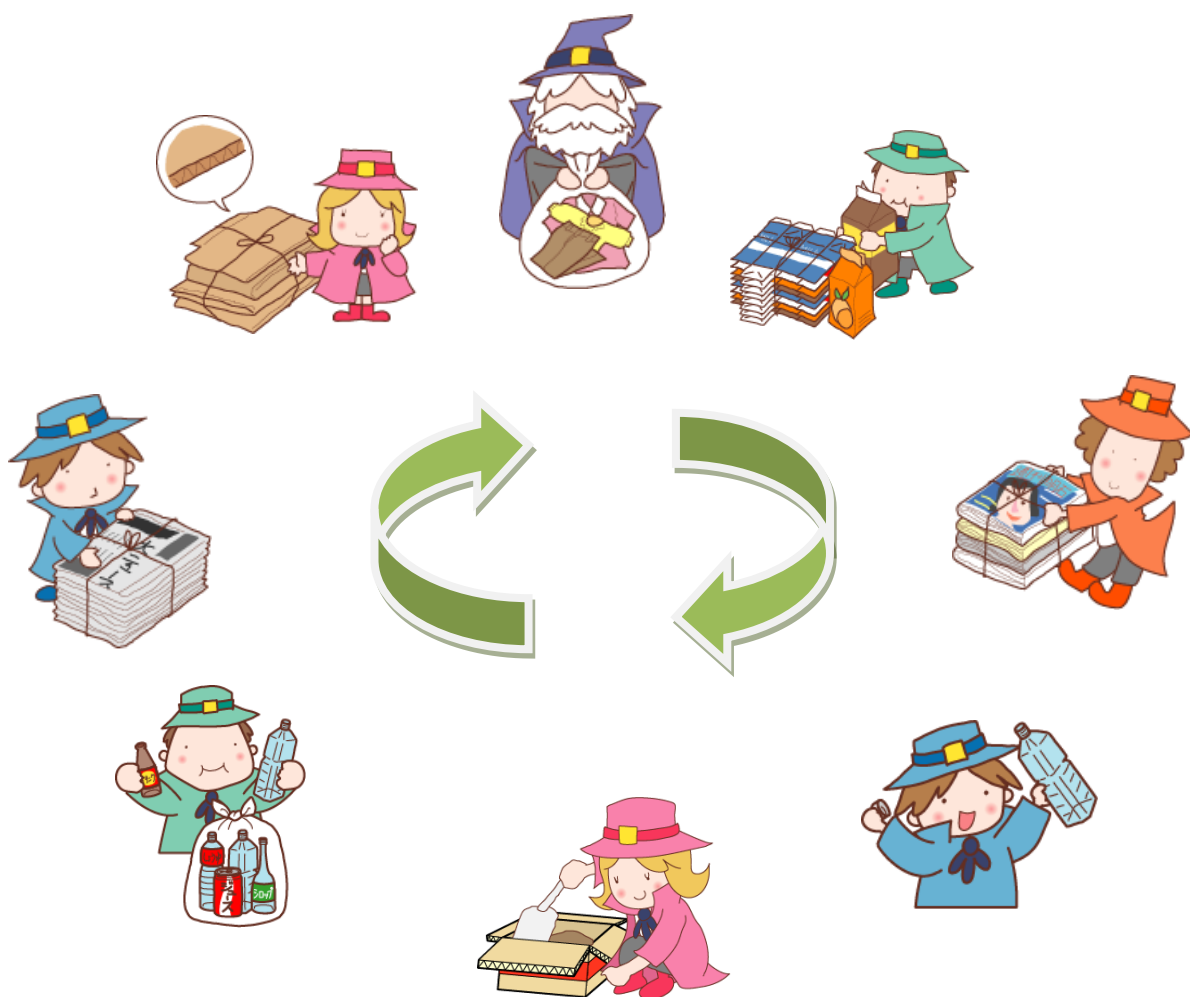
(1) 環境講座等

区 分	2016 年度	2017 年度	2018 年度
講座内容	・ごみ減量講座 （10 回、317 人） ・生ごみ段ボール コンポスト講座 （1 回、16 人）	・ごみ減量講座 （7 回、143 人） ・生ごみ段ボール コンポスト講座 （1 回、80 人）	・ごみ減量講座 （6 回、275 人）
参加者 （回数）	333 人（11 回）	223 人（8 回）	275 人（6 回）

(2) 啓発パンフレット等の作成

目 的	冊 子 名	配 置 ・ 配 付 先
一般啓発用	段ボールコンポスト 実践ガイドブック	資源循環課、講習会等
事業所啓発用	事業所ごみ減量マニュアル	市内事業所
小学校学習副読本	すすめ！3R 号（みんなで考えるごみの問題）	市内小学校

Ⅶ ごみの収集・運搬



Ⅶ ご ゐ の 収 集 ・ 運 搬

1. 概 要

(1) 展 望

近年、価値観やライフスタイルが多様化する中で、より快適な生活環境を提供することが、行政に求められています。ごみの収集・運搬についても市民のニーズにいかに応えるかを最重点課題として取り組んでいく必要があります。

また、市民に対しても啓発活動を通じて、ごみ出しマナー等の指導を行い、市民と行政が一体となって快適な環境をつくっていくよう努力していくことが肝要です。

その一環として、適正処理と住民サービス向上を目的とした収集職員による不法投棄パトロールや学校・自治会での説明会開催などを実施しています。

(2) 事業の沿革

明石市におけるごみ収集は、1970年(昭和45年)5月に一括混合収集から「燃やせるごみ」週2回、「燃やせないごみ」週1回の定日収集に移行しました。1972年(昭和47年)4月にはステーション方式によるビニール袋収集体制を採用し、同年12月、全市域にごみ集積場を設置しました。

その後、ごみの減量化・資源化を図るため、1978年(昭和53年)6月に一部地域において「燃やせないごみ」を空き缶・空きびん・その他の燃やせないごみに細分化し、それぞれ別々に収集・運搬を行う「燃やせないごみの分別収集」を開始し、以後順次地区の拡大を図りました。1989年(平成元年)8月からは、空き缶、空きびん混合袋収集へ移行し、1999年(平成11年)6月にはペットボトルも品目に加え、「資源ごみ」として全市域で収集しています。2004年(平成16年)11月からは、「紙類・布類」を「燃やせるごみ」から細分化し分別収集しています。

また、2016年(平成28年)12月から、「水銀使用廃製品」のうち3品目について拠点回収を実施しています。

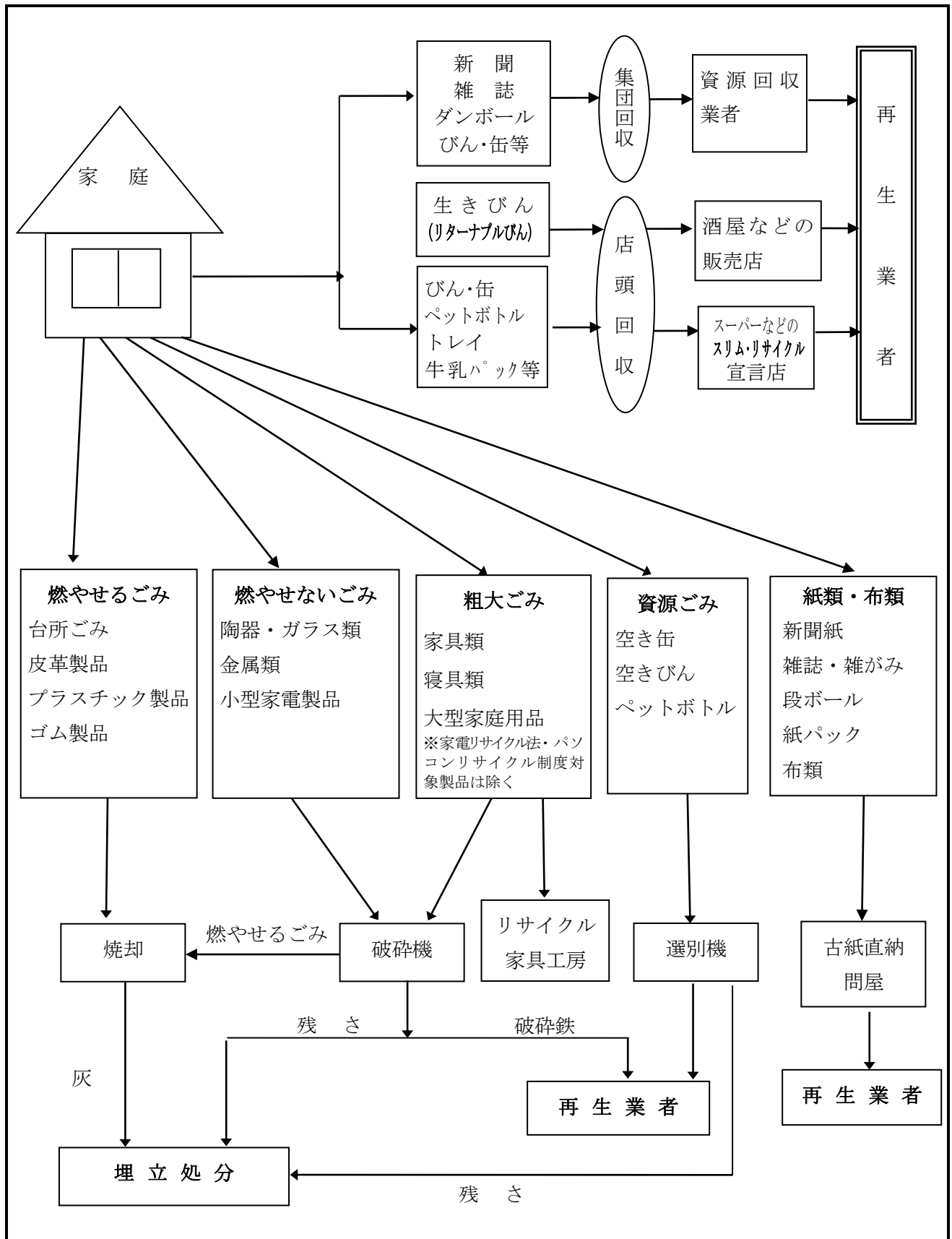
粗大ごみ収集については、1978年(昭和53年)から燃やせないごみとは別に収集を開始し、自治会(町内会)等单位で、年4回の収集を行ってきましたが、2004年(平成16年)11月からは、戸別有料収集を実施しています。



(ごみ収集車の種類)

VII ごみの収集・運搬

明 石 市 の ご む の 流 れ



※2001年4月1日より、「エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫を含む)、洗濯機」は、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の施行に伴い、収集対象外となりました。2003年10月1日よりパソコンリサイクル制度施行に伴いパソコンは収集対象外となりました。家電リサイクル法の改正により、2009年4月1日より、衣類乾燥機は収集対象外となりました。

2. 収集及び運搬

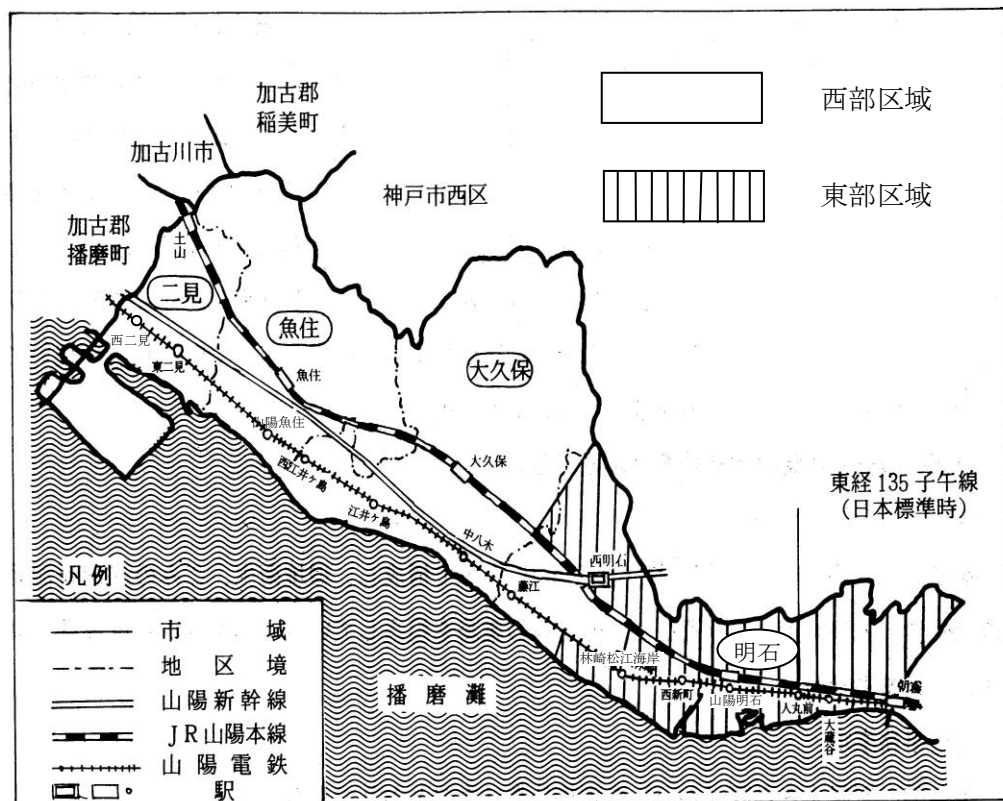
(1) 概 要

一般家庭から排出される生活ごみに対処するため、明石市では下図のとおり市域をほぼ東西に分け、東部地域は委託 3 業者で西部地域は直営及び委託業者で、それぞれ分担して収集しています。

直営の職員は、作業長 4 名、自動車運転手 37 名、作業員 3 名(2019 年(平成 31 年)4 月 1 日現在)で、西部地域の燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみの収集を行うほか、市内全域の粗大ごみの収集、不法投棄ごみ等の収集業務に従事しています。

なお、2004 年(平成 16 年)4 月より屋外一斉清掃に伴う土砂収集、犬ねこ等の小動物死体収集業務は業者委託しています。

さらに、2004 年(平成 16 年)11 月からは、燃やせるごみから「紙類・布類」を分別し、収集業務については、業者委託しています。



(ごみ収集の区域)

Ⅶ ごみの収集・運搬

(2) 収集実施状況

世帯数……………136,928 世帯 (2018 年(平成 30 年)10 月 1 日現在)

人 口……………302,486 人 (2018 年(平成 30 年)10 月 1 日現在)

① 西部収集区域

町	名
貴崎 1～5 丁目、松江(一部)、川崎町、西明石南町 1～3 丁目、西明石西町 1～2 丁目、別所町、東藤江 1～2 丁目、藤が丘 1～2 丁目、藤江(一部) 大久保町松陰新田、大久保町森田(一部)、大久保町松陰(一部)、大久保町大久保町(一部)、大久保町大窪、大久保町茜 1～3 丁目、大久保町山手台 1～4 丁目、大久保町高丘 1～7 丁目、大久保町西脇、大久保町緑が丘、大久保町谷八木、大久保町八木、大久保町福田、大久保町福田 1～3 丁目、大久保町江井島、大久保町西島、大久保町ゆりのき通 1～3 丁目、大久保町わかば、大久保町駅前 1～2 丁目、大久保町松陰山手、魚住町金ヶ崎、魚住町長坂寺、魚住町錦が丘 1～4 丁目、魚住町鴨池、魚住町清水、魚住町中尾、魚住町住吉 1～4 丁目、魚住町西岡 二見町福里、二見町東二見、二見町西二見、二見町西二見駅前 1～4 丁目	

② 東部収集区域

(阪神連合清掃(株))

町	名
松が丘 1～4 丁目、松が丘 5 丁目 (一部)、朝霧南町 1 丁目、朝霧南町 2 丁目 (一部)、大蔵谷奥 (一部)、荷山町、太寺 1～4 丁目、太寺大野町、太寺天王町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵八幡町、大蔵天神町、上ノ丸 1～3 丁目、山下町、天文町 1～2 丁目、人丸町、東人丸町 (一部)、東仲ノ町、桜町、大明石町 1～2 丁目 (JR 以南)、樽屋町、材木町、港町、日富美町、岬町、大観町、相生町 1～2 丁目、鍛冶屋町、中崎 1～2 丁目、本町 1～2 丁目	

((有)毎日清掃)

町	名
松が丘 5 丁目 (一部)、朝霧南町 2 丁目 (一部)、朝霧南町 3～4 丁目、朝霧東町 1～3 丁目、大蔵谷奥 (一部)、松が丘北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧北町、東山町、朝霧町 1～3 丁目、北朝霧丘 1～2 丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、東野町、東人丸町 (一部)、鷹匠町、茶園場町、大明石町 1～2 丁目 (JR 以北)、船上町 (一部)、和坂 1～3 丁目、西明石町 1～5 丁目、新明町、林崎町 1～3 丁目、南貴崎町、林 1～3 丁目、松江 (一部)、和坂 (アメニティーコート)、旭が丘、西明石東町、野々上 1～2 丁目、野々上 3 丁目 (一部)	

((有)東播清掃)

町	名
大道町 1～2 丁目、和坂、松の内 1～2 丁目、花園町、鳥羽、沢野 1～2 丁目、明南町 1～3 丁目、小久保 1～6 丁目、小久保、西明石北町 1～3 丁目、北王子町、王子 1～2 丁目、西新町 1～3 丁目、硯町 1～3 丁目、田町 1～2 丁目、船上町 (一部)、立石 1～2 丁目、和坂稲荷町、宮の上、南王子町、野々上 3 丁目 (一部)、藤江 (一部)、大久保町森田 (一部)、大久保町松陰 (一部)、大久保町大久保町 (一部)	

(3) 収集方法及び収集回数

家庭から排出されるごみは、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」「紙類・布類」に分け、それぞれ別々に決められた収集曜日に、決められた場所（ステーション）で収集を行っています。また「粗大ごみ」については、2004年（平成16年）11月から戸別有料収集となっています。

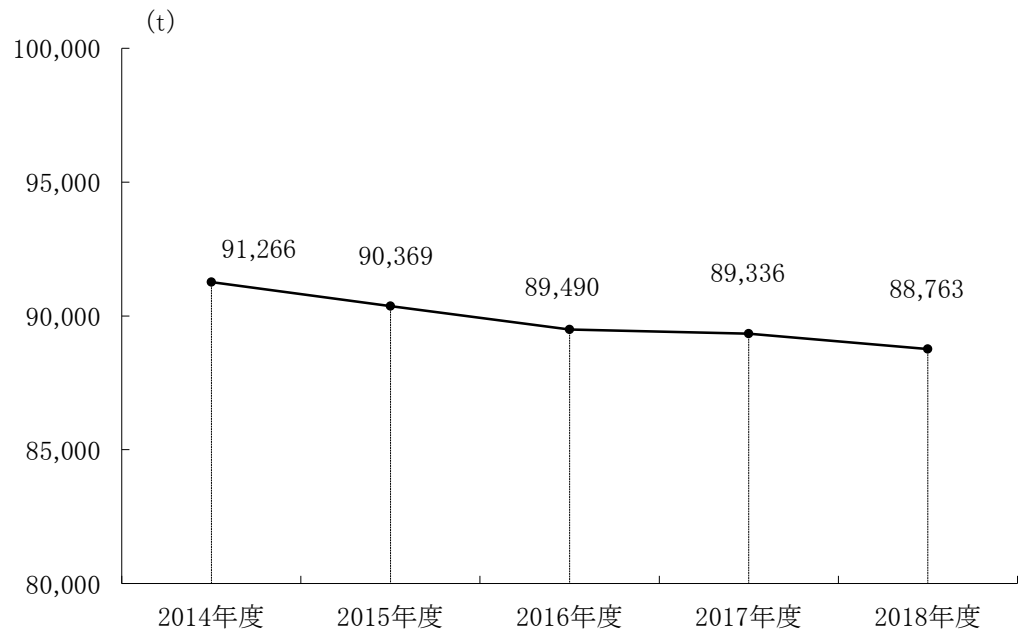
さらに2007年（平成19年）1月には、地域によって収集曜日が異なっていた「燃やせないごみ」「資源ごみ」の収集曜日を水曜日に統一しました。

収集の区分	ごみの種類	回数	ステーション数
燃やせるごみ	・台所ごみ ・プラスチック製品 ・皮革製品 ・ゴム製品	週 2 回	約 4,000
燃やせないごみ	・陶器・ガラス類 ・金属類 ・小型家電製品 ・その他（筒型乾電池など）	月 2 回	約 3,000
資 源 ご み	・空き缶、空きびん、ペットボトル	月 2～3 回	約 3,000
紙 類 ・ 布 類	・新聞紙 ・雑誌・雑がみ ・段ボール ・紙パック ・布類	月 1 回	約 3,000
粗 大 ご み	・家具、建具類 ・布団類、スプリング入りマットレス ・自転車 ・大型家庭用品 [※ エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫を含む）、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは除く]	戸別有料収集	—
水銀使用廃製品	・水銀体温計 ・水銀血圧計 ・水銀温度計	随 時 (拠点回収)	拠点 6 箇所

※2001年4月1日より、「エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫を含む）、洗濯機」は、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の施行に伴い、収集対象外となりました。2003年10月1日よりパソコンリサイクル制度施行に伴いパソコンは収集対象外となりました。家電リサイクル法の改正により、2009年4月1日より、衣類乾燥機は収集対象外となりました。

3. ゴみ収集実績（計画収集分）

(1) 年度別収集量



※集団回収分、自己搬入分は除く。

(2) 月別収集量 (単位：t 四捨五入)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
2014	7,792	8,198	7,578	8,015	7,620	7,733	7,666	6,925	8,711	7,104	6,294	7,630
2015	7,576	7,837	7,762	7,779	7,403	7,550	7,496	7,208	8,560	6,828	6,772	7,598
2016	7,481	8,209	7,486	7,410	7,693	7,391	7,414	7,271	8,471	7,028	6,208	7,428
2017	7,154	8,450	7,626	7,675	7,815	7,186	7,738	7,322	8,193	6,875	6,000	7,302
2018	7,339	8,052	7,285	7,705	7,589	7,056	7,755	7,319	8,217	7,000	6,320	7,126

※集団回収分、自己搬入分は除く。

(3) 搬入区分別収集量

(単位：t)

年 度 搬入 区分 \ 収集区分		2014	2015	2016	2017	2018
西部区域	燃やせるごみ	33,197	32,783	32,225	32,078	32,037
	燃やせないごみ	1,465	1,493	1,533	1,605	1,766
	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	1,660	1,703	1,625	1,584	1,632
東部区域	燃やせるごみ	22,153	21,767	21,385	21,172	21,011
	燃やせないごみ	1,014	1,034	1,040	1,055	1,213
	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	1,156	1,174	1,147	1,146	1,144
粗大ごみ	粗大ごみ	575	584	570	586	647
一斉清掃	一斉清掃ごみ	764	779	750	716	719
集団回収	資源ごみ(びん)	0	0	0	0	0
許 可	燃やせるごみ	28,742	28,461	28,615	28,658	27,679
	燃やせないごみ	539	591	597	735	915
自己搬入	燃やせるごみ	5,131	5,021	5,037	5,121	5,609
	燃やせないごみ	1,565	1,635	1,635	1,597	2,193
計	燃やせるごみ	89,223	88,032	87,263	87,029	86,336
	燃やせないごみ	4,583	4,753	4,805	4,992	6,087
	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	2,816	2,877	2,773	2,730	2,776
	粗大ごみ	575	584	570	586	647
	一斉清掃ごみ	764	779	750	716	719
合 計		97,961	97,025	96,161	96,053	96,565

4. 分別収集（資源ごみの収集）

(1) 概 要

当市においては、燃やせないごみとして出される空き缶・空きびんを埋立て処分せず資源として再利用するため、1978年(昭和53年)6月から一部地域で「空き缶」・「空きびん」個別かご収集方式による分別収集を開始しました。その後順次拡大を図り、1989年(平成元年)8月にかご方式から「缶・びん混合袋収集」に変更しました。また1999年(平成11年)6月からペットボトルも品目に加え、全市域実施に至りました。

(2) 資源ごみ分別収集実績量

1978年(昭和53年)に一部の地区で収集を開始した当時は、2,500世帯で収集量は「空き缶」25t・「空きびん」58tでしたが、2018年度(平成30年度)には136,928世帯(2018年(平成30年)10月1日現在)、収集量は「空き缶・空きびん・ペットボトル」2,776tとなっています。

項目 年度	収集世帯数	資源ごみ (t)
2014	130,590	2,816
2015	131,941	2,877
2016	133,088	2,773
2017	135,158	2,730
2018	136,928	2,776

※世帯数は、10月1日現在となります。

5. 粗大ごみ戸別有料収集

(1) 概 要

2004年(平成16年)11月より、戸別有料収集を実施しています。2018年(平成30年)度はのべ22,183世帯から、47,817個の粗大ごみを収集しました。粗大ごみ処理券(1枚300円)の売上枚数は73,389枚(売上金額22,016,700円)でした。収集した品目のなかで多い物は、布団、いす、テーブル、自転車、衣装ケース等でした。

(2) 粗大ごみ量の変化

(単位＝t 四捨五入)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
2015	55	52	53	48	49	51	50	46	62	32	34	51	583
2016	49	54	54	45	49	41	44	54	65	32	35	48	570
2017	53	57	52	49	54	45	45	50	69	34	32	47	587
2018	53	52	49	48	59	56	57	59	77	37	46	54	647
前年比	100%	91%	94%	98%	109%	124%	127%	118%	112%	109%	144%	115%	110%

戸別有料収集も定着し、2006年(平成18年)度以降、粗大ごみの収集量は安定してきています。2017年(平成29年)度は、前年に比べ3%の増加となっています。

6. 要援護者ごみ戸別収集

(1) 概 要

2010 年(平成 22 年)度より、ごみを自らごみステーションに排出することが困難で、かつ、親族等の協力を得られない、または近隣に協力してくれる者がいない方につき、戸別にごみの収集を行う「要援護者ごみ戸別収集（ふれあい収集）」を開始しています。以下の①・②のいずれかにあてはまる方が対象となります（要申請。審査あり。）。

① 高齢者（65 歳以上で次の㉠～㉢の要件のいずれにもあてはまる方）

㉠ひとり暮らしの方（同居するものが高齢、障害、年少等によりごみの排出ができない場合を含む）

㉡介護保険認定において「要介護 2」以上の方

㉢介護保険のホームヘルプサービスを利用している方

② 障害者（次の㉣・㉤の要件を満たしている方）

㉣ひとり暮らしの方（同居するものが高齢、障害、年少等によりごみの排出ができない場合を含む）

㉤障害者総合支援法第 28 条第 1 項に規定する障害福祉サービスのうち「居宅介護」または「生活介護」にかかる介護給付費の支給を受けている方

(2) 収集実績

2018 年(平成 30 年)度は 31 件の新規の申請を受付け、30 件につき戸別収集を開始し、2019 年(平成 31 年)3 月末現在で 95 件の収集を行っています。

7. 広報・広聴活動

ごみの出し方等についてわかりやすく解説している住民向け「ごみハンドブック」を、2004 年(平成 16 年)10 月に自治会などを通じて、全戸配布し、以降は、主に転入者等を対象に提供しています。

さらに、「ごみ分別カレンダー」についても、燃やせないごみ・資源ごみの収集曜日の水曜日一本化（2007 年(平成 19 年)1 月）に伴い、より市民にわかりやすいものをめざして一部改訂し、全世帯に配布しました。「ごみ分別カレンダー」は、毎年、自治会などを通じて広く市内世帯に配布し、円滑なごみ排出と収集を図っています。

2014 年(平成 26 年)12 月には、外国人住民にも利用していただけるよう、英語版・中国語版の分別チラシを作成し、希望者に配付しました。また、本庁・市民センターなどにも設置しました。その他、2009 年度(平成 21 年度)よりごみの分別マナーの向上を図るため、小学校や自治会などを対象に出前講座「ごみ分別マナー講座」を実施しています。



Ⅶ ごみの収集・運搬

8. 収集経費

(1) 収集経費

(単位：千円)

区分 項目		金 額	摘 要
人 件 費		511,588	職員 58 名分（任期付職員含む）
車 両 関 係 費	車両購入費	13,695	3.5 t プレス式パッカー車 2 台
	燃 料 費	9,331	軽油 55,200.07ℓ・ガソリン 1,879.76ℓ・天然ガス 15,624.33 m ³ /N・灯油 5ℓ
	車検・修理代	17,043	車両 39 台（タイヤ、バッテリー交換含む）
	保険・重量税	3,073	特殊車 29 台、ダンプ 5 台、ミニダンプ 1 台、バン 1 台 軽四貨物 2 台、薬剤散布車 1 台
	小 計	43,142	
委 託 費		478,142	ごみ収集運搬業務委託等
そ の 他		77,167	光熱水費及び消耗品等事務経費
計		1,110,039	

※施設・車両関係の減価償却費は除く。

(2) 1t 当たりの収集単価と経費割合

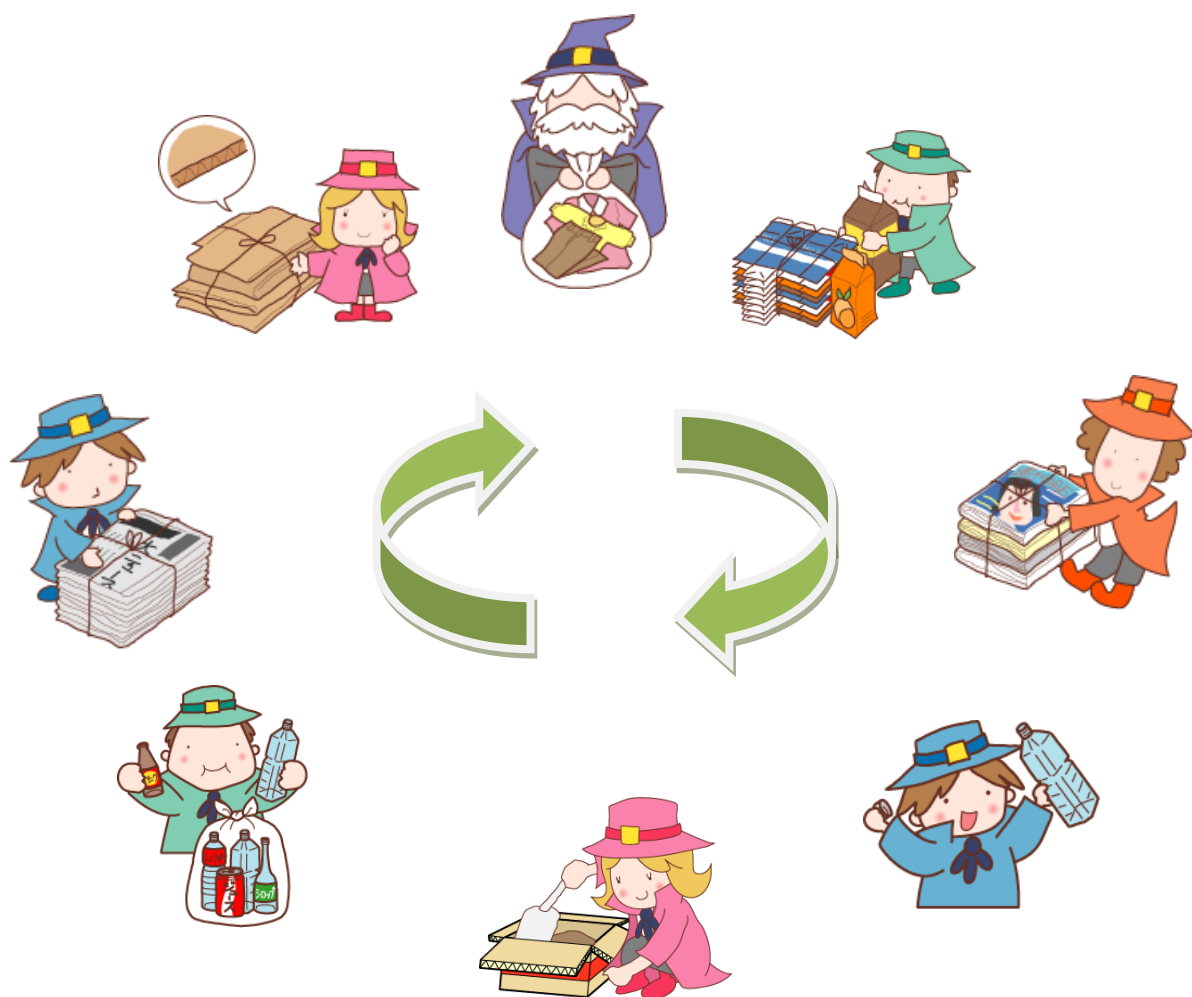
$$\frac{\text{平成 30 年度収集経費 } 1,110,039 \text{ 千円}}{\text{平成 30 年度収集量 } 60,169 \text{ t}} = 18,449 \text{ 円}$$

(3) 年間収集経費の推移

年 度	金額（千円）	収集量（t）	1 t 当たりの 収集単価（円）
2014	1,070,641	61,984	17,273
2015	1,044,500	61,317	17,034
2016	1,057,261	60,275	17,541
2017	1,058,380	59,942	17,657
2018	1,110,039	60,169	18,449



VIII ごみ処理(中間処理・最終処分)



Ⅷ ごみ処理（中間処理・最終処分）

1. 概 要

環境の保全とリサイクルの推進が近年の大きな課題となっているなかで、明石クリーンセンターは、廃棄物の多様化や大気汚染物質の適正処理に対応した焼却施設と、資源化を促進する破碎選別施設を稼働させ、健全な市民生活の維持と、安全で効率的な廃棄物処理に努めています。

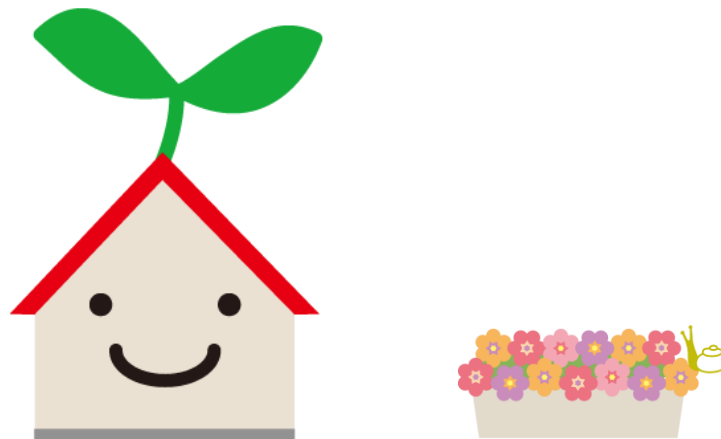
市内から排出された廃棄物は、明石クリーンセンターで中間処理をした後、最終処分されています。中間処理とは、廃棄物を減容化、安定化、無害化することを目的として行う手段であり、最終処分とは、埋立の方法で廃棄物を自然界に還元する処理です。

明石クリーンセンターへ搬入された可燃ごみは、焼却施設で焼却し、その後発生する焼却灰等は再資源化できる金属を除去した後に、同センターの最終処分場と、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）で埋立処分し、一部の焼却灰はセメント原料化を行い、リサイクルに努めています。不燃ごみは、その組成に鉄くず等の再利用できるものが多く含まれているため、リサイクルや最終処分するごみの量を減らす目的で破碎を行い、金属については再資源化し、不燃ごみに含まれている可燃物については焼却、その他は最終処分をしています。資源ごみは、空きびん（無色・茶色・ガラスカレット）、空き缶（アルミ・鉄）、ペットボトルに選別処理し、種類ごとリサイクルに努めています。

また、明石クリーンセンターでは、焼却熱を利用した発電（発電能力 8,000kW）を行っており、施設内や周辺公共施設へ電力を供給し、余剰電力は電力会社に売却しています。

さらに、環境マネジメントシステムの活動として、ダイオキシン類など大気汚染物質の排出濃度の適正管理、売電事業の推進に取り組んでいます。

一方で、現在稼働中の明石クリーンセンターは、供用開始してから平成 30 年度で 20 年目を迎えており、経年劣化が進んでいることから、次期ごみ処理施設整備に向けて、建設予定地周辺における生活環境への影響について調査を開始したところです。



2. 明石クリーンセンターの施設概要

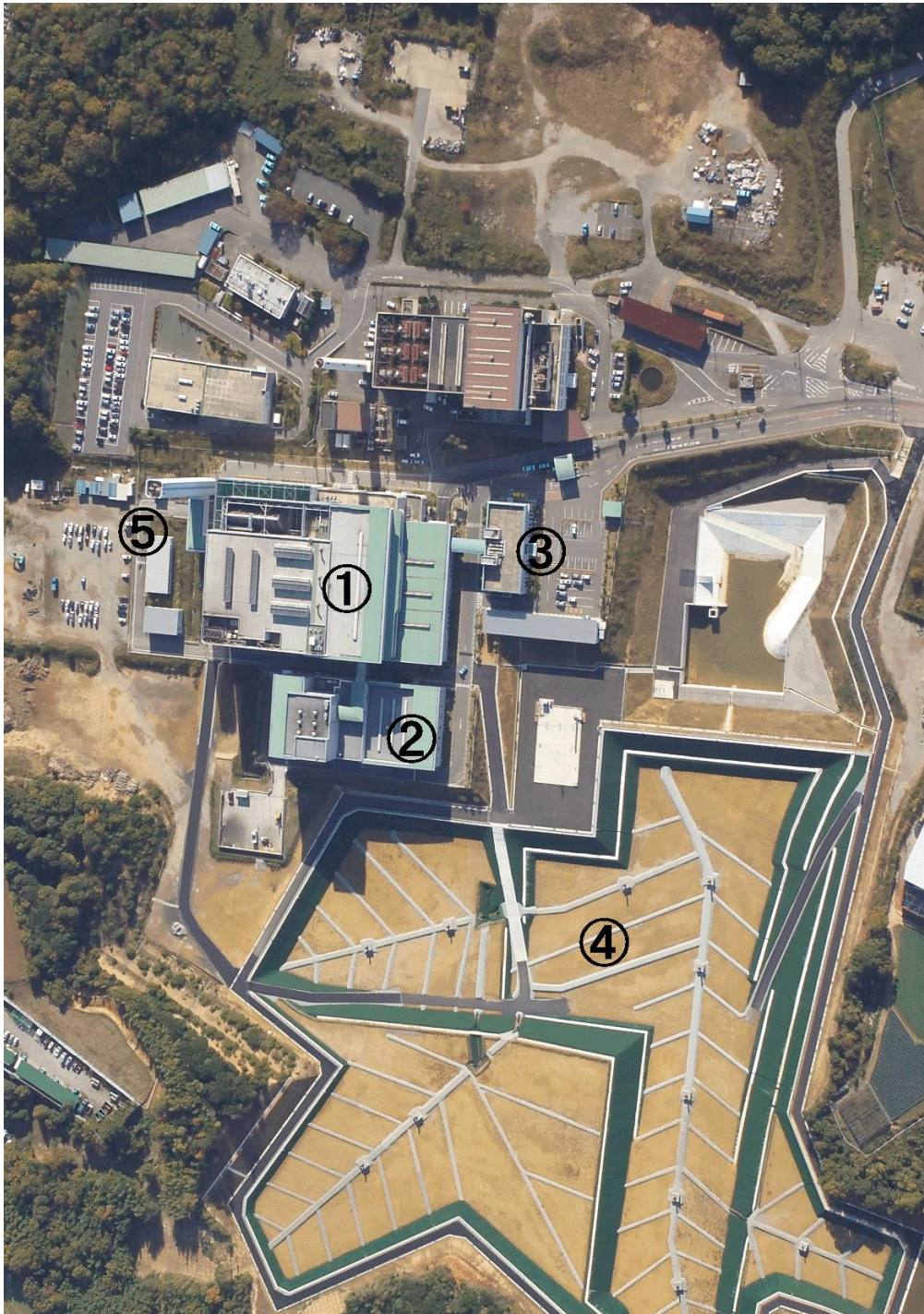
(1) 焼却施設

- | | | | |
|----------|----------------------------------|----------------|--|
| ① 所在地 | 明石市大久保町松陰 1131 | | |
| ② 焼却炉方式 | 全連続燃焼式焼却炉 | | |
| ③ 焼却能力 | 480t/日 (160t/24h×3 炉) | | |
| ④ 排ガス処理 | 有害ガス除去装置＋バグフィルタ
触媒及び無触媒脱硝装置 | | |
| ⑤ 灰処理 | 焼却灰：搬出埋立
飛 灰：薬剤による安定化及びセメント固化 | | |
| ⑥ 排水処理 | 場内で処理後、公共下水道に放流 | | |
| ⑦ 発電能力 | 蒸気タービンによる発電：8,000kW | | |
| ⑧ 余熱利用 | 場内利用：給湯 | | |
| ⑨ 建築面積 | 約 8,070m ² | | |
| ⑩ 延床面積 | 約 17,588m ² | | |
| ⑪ 建物構造 | 69.5m×102m 高さ 31m 地下 5.5m | | |
| ⑫ 排ガス基準値 | ばいじん量：0.02g/Nm ³ 以下 | 硫黄酸化物：20ppm 以下 | |
| | 塩 化 水 素：30ppm 以下 | 窒素酸化物：50ppm 以下 | |
| ⑬ 着工 | 1996 年(平成 8 年)1 月 | | |
| ⑭ 竣工 | 1999 年(平成 11 年)3 月 | | |
| ⑮ 設計・施工 | 住友重機械工業株式会社 | | |
| ⑯ 総事業費 | 21,882,889 千円 | | |

(2) 破碎選別施設

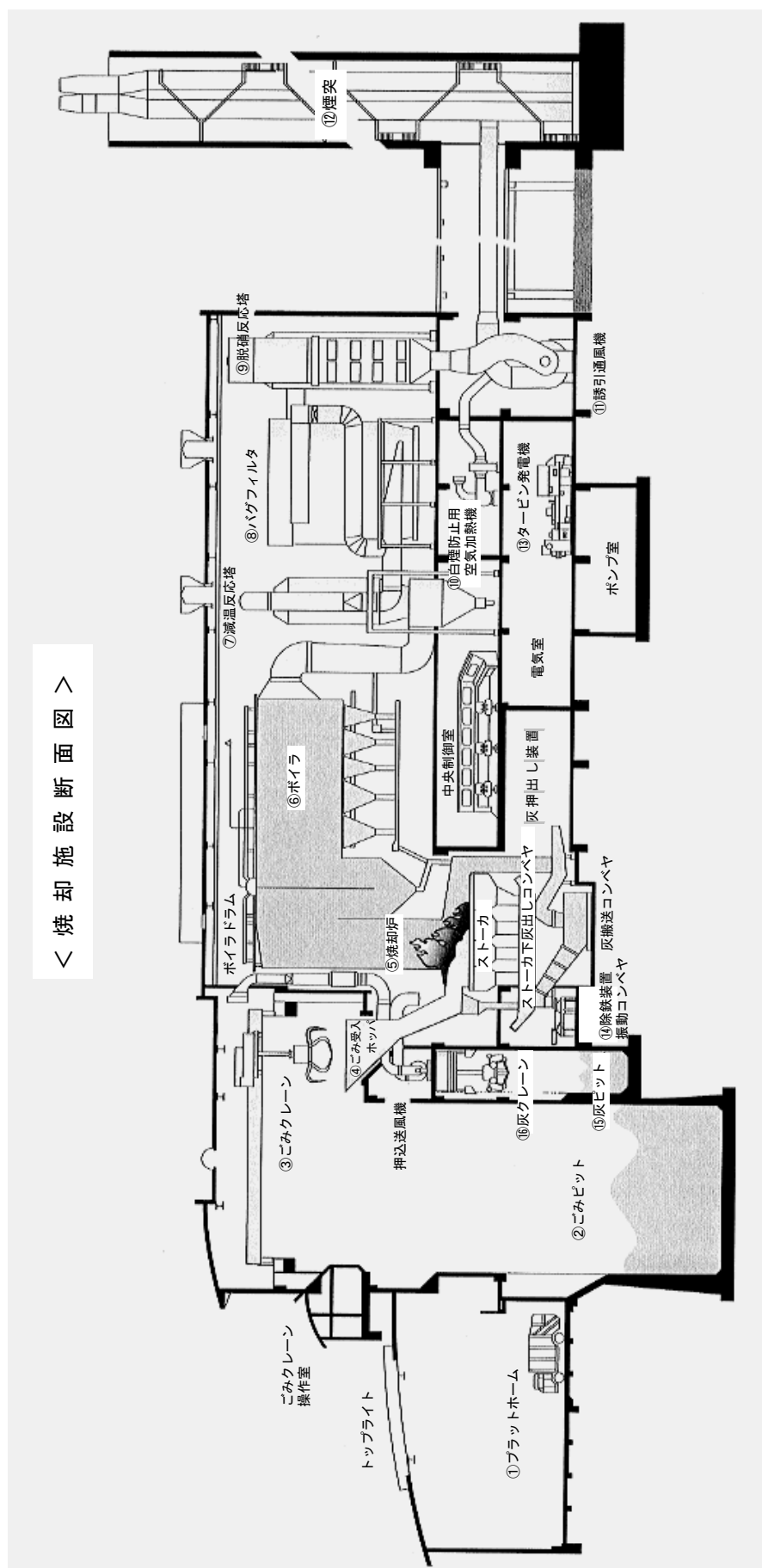
- | | | | |
|---------|--|--|--|
| ① 所在地 | 明石市大久保町松陰 1131 | | |
| ② 処理能力 | 92t/5h (破碎系統 60t/5h、資源化系統 32t/5h) | | |
| ③ 破碎形式 | 横型 2 軸剪断式破碎及び衝撃剪断併用回転式破碎 | | |
| ④ 選別種別 | <破碎系統>
鉄類・可燃物・不燃物
<資源化系統>
鉄類・アルミ類・びん類 (無色・茶色・その他色)
プラボトル (PET・その他) | | |
| ⑤ 建築面積 | 2,519.37m ² | | |
| ⑥ 延床面積 | 6,729.91m ² | | |
| ⑦ 着工 | 1997 年(平成 9 年) 7 月 | | |
| ⑧ 竣工 | 1999 年(平成 11 年) 3 月 | | |
| ⑨ 設計・施工 | 川崎重工業株式会社 | | |
| ⑩ 総事業費 | 3,946,320 千円 | | |

施設配置図



- ①焼却施設
- ②破碎選別施設
- ③管理棟・駐車場
- ④明石市一般廃棄物最終処分場（第3次最終処分場）
- ⑤煙突

△ 断面施設却焼 △



収集されたごみは、まず①プラットホームから②ごみピットに一時的に貯留されます。次に、③ごみクレーンで④ごみ受入ホッパに投入されたごみは、徐々に⑤焼却炉に運ばれ、最新技術を駆使した焼却炉で完全燃焼されます。燃焼時に発生する排ガスは、⑥～⑩有害物質・ばい塵の除去など7段階の処理を経たのち、大気中へと放出されます。

また、ごみ焼却熱を利用して⑬タービン発電機を稼働させ、発電しています。発電能力は、8,000kWです。

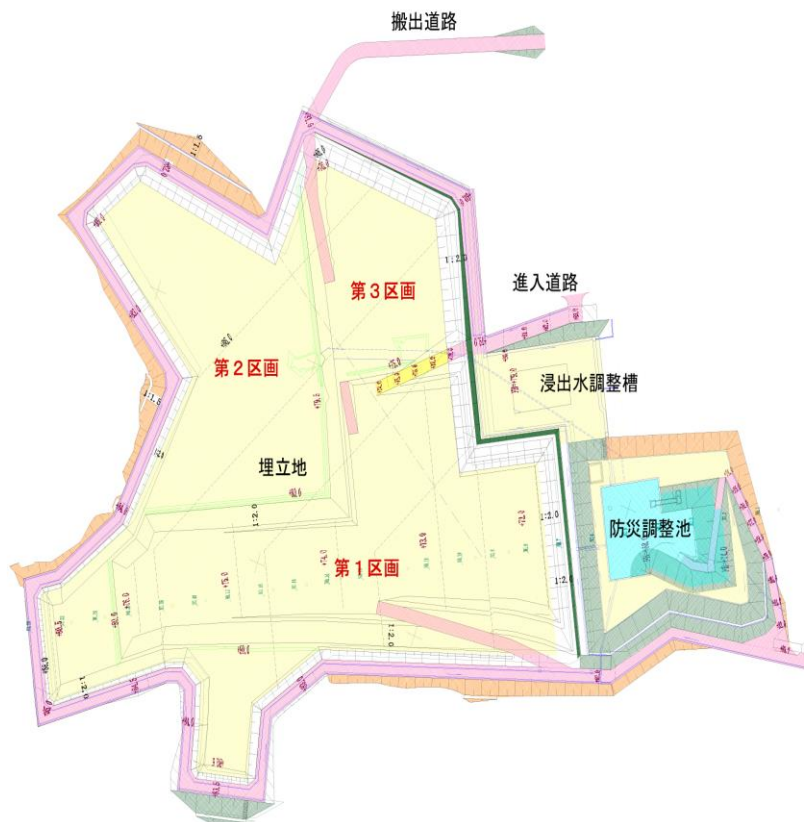
焼却されたごみは、⑭除鉄装置により、焼却鉄と焼却灰に選別後、それぞれ⑮灰ピットに貯留され、⑯灰クレーンで搬出用の車面に積み、搬出されます。

(3) 最終処分場

施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| ① 名 称 | 明石市一般廃棄物最終処分場（第3次最終処分場） |
| ② 所在地 | 明石市大久保町松陰地内 |
| ③ 規 模 | 総面積 91,000m ²
埋立面積 59,000m ²
埋立容量 420,000m ³ |
| ④ 浸出污水の処理 | 浸出水調整槽で流量調整後、下水道放流方式 |
| ⑤ 供用開始 | 2007年(平成19年)5月28日～ |
| ⑥ 埋立方式 | セル方式準好気性埋立 |
| ⑦ 設備の概要 | しゃ水設備（電気式漏水検知システム）、擁壁等流出防止設備、雨水等集排水設備、保有水等集排水設備、飛散防止設備 |
| ⑧ 総事業費 | 2,300,815千円 |

最終処分場全体図



Ⅷ ごみ処理(中間処理・最終処分)

3. ごみ処理の実績等

(1) 2018 年度(平成 30 年度) 廃棄物収集・処理実績

① ごみ及び資源物

(ア) 人 口 302,486 人 (2018 年(平成 30 年)10 月 1 日現在)

(イ) ごみの搬入量

一 般 廃 棄 物	区分	ごみの種類		2018 年度（t）	前年度比（%）	
	家 庭 系	燃やせるごみ		53,048	△0.4	
		燃やせないごみ（破碎・埋立）		2,979	12	
		資源ごみ		2,776	1.7	
		粗大ごみ		647	10.4	
		一斉清掃ごみ（土砂・草など）		719	0.4	
		資源ごみ（集団回収びん）		0	—	
		A 計		60,169	0.4	
	（許可業者）事業系	燃やせるごみ		27,679	△3.4	
		燃やせないごみ（破碎・埋立）		915	24.5	
		B 計		28,594	△2.7	
	直接搬入	家庭系	燃やせるごみ		73	△8.8
			燃やせないごみ（破碎・埋立）		1,536	73.6
			C 計		1,609	66.7
		事業系	燃やせるごみ		4,536	11.2
			燃やせないごみ（破碎・埋立）		638	△8.3
			D 計		5,174	8.3
	小計	燃やせるごみ		85,336	△0.9	
		燃やせないごみ（破碎・埋立）		6,068	21.9	
		資源ごみ		2,776	1.7	
		粗大ごみ		647	10.4	
		一斉清掃ごみ（土砂・草など）		719	0.4	
		E = A+B+C+D 計		95,546	0.5	
	産業廃棄物	直接搬入	燃やせるごみ		1,000	4.1
燃やせないごみ（破碎・埋立）			19	18.8		
F 計			1,019	4.3		
G = E+F 合計				96,565	0.5	

(ウ) 資源物の収集量

種 類	新 聞	雑誌・雑がみ	段ボール	紙パック	布 類	合 計
収集量(t)	721	569	380	3	176	1,849

※搬入及び処理については、市と契約した古紙問屋が、自社の管理するストックヤードに直接搬入し処理しています。

(エ) ごみの処理量

処 理 区 分	処理量 (t)	前年度比 (%)
焼 却 1)	96,291	△1.3
埋 立 2)	1,390	13.4
資 源 物 3)	2,471	0.4
合 計	100,152	△1.1

1) 未処理分△6,002 tを含む。 2) 焼却灰埋立 12,096 tを除く。 3) 金属類、びん、ペットボトルを指す。

(オ) 最終処分場の埋立状況

搬入量及び埋立容量

区 分	搬入量 (t)	残余容量 (m ³)
直接埋立 (不燃ごみ)	1,353	394,917 (64,811)
破碎選別残さ (不燃・不適物)	37	
焼却灰 (フェニックス分を除く)	12,096	
合 計	13,486	

※カッコ内は、第2次最終処分場の値です。

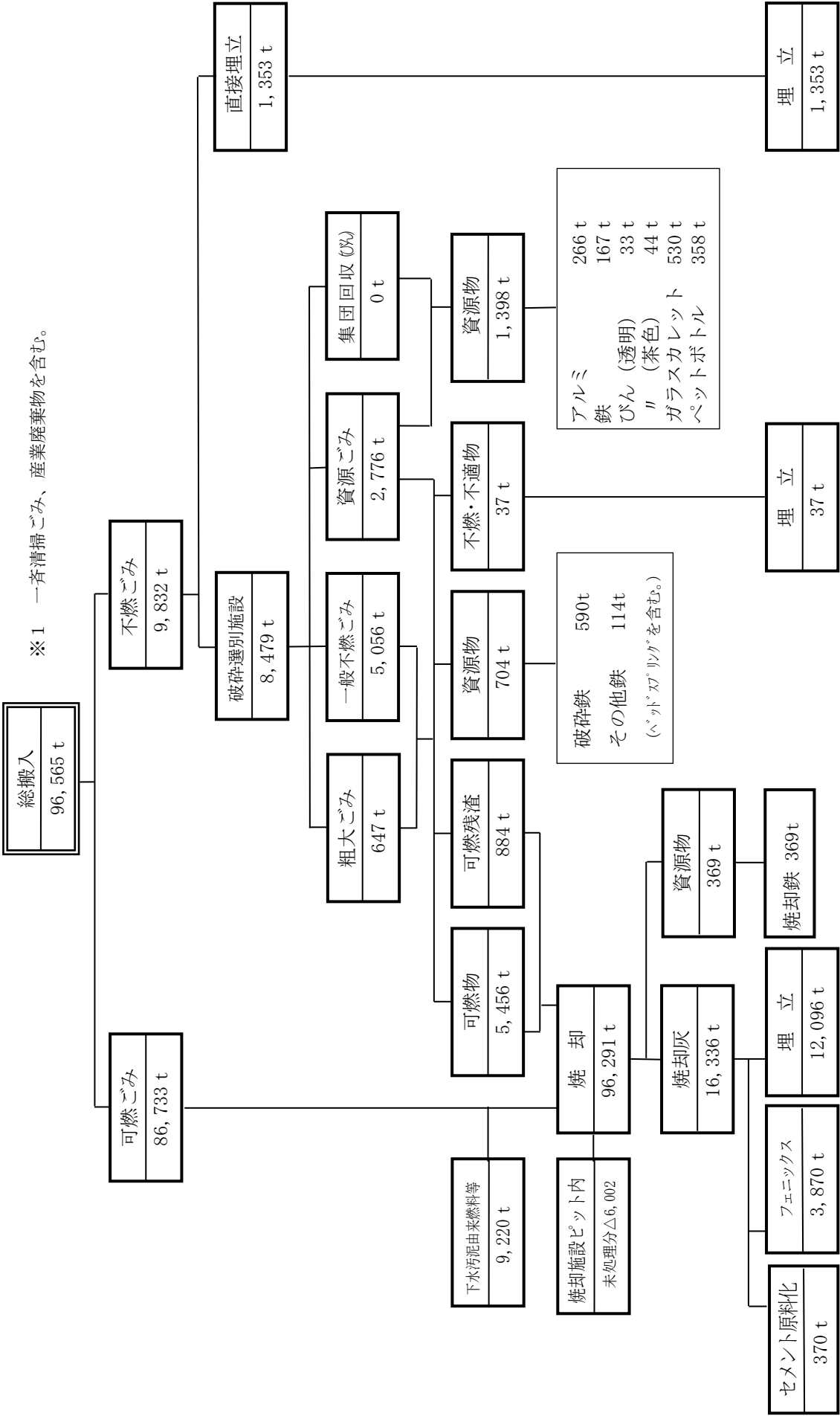
(2) 明石市におけるごみ排出状況

(単位: t)

年 度	人口(人)	可燃ごみ	不 燃 ご み			計
			粗大ごみ	その他ごみ	資源ごみ	
2014	297,219	89,685	575	4,885	2,816	97,961
2015	297,975	88,474	584	5,090	2,877	97,025
2016	298,276	87,692	570	5,126	2,773	96,161
2017	300,474	87,441	586	5,296	2,730	96,053
2018	302,486	86,733	647	6,409	2,776	96,565

※人口は、年度途中の10月1日現在の住民基本台帳人口(外国人登録を含む)とします。

(3) 2018 年度 (平成 30 年度) ごみの搬入量と処理実績フロー



(4) 過去5年間の焼却に関する実績

(単位：t)

年度	可燃ごみ 搬入量	日平均 搬入量	焼却量	汚泥 投入量	焼却炉 運転日数 (日)	運 転 日 平均焼却量	焼却灰搬出量 ()内は焼却残さ率
2014	89,685	289	101,458	(436)	358	283	15,171 (15%)
2015	88,474	285	99,484	(324)	354	281	15,706 (16%)
2016	87,692	283	99,306	(407)	351	283	16,152 (16%)
2017	87,441	282	97,579	(543)	357	273	15,615 (16%)
2018	86,733	280	96,291	(537)	350	275	16,336 (17%)

(5) 焼却施設発電状況

(単位：kWh)

年度	発電量	受電電力量	施設内使用電力量	売却電力量	売却電力料金(円)
2014	40,536,830	870,084	16,719,371	24,694,870	516,488,513
2015	41,158,970	855,647	16,830,076	25,191,440	492,023,215
2016	43,471,830	295,734	17,140,135	26,633,620	394,869,855
2017	41,493,420	663,079	16,914,603	25,251,245	363,166,675
2018	42,442,420	681,693	16,739,522	26,391,540	369,808,565

(6) 可燃ごみ組成分析結果

年度 項目		2014	2015	2016	2017	2018
単位容積重量 (kg/m³)		126	129	120	107	118
ごみ組成 乾量 (%)	紙・布類	52.9	51.9	51.4	51.4	50.4
	プラスチック類	26.0	25.2	25.4	25.4	29.5
	木・竹・ワラ類	5.2	6.5	7.3	7.3	7.2
	ちゅう芥類	10.5	11.3	9.7	9.7	9.3
	不燃物類	3.2	3.0	4.6	4.6	1.6
	その他	2.4	2.1	1.6	1.6	2.0
成分 (%)	水分	44.8	45.0	44.8	44.8	45.5
	灰分	5.8	6.0	6.6	6.6	4.6
	可燃物	49.4	49.0	48.6	48.6	49.9
低位発熱量 (kJ/kg)		8,190	8,101	8,038	8,263	8,249

※年平均値

Ⅷ ごみ処理(中間処理・最終処分)

(7) 過去5年間の埋立に関する実績

年度	不燃ごみ埋立量 (t)	焼却灰埋立量 (t)	残余容量 (m³)
2014	1,221	8,174	428,869
2015	1,346	8,709	420,956
2016	1,364	11,652	410,660
2017	1,226	11,044	400,584
2018	1,390	12,096	394,917

※残余容量は、覆土を含んだ値です。

(8) 不燃ごみの組成分析表

年度			2014	2015	2016	2017	2018
項目							
単位容積重量 (kg/m³)			182	155	157	167	172
ご み 組 成 (%)	プ ラ ス チ ッ ク 類	フ ィ ル ム 類	1.6	1.1	1.9	2.0	1.1
		ペ ッ ト ボ ト ル	1.1	0.2	0.5	0.8	1.2
		ト レ イ 類	0.1	0	0	0	0.0
		発 泡 類	0	0.8	0	0	0.0
		そ の 他	15.8	14.4	13.3	17.0	13.6
		小 計	18.6	16.5	15.7	19.8	15.9
	金 属	ガ ラ ス く ず	17.2	14.6	11.7	13.8	14.3
		セメント・陶磁器くず	17.7	22.3	11.6	11.1	9.4
		アルミニウム	2.2	1.7	1.6	2.1	2.5
		そ の 他	25.9	15.6	27.9	21.0	18.9
	そ の 他 不 燃 物		13.6	20.3	21.3	21.7	32.1
	可 燃 物		4.8	9.0	10.2	10.5	6.9
	水 分 (%)		1.0	0.9	0.7	1.0	1.1

※年平均値

(9) 資源物搬出状況

(単位：t)

年 度		2014	2015	2016	2017	2018
項 目						
缶	アルミ	243	254	256	272	266
	鉄	215	183	172	180	167
ガラスびん	無色	30	27	39	39	33
	茶色	31	38	48	46	44
	ガラスカレット	817	599	527	574	530
ペットボトル		396	357	327	328	358
破碎鉄等		519	474	545	681	704
焼却鉄		337	341	306	341	369
計		2,588	2,273	2,220	2,461	2,471

(10) クリーンセンター総合排水分析結果表

試料名	採取・点検場所	測定項目	基準値	単位	2018 年度
排水水	汚水ポンプ場	水素イオン濃度	5.0～9.0	—	7.5
		生物化学的酸素要求量	600	mg/ℓ	23.0
		浮遊物質	600	mg/ℓ	13.0
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5	mg/ℓ	0.5 未満
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(植物油脂類)	30	mg/ℓ	0.5 未満
		カドミウム及びその化合物	0.03	mg/ℓ	0.005 未満
		シアン化合物	0.3	mg/ℓ	0.01 未満
		有機燐化合物	0.3	mg/ℓ	0.01 未満
		鉛及びその化合物	0.1	mg/ℓ	0.01 未満
		六価クロム化合物	0.1	mg/ℓ	0.05 未満
		砒素及びその化合物	0.05	mg/ℓ	0.01 未満
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	mg/ℓ	0.0005 未満
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/ℓ	不検出
		ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/ℓ	0.0005 未満
		ほう素及びその化合物	10	mg/ℓ	0.7
		ふっ素及びその化合物	8	mg/ℓ	0.2
		フェノール類	5	mg/ℓ	0.2 未満
		銅及びその化合物	3	mg/ℓ	0.01 未満
		亜鉛及びその化合物	2	mg/ℓ	0.03
		鉄及びその化合物(溶解性)	10	mg/ℓ	0.2 未満
		マンガン及びその化合物(溶解性)	10	mg/ℓ	0.16
		クロム及びその化合物	2	mg/ℓ	0.05 未満
		沃素消費量	220 未満	mg/ℓ	4.0
		トリクロロエチレン	0.3	mg/ℓ	0.002 未満
		テトラクロロエチレン	0.1	mg/ℓ	0.001 未満
		ジクロロメタン	0.2	mg/ℓ	0.02 未満
		四塩化炭素	0.02	mg/ℓ	0.002 未満
		1・2-ジクロロエタン	0.04	mg/ℓ	0.004 未満
		1・1-ジクロロエチレン	0.2	mg/ℓ	0.02 未満
		シス-1・2-ジクロロエチレ	0.4	mg/ℓ	0.04 未満
		1・1・1-トリクロロエタン	3	mg/ℓ	0.01 未満
		1・1・2-トリクロロエタン	0.06	mg/ℓ	0.006 未満
		1・3-ジクロロプロペン	0.02	mg/ℓ	0.002 未満
		ベンゼン	0.1	mg/ℓ	0.01 未満
		1,4-ジオキサン	0.5	mg/ℓ	0.05 未満
		チウラム	0.06	mg/ℓ	0.006 未満
		シマジン	0.03	mg/ℓ	0.003 未満
		チオベンカルブ	0.2	mg/ℓ	0.02 未満
		セレン及びその化合物	0.1	mg/ℓ	0.01 未満

※1 基準値は、「明石市下水道条例」の排除基準、又は「環境保全協定書」の排出基準である。

※2 水素イオン濃度から沃素消費量までは2019年(平成31年)3月1日、トリクロロエチレン以下については2019年(平成31年)2月1日の分析結果である。

Ⅶ ごみ処理(中間処理・最終処分)

(11) ダイオキシン類分析結果表

試料名	採取・点検場所	測定項目	基準値	単位	2018 年度
1 号焼却炉ばい煙	1 号煙突	ダイオキシン類濃度	0.5	ng-TEQ/m ³ N	0.0034
2 号焼却炉ばい煙	2 号煙突	ダイオキシン類濃度	0.5	ng-TEQ/m ³ N	0.0040
3 号焼却炉ばい煙	3 号煙突	ダイオキシン類濃度	0.5	ng-TEQ/m ³ N	0.0010

※1 基準値は、「環境保全協定書」の排出基準である。

※2 1 号焼却炉は 2018 年(平成 30 年)10 月 2 日、2 号焼却炉は 2018 年(平成 30 年)12 月 4 日、3 号焼却炉は 2018 年(平成 30 年)8 月 2 日の分析結果である。

(12) フロン回収

オゾン層を破壊して有害紫外線を増大させる原因物質がフロンです。電気冷蔵庫やエアコンにはフロンが使用されており、廃棄する際の大気への放出が問題となりました。

明石市では、1996 年(平成 8 年)7 月に施行された県条例のフロン放出禁止規制を受け、同月から家庭用冷蔵庫等の保管を始め、同年 12 月に回収機の購入と同時にフロン回収作業を始めました。

2001 年(平成 13 年)4 月に特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)が施行されたため、電気冷蔵庫及びエアコンの保管は終了しました。

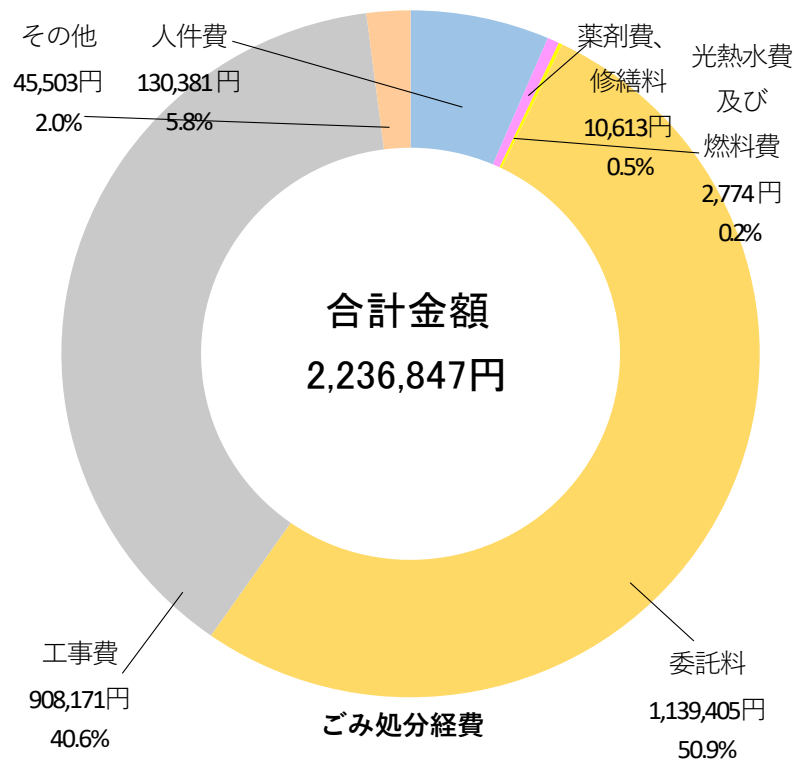
また、2004 年(平成 16 年)4 月に、家庭用電気冷凍庫が同法の対象品目に加えられたことから、現在は、不法投棄された業務用冷蔵庫(ショーケース等)についてのみフロン回収を行っています。

2013 年度(平成 25 年度)年度から 2017 年度(平成 29 年度)までフロン回収の実績は有りません。

(13) ごみ処分経費

(2018 年度(平成 30 年度))

項 目		金額(千円)	摘 要
人	件 費	130,381	職員 18 名分(任期付職員・再任用職員等含む)
消耗品等	薬 剤 費	0	
	修 繕 料	10,613	設備等修繕
光熱水費 及び燃料	電 気	1,647	井戸、汚水ポンプ場等使用電力量 49,735kWh
	水 道	11	プラント水は主に井戸水使用、下水使用料を含む。
	灯 油	221	灯油 2,023 kℓ
	軽油及びガソリン	895	軽油 4494.53ℓ、ガソリン 5011.28ℓ 外
委 託	料	1,139,405	
工 事	費	908,171	
そ の 他		45,503	総務費外
計		2,236,847	



(14) 年間処分経費の推移

年 度	金額 (千円)	搬入されたごみ 1 tあたりの 金 額 (円)
2014	1,570,346	16,030
2015	1,882,039	19,397
2016	2,052,441	21,344
2017	2,146,568	22,348
2018	2,236,847	23,164

(15) 廃棄物処理手数料

(10kg あたり単価)

区 分		可燃ごみ	不燃ごみ	
			破 碎	埋 立
一般廃棄物	家庭系	50 円	60 円	60 円
	事業系	70 円	80 円	100 円
産業廃棄物		100 円	120 円	150 円

※2000 年(平成 12 年)4 月 1 日改正



Ⅸ 産業廃棄物対策

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日 年 月 日 交付番号 21434873051 管理番号 交付者氏名

氏名又は名称 住所 電話番号

事(排出者) 種類(普通の産業廃棄物) 種類(特別管理産業廃棄物) 数量(及び単位) 備考

産業廃棄物の名称

有害物質等 処分方法

備考・通情報

水銀使用製品産業廃棄物

水銀含有ばいじん等

石棉含有産業廃棄物

特定産業廃棄物

中間処理産業廃棄物

管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)

最終処分場所

名称/所在地/電話番号

委託契約書記載のとおり

当欄記載のとおり

運搬受託者

氏名又は名称

住所 電話番号

処分受託者

氏名又は名称

住所 電話番号

運搬の受託

受託者の氏名又は名称

運搬担当者(氏名)

受領印

運搬終了年月日

平成 年 月 日

IX 産業廃棄物対策

1. 概 要

事業活動に伴って生じた産業廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することとされています。しかしながら、実際には排出事業者がすべての産業廃棄物を自ら処理することは困難であることから、その多くが処理業者(収集運搬又は処分の許可を受けた業者)に委託して行われています。

明石市では2018年(平成30年)4月1日の中核市移行に伴い、新たに産業廃棄物関連行政を所管することとなり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づき、処理業や処理施設の許可事務、排出事業者や処理業者への立入検査等を通して、産業廃棄物の適正処理の指導を行っています。

また、市内の監視パトロールを実施することにより、不法投棄の早期発見や不適正処理の未然防止に努めています。

2. 産業廃棄物処理業等の許可

(1) 産業廃棄物処理業者(2019年(平成31年)4月1日現在)

処理業の区分		許可業者数
産業廃棄物	収集運搬業 (積替え保管あり)	7
	処分業	8
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業 (積替え保管あり)	1
	処分業	2

(2) 自動車リサイクル法 登録・許可業者(2019年(平成31年)4月1日現在)

業の区分		業者数
登録	引取業	28
	フロン回収業	14
許可	解体業	5
	破碎業	0

Ⅸ 産業廃棄物対策

(3) 産業廃棄物処理施設設置数(2019年(平成31年)4月1日現在)

施設 番号	産業廃棄物処理施設の種類		施設数
1	汚泥の脱水施設		6
2	汚泥の乾燥施設		2
4	廃油の油水分離施設		2
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設		8
7	廃プラスチック類の破碎施設		6
8-2	木くず又はがれき類の破碎施設		
14	最終処分場	ロ 安定型	1
		ハ 遮断型	1

※自社処理施設を含む。

(4) 許可を要しない産業廃棄物処理施設設置数(2019年(平成31年)4月1日現在)

産業廃棄物処理施設の種類	施設数
選別施設	2
圧縮施設	3
破碎施設	3
焼却施設	1
エマルジョン燃料化施設	1
中和・蒸留施設	1
混練施設	1

3. 適正処理指導

(1) 排出事業者に対する指導

産業廃棄物は、排出事業者自らの責任において適正に処理しなければならない(排出事業者責任)ことから、明石市では産業廃棄物を多量に排出する事業所や感染性産業廃棄物等の特別管理産業廃棄物を排出する事業所を中心に立入検査等を実施して、マニフェスト制度の適正な運用や交付等状況報告の徹底を図るとともに、多量排出事業者からの処理計画や実績報告等の内容を確認し、排出事業者へ産業廃棄物発生量の減量化等を指導しています。

(2) 産業廃棄物処理業者に対する指導

産業廃棄物の収集・運搬または処分を業として行う、また定められた産業廃棄物処理施設を設置するためには、廃棄物処理法に基づく許可が必要である。明石市では産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設の許可にあたっては厳正な審査を行うとともに、産業廃棄物処理業者に対する立入検査等を強化することで、適正処理を指導しています。

また、廃棄物処理施設の設置に際しては、「明石市廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、事業計画の広告、縦覧、説明会の開催等の手続きを通じて、地域住民との合意形成を図るように指導しています。

(3) 不適正処理対策の充実

明石市では産業廃棄物の不法投棄や野外焼却等の不適正処理に迅速に対応するため、不適正処理監視員を配置し、関係機関との連携を図りながら監視パトロールを強化し、不適正処理の未然防止や早期発見に努めています。

(4) PCB 廃棄物の適正な処理の推進

明石市ではポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、処理完了期限が迫っているトランスやコンデンサー、安定器等の PCB 廃棄物について適正な処理を推進するとともに、PCB 廃棄物を保管する事業者等の掘り起こしを進めることで未届け事業者の把握に努め、PCB 廃棄物等の早期処理に取り組んでいます。

X 動物愛護



令和元年度明石市動物愛護ポスターコンクール

【最優秀賞】

明石市立江井島小学校 4年

内田 真緒 さん

X. 動物愛護

1. 概要

「人と動物の共生によるぬくもりと安らぎのあるまち 明石」を基本方針に、動物愛護啓発、動物の適正飼養の啓発、犬の登録・狂犬病予防注射関連業務、ペットに関する相談など、動物に関わる様々な業務を行っています。

2. 業務内容

(1) 動物愛護思想の普及啓発

イベント、しつけ方教室等の開催、教育分野等とも連携して動物愛護啓発を行っています。

(2) 動物の適正飼養の啓発・指導

終生飼養、所有者明示など飼い主が適正に動物を飼う場合に必要なことを啓発しています。

(3) ペットに関する相談

電話、窓口等で寄せられる相談、苦情について対応しています。

(4) 飼い犬による事故受付

飼い主が提出する咬傷事故等の発生届を受理し、再発防止等の指導を行っています。

(5) 負傷した犬・猫等の収容

公共の場で発見された犬、猫などの負傷動物について収容、苦痛の軽減等を行っています。

(6) 犬・猫の返還・譲渡・処分等

収容した犬、猫について返還、譲渡・致死処分を行います。譲渡については積極的に推進しています。

(7) 動物取扱業について

ペットショップなど動物取扱業についての登録業務を行っています。また、適正な飼養管理、法令遵守について監視指導を行っています。

X 動物愛護

(8) 犬の登録・狂犬病予防注射関係業務

犬の登録管理、狂犬病予防注射の推進を行っています。また必要性についても啓発しています。

(9) 犬の捕獲・抑留・返還及び処分

飼い主の不明な犬、係留していない犬等の抑留・返還・致死処分を行います。

(10) 動物由来感染症について

動物から人へ感染する病気についての情報発信を行っています。また、感染予防について方法、必要性などを啓発しています。

(11) 災害時の対応について

災害時の対応について情報発信を行っています。また、同行避難、事前の準備の必要性など啓発しています。

(12) 飼い主のいない猫去勢不妊手術助成金の交付

猫の糞害防止を目的に飼い主のいない猫について去勢不妊手術の費用について一部助成金を交付していきます。(助成額上限：オス 5,000 円/1 匹、メス 10,000 円/1 匹)

3. 業務実績

(1) 動物に関する相談件数

平成 30 年度	647 件
----------	-------

(2) 動物の適正飼養に関する普及啓発イベント

平成 30 年度	8 件
----------	-----

(3) 狂犬病予防注射

平成 30 年度	新規登録 826 頭	注射頭数 9,558 頭	登録頭数 13,298 頭
----------	------------	--------------	---------------

(4) 飼い主のいない猫去勢・不妊手術助成金

平成 30 年度	オス 265 匹	メス 299 匹	合計 564 匹
----------	----------	----------	----------

XI 資 料

1. 「第2次明石市環境基本計画(改訂版)」の概要	73
2. 「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」の概要	74
3. 「つなごう生きもののネットワーク生物多様性あかし戦略」の概要 .	75
4. みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン	77
明石市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）の概要	
5. 環境室関係条例一覧	80
6. 保有車両一覧表	83
7. 委託・許可業者一覧表	85
8. 年 表	90

XI 資 料

1. 「第2次明石市環境基本計画（改定版）」の概要

明石市環境基本計画は、環境基本条例に基づいて定める基本理念を具体化するための計画であり、明石市長期総合計画の個別計画であるとともに、環境関連の個別計画の上位計画となっています。

本計画は、2012年(平成24年)1月に策定しました「第2次明石市環境基本計画」を社会情勢や環境を取り巻く状況の変化などに対応するため、計画の見直しを行い、2017年(平成29年)8月に「第2次明石市環境基本計画(改定版)」へ改定しました。

(1) 明石市のめざす環境像

水辺や里山そしてまちは光に映え、人々がにこやかに集う
 人と人との思いやり、地球をいつくしむ
 古（いにしえ）に想いをはせ、未来への希望が輝き続けるまち
 ～恵まれた環境と文化をともに守り育て、将来につなぐまち・あかし～

(2) 基本理念

明石市のめざす環境像を実現するために、基本となる4つの考え方を基本理念とします。

- ① 私たちはみんなで考え、行動し、活動の輪を広げています
- ② 私たちは環境に調和したくらしと文化を育んでいきます
- ③ 私たちは「明石らしさ」を将来世代へ引き継いでいきます
- ④ 私たちは自然に対する畏敬の念を忘れず、日常のくらしが市域外の環境にもつながり、成り立っていることの気づきを大切にしていきます。



(3) 基本方針と施策体系

明石市のめざす環境像を実現するため、次の4つの基本方針を掲げます。また、この基本方針にある4つの社会の実現に向けて、施策を推進していく必要があります。

<基本方針1 低炭素社会の実現>

「ストップ温暖化！低炭素社会のまち あかしプラン」に基づいて、市民・事業者・市などそれぞれの立場から、環境に配慮した行動を起こし、継続していくことで、明石のまちそのものを低炭素化させていくことを目指していきます。

<基本方針2 自然共生社会の実現>

「つながり生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」に基づいて、身近な場所で生きものが生息・生育し、自然と人が共生するまちとなるよう、水と緑でつながる命のネットワークづくりを目指していきます。

＜基本方針 3 循環型社会の実現＞

「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン」に基づいて、廃棄物の処理に関する様々な施策に取り組み、環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかしを目指していきます。

＜基本方針 4 安全・安心社会の実現＞

大気、水、土壌などを健全で良好な状態に保全するとともに、騒音・振動や悪臭などの発生を未然に防止するなど環境リスクの少ない安心してらせる社会の実現を目指していきます。

＜横断的施策＞

めざす環境像や「低炭素社会」の実現など4つの基本方針の達成につながる「横断的施策」として、環境学習の推進と人材育成、環境に調和したライフスタイルの推進、明石らしさを伝える歴史・文化の保存を進めていきます。

(4) エコウイングあかし

「エコウイングあかし」は、環境基本計画を市民、事業者、行政の三者で推進していくためのパートナーシップ組織の愛称で、正式名称を「明石市環境基本計画推進パートナーシップ協議会」といいます。

愛称の「エコ」は環境一般を、「ウイング」は翼を表します。エコの風が大きく翼を広げ、明石に広がるイメージとともに、東西に長い明石の地形も表しています。また、市民・事業者・行政の三者をつなぎ、覆う翼も意味しています。

会員数は、個人会員 70 名、団体会員 17 組、賛助会員 107 口となっています。(2019 年(令和元年)5 月末現在)

環境基本計画を推進するためには、市が率先して施策を進めるとともに、エコウイングあかしなどとの協働体制をより充実させ、取り組むことが必要です。



2. 「ストップ温暖化！低炭素社会のまち あかしプラン」の概要

(1) 基本的事項

「ストップ温暖化！低炭素社会のまち あかしプラン」は、明石市域全体から排出される温室効果ガスを抑制するため、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律 117 号)第 20 条の 3 に基づき 2011 年(平成 23 年)3 月に策定しています。近年の温暖化対策の動向やエネルギーをめぐる社会情勢へ対応するため、2017 年度(平成 29 年度)に見直しを行い、2018 年(平成 30 年)6 月に計画を改定しました。

(2) 明石市の将来像

環境基本計画に掲げる将来像の実現に向け、本計画に基づき地球温暖化対策を推進し、温室効果ガス排出量をより一層削減させ、環境配慮と経済活動が両立した、住み続けたい低炭素で魅力と活気あふれるまちの実現をめざします。

(3) 温室効果ガスの排出削減目標

明石市域から排出される温室効果ガスの削減目標は、次のとおりです。

2030 年度(令和 12 年度)に温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26.5%削減

(4) 明石市の地球温暖化対策推進施策の体系

戦略① 市の率先行動

【方針】 温室効果ガス排出量削減のため、市が率先して再生可能エネルギーの創出、省エネルギーの推進、環境負荷の少ない機器の導入、エネルギー管理の徹底などを行います。

戦略② 市民の活動支援

【方針】 市民には、日常生活における省エネ対策の具体策を提示することで、地球温暖化対策に関する意識の浸透を図るとともに環境学習の場を提供するなど、施策の推進に参画してもらえる機会を増やしていきます。

戦略③ 事業者の活動支援

【方針】 事業者には、自主的な環境配慮行動を促すとともに、省エネ機器や高効率機器の導入促進に向けた仕組みづくりを行います。

戦略④ 都市・交通システムの低炭素化

【方針】 まちづくり、交通ネットワーク、緑化等について、都市の低炭素化を図るための環境整備を行います。

戦略⑤ 循環型社会の形成

【方針】 天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した「循環型社会」の形成に向けた取組み(3R推進)による CO₂削減を図ります。

3. 「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」の概要

(1) 戦略策定の背景

生物多様性基本法第 13 条に規定する、市内における生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画として、2011 年(平成 23 年)3 月に「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」を策定しました。

(2) 目標と基本方針

(ア) 基本理念

「自然と人が共生するまち“あかし”を未来の子どもたちに」

未来の子どもたちに「自然と人が共生するまち“あかし”」を引き継いでいくことは、私たち明石に暮らし働く人たちすべての責務と言えます。

(イ) 目標

「いろいろな生きものが生息・生育するまち“あかし”

～水と緑でつなぐ命のネットワークづくり～

身近な場所で生きものが暮らし、自然と人が共生するまちとなるよう、水と緑でつなぐ命のネットワークづくりを推進し、豊かな生態系のネットワークづくりを目指します。

(ウ) 50年後に目指す姿

- ① 生物多様性に配慮した暮らしを実現します。
- ② 水・緑のネットワークを形成します。
- ③ 自然と人が共生するまち「あかし」を実現します。



(エ) 基本方針

- ① まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げていきます。
- ② まとまりのある生きものの生息・生育地を保全していきます。
- ③ 生物多様性から受ける恵みを持続可能なものにしていきます。
- ④ 学び・守り・育てる仕組みづくりをしていきます。

(3) 行動計画

水と緑でつなぐ命のネットワークを構築し、自然と人が共生するまちを実現するため、基本方針に基づく取り組みの方向性を示します。

この戦略の推進には市は勿論、市民、事業者、市民団体など、各主体の協力及び連携が不可欠であり、協働で行っていくことを前提として定めています。

① まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げるために

- 水と緑のネットワークづくり
- 指針づくり（ガイドライン）
- 生物多様性の浸透

② まとまりのある生きものの生息・生育地を保全していくために

- 水辺環境の改善
- モニタリング調査の実施
- 保全活動への理解と協力
- 希少な野生生物の保護・保全
- 外来種対策

③ 生物多様性から受ける恵みを持続可能な利用のために

- 循環型社会の形成
- 意識改革の推進
- 豊かな海づくりの推進
- 農地の利活用
- 環境保全型農業の推進
- 地産地消の推進

④ 学び・守り・育てる仕組みづくりをしていくために

- 自然との触れ合いづくり
- 生物多様性への関心
- 担い手づくり
- 環境学習の推進

4. みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン

明石市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）の概要

(1) 計画の目標年度

計画の最終目標年度は、2025年度（令和7年度）と設定して、施策を推進していくこととしています。各目標年度には、具体的数値である「ごみの減量化目標（市ごみ処理量・家庭系燃やせるごみ1人1日あたり排出量・事業系市ごみ処理量・最終処分量・リサイクル率）」の達成状況を検証します。なお、見直しは概ね5年ごととしますが、現在のごみ処理施設の保全計画の見直しにより建て替えの必要が生じた場合や、社会経済情勢が大きく変化した場合など、計画見直しの必要性が生じた際には、見直すこととします。

(2) ごみ処理基本方針

① 基本理念 「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」

② 基本方針

(ア) ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用

ごみ処理に関する施策としては、ごみの発生抑制が環境負荷の低減やごみ処理経費の削減に最も効果的であり、どうしても発生するごみについては環境への影響や資源としての価値等を考慮しながら再使用・再利用を行うことが重要です。

(イ) パートナーシップによる取り組みの強化

市民、NPO、地域にある企業など、それぞれの人々が行政と目標を共有し、適切な役割分担のもとに、それぞれの能力を発揮していくことが『循環型のまち・あかし』への原動力であるため、パートナーシップによる取り組みを強化していきます。

(ウ) ごみの安全・安心な適正処理

明石市では、効率的かつ合理的なごみ処理を推進するとともに、安全性や環境への影響を十分に考慮した、持続可能な循環型社会を目指します。

③ ごみの減量化目標

目標の設定については、活動の検証や見直しが可能なように、数値を採用しています。目標は2014年度（平成26年度）を基準年とし減量化目標は次表のとおりです。

	2014年度 (基準)	2025年度 (目標)
『目標1』ごみ処理量の削減（指数）	—	—
市ごみ処理量	97,025 t (100)	80,000 t (82)
家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量	510g/人日 (100)	425g/人日 (83)
事業系市ごみ処理量	35,041 t (100)	30,000 t (86)
『目標2』最終処分量の削減（指数）	16,392 t (100)	10,000 t (61)
『目標3』リサイクル率の向上	12.6%	19.2%

ごみの減量化の達成状況（区 分）	2018 年度（重量）	2018 年度（指数）
市ごみ処理量 ※1	95, 546t	(98)
家庭系燃やせるごみの 1 人 1 日あたり排出量	480g/人日	(94)
事業系市ごみ処理量 ※1	33, 768t	(96)
最終処分量 ※2	17, 356t	(106)
リサイクル率（速報値）〔z1〕	10. 92%	

※1 市ごみ処理量と事業系市ごみ処理量は、明石クリーンセンターで処理される一般廃棄物の量で、産業廃棄物は含まれていない。

※2 最終処分量は、市最終処分場処分量と大阪湾フェニックス処分場処分量の合計。（セメント化を除く）

(3) ごみ処理基本施策・推進項目

基本理念の実現に向けて施策を推進していくこととしています。

① ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用

- (ア) 家庭から出るごみを減らす
 - a. 家庭系指定袋制の導入
 - b. 2R 型（リデュース・リユース）のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
 - c. 食品ロス削減の促進
 - d. 生ごみ減量化への取り組みの推進
 - e. 家庭系ごみ有料化導入の検討
- (イ) 事業所などから出るごみを減らす
 - a. 分別の徹底に向けた事業系指定袋制の導入
 - b. 事業系一般廃棄物減量計画書等の提出と指導
 - c. ごみ減量マニュアルの改訂
 - d. 事業系ごみ処理手数料の適正化
- (ウ) ごみの再使用・再生利用への誘導
 - a. 不用品の再使用（リユース）の推進
 - b. 小型家電や廃食用油等の不用品再生利用（リサイクル）の推進
 - c. 集団回収活動の拡充と活動団体の育成
 - d. 紙類（資源化可能）の資源化の推進
 - e. 資源ごみの名称変更
 - f. 公共施設での取り組み
 - g. 資源ごみ等の持ち去りへの対策の検討

② パートナースhipによる取り組みの強化

- (ア) 情報の共有化
 - a. ごみ処理実績等の積極的公開
 - b. 実施施策の周知やわかりやすい啓発の工夫
 - c. 市民・事業者の取組事例の取得や情報提供

- (イ) 参画と協働のネットワークづくり
 - a. ごみ減量推進員等の活動支援
 - b. 環境学習の推進
 - c. 一般廃棄物収集運搬許可業者との連携
 - d. レジ袋削減の協定締結事業者等との連携

③ ごみの安全・安心な適正処理

- (ア) 環境負荷を低減した適正処理の推進
 - a. 分別排出の徹底と啓発の強化
 - b. 不法投棄対策の強化
 - c. ごみ収集運搬車両の低公害車の導入
 - d. 焼却灰の資源化の推進
 - e. 蛍光管等の有害物質を含むごみの回収
 - f. 搬入物検査や指導
 - g. 災害廃棄物処理対策
- (イ) 経営感覚にもとづく施策の推進
 - a. ごみ処理経費の抑制
 - b. ごみ処理事業における行政サービスの向上
 - c. 広域的連携の強化
- (ウ) 今ある施設を最大限活用
 - a. ごみ処理施設の適正な管理と施設整備（計画の具体化）
 - b. 最終処分場の安定的利用と延命化

5. 環境室関係条例一覧 ※条文については、明石市例規類集（web 版）を参照してください。

明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例			
制定年月日	1971 年(昭和 46 年)12 年 24 日	最新改正	2017 年(平成 29 年)12 年 26 日
概 要	法令の定めのあるもののほか、市内から発生する廃棄物の排出の抑制及び再生利用の促進並びにその適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等をいう。）及び清掃について定めている。		

明石市廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例			
制定年月日	2017 年(平成 29 年)12 年 26 日	最新改正	同 左
概 要	廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整を図るため、廃棄物処理法に規定する手続の開始前における関係住民への説明実施義務等（広告や縦覧、説明会の開催等）を定めている。		

明石市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例			
制定年月日	2017 年(平成 29 年)12 年 26 日	最新改正	同 左
概 要	産業廃棄物の不適正な処理を防止するため、廃棄物処理法により規制されていない自社産業廃棄物の保管行為の規制や建設資材廃棄物の引渡完了報告の義務付け等を定めている。		

明石市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例			
制定年月日	2009 年(平成 11 年)3 年 30 日	最新改正	2017 年(平成 29 年)3 年 27 日
概 要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置（変更）に係る届出に際し、市が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果及び法に掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置（変更）に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するため、必要な事項を定めている。		

明石市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例			
制定年月日	2017 年(平成 29 年)12 月 26 日	最新改正	同 左
概 要	浄化槽法の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録制度を設けることで、質の高い浄化槽の保守及び管理が確保できることを目的としている条例である。平成 30 年 4 月に本市が中核市に移行するにあたり、これまで兵庫県が定めていた条例を本市が定めることとなったため、新たに制定した。		

明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例			
制定年月日	1999 年(平成 11 年)6 年 30 日	最新改正	2014 年(平成 26 年)3 月 31 日
概 要	明石市の環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境基本計画の策定等の基本施策や推進するための各施策、並びに、自然環境の保全及び創造、生活環境の保全及び環境審議会に関する事項等について定めている。		

あかしの生態系を守る条例			
制定年月日	2014 年(平成 26 年)9 年 26 日	最新改正	2014 年(平成 26 年)9 年 26 日
概 要	在来生態系に著しい影響を及ぼす外来種で、外来生物法上の規制がない種（指定外来種）の防除、放出等の禁止などの措置を講じることにより、あかしの生態系を守り、もって明石市における生物の多様性の保全及び農林水産業の健全な発展を図る。		

明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例			
制定年月日	1999 年(平成 11 年)6 年 30 日	最新改正	同 左
概 要	空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、市民の快適な生活を確保することを目的としている条例である。空き缶等の投げ捨てや飼い犬のふん放置を禁止、散乱防止重点区域の指定及び区域内での自動販売機の届出制度等を規定している。		

明石市一般廃棄物処理施設整備基金条例			
制定年月日	2013 年(平成 25 年) 3 年 29 日	最新改正	同 左
概 要	明石クリーンセンターにおけるごみ焼却により発電した電力のうちの余剰分の売却収入及び大規模太陽光発電事業により得られる収入の一部を一般廃棄物処理施設の整備の費用に充てるため、明石市一般廃棄物処理施設整備基金を設置する。		

明石市環境関係手数料徴収条例			
制定年月日	2017 年(平成 29 年)12 年 26 日	最新改正	2018 年(平成 30 年)3 月 26 日
概 要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律や、浄化槽法、使用済自動車の再資源化等に関する法律等に基づき、環境関係の事務として徴収する手数料について定めている。		

6. 保有車両一覧表

(2019 年 (平成 31 年) 4 月 1 日現在)

車 種 課 名	トラック	ダンプ	ミニダンプ	散水車	バキューム	ごみ収集車	ライトバン	小型バン	普通乗用	軽四	シヨベルローダー	ホイールローダー	計
環 境 総 務 課									1	1			2
環 境 保 全 課										4			4
資 源 循 環 課	2	3		1	1	5	1	1		5	1	(1)	20(1)
収 集 事 業 課	1	5	1			27	1			2			37
産業廃棄物対策課										1			1
あかし動物センター								1		1			2
計	3	8	1	1	1	32	2	2	1	14	1	(1)	66(1)

※ () 内はリース車

環境総務課

種 別	用 途	燃 料	台 数
普通乗用	事務連絡用	ガソリン(ハイブリット)	1
軽四バン	苦情処理・事務連絡用	〃	1

環境保全課

種 別	用 途	燃 料	台 数
軽四バン	苦情処理・環境測定・事務連絡用	ガソリン	3
軽乗用	浄化槽指導・事務連絡用	〃	1

資源循環課

種 別	用 途	燃 料	台 数
キャブオーバー	リサイクル家具運搬用	ガソリン	1
キャブオーバー	廃食用油回収用	軽 油	1
軽四貨物	廃食用油回収用	ガソリン	2
	事務連絡用	〃	3
ライトバン	〃	ガソリン	1
2 t ダンプ	場内作業用	軽 油	2
4 t ダンプ	〃	〃	1

XI 資 料

散水車	場内での散水・清掃用	ガソリン	1
2 t パッカー車	場内運搬用	※バイオディーゼル燃料	2
3. 5 t パッカー車	〃	軽 油	2
4 t パッカー車	〃	〃	1
小型バン	事務連絡用	ガソリン	1
ショベルローダ	場内作業用	〃	1
ホイールローダ	〃	軽 油	1 (リース)
バキューム	場内での散水・清掃用	ガソリン	1

※バイオディーゼル燃料とは、廃食用油をリサイクルした燃料です

収集事業課

種 別	用 途	燃 料	台 数
2 t パッカー車	家庭ごみ収集用	軽 油	12
		天然ガス	4
		ハイブリッド	2
3. 5 t パッカー車	〃	軽 油	4
		※バイオディーゼル燃料	3
4 t パッカー車	〃	軽 油	2
2 t パワーゲートダンプ	粗大ごみ収集用	〃	4
4 t パワーゲートダンプ	不法投棄・粗大ごみ収集用	〃	1
ミニダンプ	苦情処理用	ガソリン	1
キャブオーバー	薬剤散布用	〃	1
ライトバン	事務連絡用	〃	1
軽四バン	〃	〃	2

産業廃棄物対策課

種 別	用 途	燃 料	台 数
軽四バン	苦情処理・事務連絡用	ガソリン	1

あかし動物センター

種 別	用 途	燃 料	台 数
小型バン	収容動物搬送用・事務連絡用	ガソリン	1
軽四バン	苦情処理用・事務連絡用	〃	1

7. 委託・許可業者一覧表

(1) し尿収集運搬委託業者

(2019 年 (平成 31 年) 4 月 1 日現在)

業 者 名	電 話	代表者名	委託開始 年月	従 業 員（人）		保有車両（台）	
事 業 所 所 在 地							
阪神連合清掃(株)	928-8454	深 山 昭 人	昭和 41.4	役 員 4 運転手 10 作業員 13 事務員 1 (兼務 10)	計 18	バキューム車 専用 1.8t 兼用 2.7t	2 1
明石市和坂 1 丁目 3-41							
(有)平野興業	935-8431	谷 直 樹	昭和 44.7	役 員 5 運転手 8 作業員 9 事務員 4 (兼務 13)	計 13	バキューム車 専用 1.8t	2
明石市大久保町松陰 305-6							
2 業 者 計				役 員 9 運転手 18 作業員 22 事務員 5 (兼務 23)	計 31	バキューム車 専用 1.8t 兼用 2.7t 計	4 1 5

(2) ごみ収集・運搬委託業者

(2019 年 (平成 31 年) 4 月 1 日現在)

業 者 名	電 話	代表者名	委託開始 年 月	従 業 員 (人)		保有車両 (台)	
事 業 所 所 在 地							
阪神連合清掃(株)	928-8454	深山昭人	昭和 43.4	役 員 3 運転手 10 作業員 7 事務員 3	計 23	プレス車	6
明石市和坂 1 丁目 3-41							
(有)毎日清掃	935-8040	梅谷洋詳	昭和 43.4	役 員 3 運転手 6 作業員 4 事務員 1	計 14	プレス車	6
明石市大久保町大窪 899-5							
(有)東播清掃	937-1237	松浦健伸	昭和 44.4	役 員 1 運転手 7 作業員 3 事務員 1	計 12	プレス車	6
明石市魚住町金ヶ崎 679-3							
(有)明石環境開発	938-1007	川木智史	平成 9.4	役 員 3 運転手 26 作業員 0 事務員 2	計 31	プレス車	3
明石市大久保町八木 606-2							

(有)新栄	944-5115	寛 新 吾	平成 9. 4	役 員 3	計 10	プレス車	3
明石市魚住町西岡 1018-5				運転手 2			
				作業員 5			
				事務員 0			
(有)明石浚渫興業	946-3110	吉 岡 裕 史	平成 9. 4	役 員 2	計 22	プレス車	3
明石市魚住町清水 1705-2				運転手 15			
				作業員 2			
				事務員 3			
6 業 者 計				役 員 15	計 112	プレス車	27
				運転手 66			
				作業員 21			
				事務員 10			

(3) 浄化槽清掃業許可業者

(2019 年 (平成 31 年) 4 月 1 日現在)

業 者 名	電 話	代 表 者	従 業 員 (人)		保有車両(台) バキューム車	
営 業 所	所 在 地					
(有)関西衛生管理	934-2776	松 村 大 三	役 員 2 運転手 2 作業員 2 事務員 1	計 3	2.8t 3.7t	1 1
明石市大久保町松陰 320-5			(兼務 4)		計	2
菊水工業(株)	341-1788	福 井 雅 也	役 員 4 運転手 5 作業員 6 事務員 3	計 10	2.7t 3.0t 3.7t 7.2t	1 1 1 1
神戸市中央区中山手通 7 丁目 3-4			(兼務 8)		計	4
仁志起興業(株)	232-3351	戸 田 貴 之	役 員 4 運転手 2 作業員 4 事務員 3	計 11	3.6t	2
神戸市中央区磯上通 8-1-1 テ ッケンビル			(兼務 2)		計	2
ハリマ清掃(有)	090-8237-7863	大 前 哲 郎	役 員 3 運転手 1 作業員 1 事務員 1	計 3	3.6t	1
姫路市花田町小川 1148 番地			(兼務 3)		計	1
(株)阪神水道衛生社	221-0265	森 嶋 一 夫	役 員 1 運転手 8 作業員 8 事務員 3	計 12	3.7t 2.8t	1 3
神戸市中央区大日通 4 丁目 2-6			(兼務 8)		計	4

阪神連合清掃(株)	928-8454	深 山 昭 人	役 員 4 運 転 手 6 作 業 員 5 事 務 員 2 (兼務 7)	計 10	2.7t 3.0t 計	2 1 3
明石市和坂 1 丁目 3-41						
(有)平野興業	935-8431	谷 直 樹	役 員 5 運 転 手 8 作 業 員 9 事 務 員 4 (兼務 13)	計 13	3.0t 3.7t 9.6t 計	2 1 1 4
明石市大久保町松陰 305-6						
7 業 者 計			62 人		20 台	

(4) 一般廃棄物処理業許可業者

(2019 年(令和元年)7 月 1 日現在)

業 者 名		電 話	代表者	従 業 員 (人)		保 有 車 両 (台)	
営 業 所		所 在 地					
(有)西神清掃		936-5311	津崎みゆき	役 員 1	計 6	プレス車	3
明石市魚住町長坂寺 1355-9				運転手 5		ダンプ	1
					ロールオン	1	
					キャブオーバー	1	
					計	6	
田路興産(有)		928-1305	大上伸太郎	役 員 1	計 3	プレス車	2
明石市相生町 2 丁目 8-17				運転手 1		ロールオン	1
				事務員 1		計	3
(有)明和興業		969-2405	松 平 賢	役 員 3	計 7	プレス車	5
明石市朝霧南町 4 丁目 19-28				運転手 3		ロールオン	2
				事務員 1		計	7
(有)明宝商会		922-2731	田 中 邦 和	役 員 3	計 7	プレス車	2
明石市旭が丘 5-8				運転手 3		ロールオン	1
				事務員 1		軽貨物	1
						計	4
(有)住野商店		938-3377	三 木 康 弘	役 員 5	計 41	プレス車	2
明石市大久保町大窪 1372-1				運転手 17		ロールオン	9
				作業員 10		計	11
				事務員 9			
木村工業(株)		936-3425	木 村 鐘 一	役 員 2	計 46	プレス車	24
明石市大久保町ゆりのき通 1 丁目 5-17				運転手 26		ロールオン	2
				事務員 18		キャブオーバー	1
						バン	1
						軽貨物	2
						計	30
(有)明進清掃		936-0778	芝地 洋志	役 員 3		プレス車	5

XI 資 料

明石市大久保町松陰 62-3			運転手 9 事務員 2	計 14	ロールオン キャブオーバー 計	2 1 8
魚住産業(株)	947-5500	橋 本 敏 行	役 員 3 運転手 4	計 7	プレス車 ロールオン 軽貨物 計	4 1 1 6
明石市魚住町錦が丘 4 丁目 8-2						
(有)明石清掃	935-0134	久 保 利 彰	役 員 2 運転手 4 事務員 1	計 7	プレス車 ロールオン 計	4 2 6
明石市大久保町松陰 1127-41						
三和美研(有)	923-0500	井 筒 新 也	役 員 2 運転手 9 事務員 2	計 13	プレス車 ダンプ ロールオン 計	7 2 2 11
明石市相生町 2 丁目 8-17						
金澤産業(株)	918-3708	金 澤 孝	役 員 3 運転手 18 作業員 3 事務員 7	計 31	プレス車 ロールオン 計	4 2 6
明石市太寺 3 丁目 5-8						
(株)杉野興業	913-3001	杉野美樹子	役 員 1 運転手 7 事務員 2	計 10	プレス車 ロールオン 計	1 1 2
明石市本町 1 丁目 7-7-202						
1 2 業 者 計			計 189		プレス車 ダンプ ロールオン キャブオーバー バン 軽貨物 計	63 3 26 3 1 4 100

(限定許可業者※)

業 者 名	電 話	代 表 者	従 業 員 (人)		保 有 車 両 (台)	
営 業 所 所 在 地						
(株)猪名川動物霊園	0727-69-0339	清 水 三 造	役 員 3	計 11	保冷車	2
川辺郡猪名川町清水字前谷 51-2			運 転 手 5 事 務 員 3		計	2

※感染性のない実験動物の死体及び糞並びにマットに限ります。

(5) その他の業者

(2019 年(平成 31 年)4 月 1 日現在)

業 務 名		業 者 名	営業所所在地
紙類・布類の再資源化 (行政回収)		(有)アルミック徳原	兵庫県西脇市大野 150 番地の 1
		(株)池田	兵庫県加古川市平岡町高畑 340 番地の 1
		上野紙料(株)	兵庫県明石市硯町 2 丁目 3-2
		大本紙料(株)	兵庫県神戸市東灘区向洋町東 3 丁目 17 番地
廃食用油の再資源化		(株)レボインターナショナル	京都府京都市伏見区下鳥羽広長町 173
小型電子機器等の再資源化		(株)イー・アール・ジャパン	広島県福山市箕沖町 106 番地 5
屋 外 一 斉 清 掃		(有)新栄	兵庫県明石市魚住町西岡 1018-5
小 動 物 の 死 体 収 集		三和美研(有)	兵庫県明石市相生町二丁目 8 番 17 号
小 動 物 の 死 体 焼 却		(株)猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷 51 番地の 2
粗大ごみ受付センター		(株)アイ・エヌ・ジードットコム	大阪府大阪市中央区瓦町2丁目4番7号
資 源 ご み 再 生 処 理	無色・茶色びん	(公財)日本容器包装リサイクル協会	東京都港区虎ノ門 1 丁目 14 番 1 号
	ペットボトル		
	ガラスカレット	藤野興業(株)	大阪府富田林市山中田町 1 丁目 11 番 8 号
金属類売却 (アルミ缶等の有価物)		四半期ごとに、競争入札等の契約に必要な事務を経て、適正に売却	
焼却灰のセメント原料化		ひょうご環境創造協会	兵庫県神戸市須磨区行平町3丁目1番18号
破 碎 選 別		川崎重工業(株)	兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号
ご み の 焼 却		住友重機械エンバイロメント(株)	大阪府大阪市北区中之島2丁目3番33号
最 終 処 分		シバタ工業(株)	兵庫県明石市魚住町中尾1058番地
		大阪湾広域臨海環境整備センター	大阪府北区中之島2丁目2番2号
搬 入 検 査		(社)明石市シルバー人材センター	兵庫県明石市船上町5番2号

8. 年 表

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
1937				[1937. 12] 茶園場町に 40t/8h の固定焼却炉設置	1923 (大正 12) 関東大震災
1942	[1942. 2] 明石郡林崎村を合併				1942 (昭和 17) ミッドウェイ海戦
1947					1949 (昭和 24) 下山・三鷹・松川事件
1949	[1949. 1] 葬祭業務開始				1951 (昭和 26) サンフランシスコ条約調印
1951	[1951. 1] 明石郡大久保町、魚住村、加古郡二見町を合併				
1955				[1955. 4] 市清掃条例制定	1955 (昭和 30) 保守合同
1956			[1956. 4] し尿汲取車 (1.3 kℓ) 1 台整備、市営し尿汲取業務を開始		1956 (昭和 31) 神武景気、日ソ国交回復
1959				[1959. 7] ごみ収集車 (2 t 回転式バッカー)、2 台配置 [1961. 5] ごみ収集専用ダンプ 4 台配置	1959 (昭和 34) 伊勢湾台風、皇太子結婚
1962				[1962. 12] ごみの週 1 回定日収集のモデルケースとして上の丸町内会では実施 [1963. 4] 全市でごみ週 1 回定日収集を実施	1961 (昭和 36) 初の有人宇宙飛行「地球は青かった」、ケネディ大統領就任 1962 (昭和 37) 北陸トンネル開通
1963		[1964.] 市民からの公害苦情の受付、紛争のあっせん業務を行う	[1964. 1] 魚住清掃工場第 1 施設 (化学処理方式 145 kℓ/日) 完成		1963 (昭和 38) 吉展ちゃん事件、ケネディ暗殺
1964				[1965. 1] 大久保町松陰字石ヶ谷に 60t/8h (30t×2 基) の焼却炉 (田熊汽罐連続式機械炉) 設置	1964 (昭和 39) 東京オリンピック、新潟地震
1965			[1966. 4] し尿汲取業務を一部民間業者へ委託 (業者数 1)	[1966. 5] コンクリート製ごみ箱の買上げ (ごみ箱による収集を廃止)	1966 (昭和 41) ビートルズ来日
1966			[1966. 12] 魚住清掃工場第 2 施設 (酸化処理方式 75 kℓ/日) 完成		
1967		[1967. 7] 機構改革により市民安全課の中に公害係ができる [1967. 8] 公害対策基本法公布施行される [1967. 10] 明石瓦のばい煙問題が発生 [1968. 7] 明石川の汚濁が急激に進み付近住民は悪臭に悩まされる		[1967. 4] 委託業者によるごみ収集業務を開始	1967 (昭和 42) 美濃部革新都政、ミニスカート
1968	[1967. 12] 野つば等危険防止条例制定 (全国初) - 1973. 10 廃止			[1968. 4] ・全市ごみ週 2 回定日収集の実施 ・ごみ収集運搬業務委託契約の締結 ・委託業者による夜間収集、毎日収集の開始 ・ごみ収集手数料徴収開始	1968 (昭和 43) 三億円事件、日本初の心臓移植
1969			[1969. 4] ・し尿くみ取り業務を 2 業者に委託 ・魚住清掃工場に魚腸骨焼却施設 (3t/日) 完成	[1969. 4] 不燃物ごみ月 2 回定日分別収集の実施 [1969. 5] ごみの量の増大に対処するため 1 日 8 時間を 3 直制勤務体制による昼夜兼行の 24 時間稼働とした (180t/24 h)	1969 (昭和 44) アポロ 11 号人類初の月面着陸、安田講堂攻防戦

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
1969				〔1969. 10〕 粗大ごみの収集開始等に伴い埋立処分地が必要となり、更に焼却炉の磨耗の防止と効率的な収集・運搬・焼却・埋立処分をするため埋立用地として33,325㎡を取得	1970（昭和45） 大阪万博、三島由紀夫割腹、よど号事件
1970	〔1970. 6〕 道路清掃車（スイーパーローダー）配置 〔1970. 7〕 道路清掃班スタート（散水車・スイーパーローダー・ダンプの3車編成）する 〔1970. 11〕 中崎1丁目（現在地）に市役所庁舎落成	〔1970. 4〕 中小企業公害防止にかかる融資制度発足 〔1970. 12〕 大気汚染公害防止協定（12事業所）を締結	〔1970. 3〕 魚住清掃工場第1施設を酸化処理方式に切換	〔1970. 4〕 ブルドーザー（D60A）1台を配置 〔1970. 5〕 全市可燃物ごみ週2回、不燃物ごみ週1回の計3回定日収集を実施	
1971		〔1971. 2〕 大観小に県設置の大気汚染自動測定機器の測定開始 〔1971. 8〕 二見市民センターに県設置の大気汚染自動測定機器の測定開始 〔1971. 10〕 明石市の公害No.1を取りまとめ発刊する		〔1971. 3〕 空き缶等プレス工場の設置（手塚式新6号型） 〔1971. 4〕 ・ショベルローダー配置 ・不燃物収集特殊大型4t車（バケットローダー）3台配置	1971（昭和46） ドル・ショック、スモン訴訟
1972	〔1971. 12〕 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定 〔1972. 3〕 ・空き地の環境保全に関する条例制定 ・明石市長期総合計画策定	〔1972. 3〕 山陽新幹線鉄道開通 〔1972. 6〕 大観小においてオキシダントの測定を開始する 〔1972. 8〕 大久保小に大気汚染自動測定器を設置、測定開始（1971. 10より大久保中に設置） 〔1972. 12〕 林小へ県設置の自動車排ガス自動測定機器の測定開始	〔1971. 12〕 魚住清掃工場浄化槽汚泥貯溜槽設置（改増） 〔1972. 2〕 魚住清掃工場脱臭施設の設置	〔1972. 4〕 全市ステーション方式によるビニール袋収集の完全実施 〔1972. 6〕 ブルドーザー（D80A）、スクレパー（P808）配置	1972（昭和47） 浅間山荘事件、札幌五輪、沖縄復帰、テルアビブ空港乱射事件、中国国交正常化、横井庄一グアムから帰国
1973		〔1972. 12〕 林小へ県設置の自動車排ガス自動測定機器の測定開始 〔1973. 4〕 公害にかかる分析測定業務を船上下水処理場において開始する 〔1973. 8〕 有機物質にかかる公害防止協定（33事業所）を締結		〔1972. 12〕 全市ごみ集積場所設置（ステーションの指定）	
1974	〔1973. 10〕 ・明石市環境保全条例制定 —1999. 6. 30 廃止— ・産業廃棄物にかかる公害防止協定の締結（三菱重工（株）神戸造船所他1社） 〔1974. 12〕 明石市環境保全条例施行規則制定 —1999. 6. 30 廃止—	〔1974. 6〕 市内主要事業所との間で総合公害防止協定を締結（25事業所）	〔1973. 3〕 魚住清掃工場第2施設の前処理施設設置、焼却炉設置 〔1974. 3〕 魚住清掃工場第1施設投入槽（60m³）、貯溜槽（300m³）設置		1973（昭和48） 石油危機、巨人V9、大洋デパート火災、江崎玲於奈にノーベル賞、金大中拉致事件

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
1974		〔1974. 12〕 ・総合公害防止協定に伴う市公害防止協議会発足 ・神戸地域公害防止計画承認(事業実施1974～1978年度)			1974 (昭和 49) 田中金脈問題、小野田少尉帰還、佐藤栄作にノーベル賞、長嶋引退、ニクソン辞任
1975		〔1976. 11〕 三菱重工業㈱神戸造船所二見工場との公害防止協定を締結	〔1976. 2〕 魚住清掃工場魚腸骨焼却施設を廃止	〔1975. 12〕 埋立地浸出汚水圧送用ポンプ場を設置する	1975 (昭和 50) ベトナム和平、第 1 回サミット、天皇訪米、国際婦人年、広島カープ初優勝、山陽新幹線岡山博多間開通
1976			〔1976. 3〕 魚住清掃工場第 3 施設(浄化槽汚泥処理施設、処理能力 60 kℓ/日)及び既設工場の増・改造工事実施完成		1976 (昭和 51) ロッキード事件
			〔1976. 4〕 環境第 1 課管理棟を工場内に新築、移転する	〔1976. 4〕 環境第 2 課が茶園場町より現在地に事務所等新築・移転	
1977		〔1977. 9〕 阪神内燃機工業㈱明石工場と公害防止協定を締結		〔1977. 4〕 環境第 2 課より大久保清掃工場として独立 大久保町松陰字石ヶ谷に新焼却炉(150t/24h×3基・川重 VKW 回転火格子式)を設置、稼働する	1977 (昭和 52) 王 756 号本塁打、日航機ハイジャック事件、有珠山爆発
1978		〔1978. 2〕 1974. 6 締結の総合公害防止協定を改定強化する(22事業所)		〔1977. 8〕 D50P ブルドーザー埋立地に配置する	1978 (昭和 53) 日中平和友好条約調印、成田空港開港
		〔1978. 10〕 新幹線鉄道騒音にかかる障害防止対策について国鉄と事務委託契約を締結、住宅防音工事を実施		〔1978. 6〕 藤江地区 6 自治会 2,500 世帯をモデル地区に指定、燃やせないごみの分別収集を開始	
1979				〔1979. 9〕 ごみピット汚水処理設備増設する	1979 (昭和 54) 日本坂トンネル事故
1980		〔1980. 3〕 神戸地域公害防止計画(見直し延長)承認される(事業の実施 1979～1980 年度)		〔1979. 10〕 コンパクター埋立地に配置する	1980 (昭和 55) 富士見産婦人科病院乱診事件、川治温泉でホテル火災、1 億円拾得事件、新宿バス放火事件、静岡駅前地下街ガス爆発火災
		〔1980. 4〕 王子地区に新庁舎建築移転のうえ業務を開始(鉄筋コンクリート造 2 階建・延 301.8 m ² 1 棟)			
1981	〔1981. 3〕 明石市新長期総合計画策定	〔1981. 3〕 二見臨海工業団地立地事務所(46 事業所)と公害防止協定を締結 〔1981. 6～1982. 1〕 二見臨海工業団地立地事務所(17 事業所)と公害防止協定を締結 〔1982. 7. 3～1983. 3. 7〕 二見臨海工業団地立地事務所(11 事務所)と公害防止協定を締結	〔1981. 7〕 化学的酸素要求量に係る総量規制実施 水質汚濁負荷量自動測定器設置、測定を開始	〔1981. 1〕 別所(東藤江の一部を含む)西松江地区約 1,500 世帯をモデル地区に追加し、同様の分別収集を開始 〔1982. 1〕 大久保清掃工場(南の谷)埋立用地買収完了する 〔1982. 5〕 二見地区 6 自治会約 1,400 世帯をモデル地区に追加し同様の分別収集を開始	1981 (昭和 56) 神戸ポートピア、福井謙一にノーベル賞、夕張炭鉱ガス惨事

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
1982		〔1982. 11. 1〕 大久保小学校大気汚染測定局を大久保市民センターに移転する		〔1982. 10〕 最終処分場整備事業着工	1982（昭和 57） 日航機羽田沖墜落「逆噴射」、ホテル・ニュージャパン火災、三越事件「なぜだ」、フォークランド紛争
1983		〔1982. 11. 4〕 新幹線鉄道騒音にかかる障害防止対策(76 対策)について国鉄と助成事務協定を締結、住宅防音工事を実施			
		〔1983. 3. 16〕 県公害防止条例一部改正(カラオケ騒音等)公布される 1983. 7. 1 から施行			
	〔1983. 5. 18〕 浄化槽法の公布	〔1983. 4. 10〕 環境検査室・二見市民センター・林小学校における県設置大気汚染常時監視システム(テレメーター装置)を更新			
	〔1983. 6. 1〕 県立明石公園を環境美化区域に指定	〔1983. 6～1984. 2〕 二見臨海工業団地立地事務所(17 事業所)と公害防止協定を締結する		〔1983. 12〕 第 2 次最終処分場整備事業竣工	1983（昭和 58） 大韓航空機墜落、三宅島大噴火、戸塚ヨットスクール、山陰地方に集中豪雨
1984		〔1983. 7. 7〕 新幹線鉄道騒音にかかる防音対策について国鉄新幹線総局と助成事務協定を締結、同 10. 24 追加協定を締結する			
		〔1984. 3. 16〕 大気汚染防止法第 31 条に基づく知事の権限委任について同施行令 13 条の一部改正が閣議決定される	〔1984. 1〕 魚住清掃工場脱臭施設の設置(更新)	〔1984. 4〕 第 2 次処分場供用開始 〔1984. 5〕 東藤江 1, 000 世帯を分別地域に追加し、東藤江全域分別収集を開始	
		〔1984. 5～1985. 3〕 二見臨海工業団地立地事務所(15 事業所)と公害防止協定を締結			
		〔1984. 7. 6〕 新幹線鉄道騒音にかかる防音対策について国鉄新幹線総局と助成事務協定を締結			
		〔1984. 8. 8〕 明石市域において光化学スモッグ予報が発令される		〔1984. 9〕 有害ごみ分別収集開始	1984(昭和 59) グリコ・森永事件 長野県西部地震 新札発行 日本銀行が 15 年ぶりに新札を発行。1 万円札（福沢諭吉）、5 千円札（新渡戸稲造）、千円札（夏目漱石）の 3 種。ロサンゼルスオリンピック

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
1985		〔1985. 3. 8〕 神戸地域公害防止計画(延長)承認される (事業実施 1984～1988年度) 〔1985. 3. 22〕 谷八木川における環境基準の水域類型指定 〔1985. 3. 27〕 兵庫県公害防止条例の市町長に権限を委任する規則(大気関係分)の一部が改正され公布される 〔1985. 8. 24〕 明石市域において光化学スモッグ予報が発令される 〔1985. 10. 21〕 新幹線騒音について環境庁調査結果が発表され、明石市は全国ワースト2となる 〔1985. 12. 24〕 新幹線鉄道の障害防止対策早期実施を求め、国鉄総裁に要望書を提出する	〔1985. 3. 31〕 魚住清掃工場汚泥焼却施設の設置(更新) 〔1985. 10. 1〕 浄化槽法の全面施行 兵庫県浄化槽指導要綱施行 改正し尿汲取手数料制度(チケット制)の実施	〔1985. 3〕 燃やせないごみの分別収集 13,700 世帯に拡大 〔1985. 4. 1〕 大阪湾広域臨海環境整備センターと廃棄物処分委託の基本協定を締結する 大阪湾広域臨海環境整備センターと廃棄物埋立処分場整備事業費負担に係る覚書を締結する	1985 (昭和 60) 日航ジャンボ機墜落、豊田商事事件、阪神優勝 21 年ぶりの優勝、さらに初めての日本シリーズ制覇で「六甲おろし」の大トラ・フィーバーに。阪神の R・バースが三冠王。 五カ国蔵相会議がドル高修正をめざして為替市場へ協調介入することで一致。以後、円が急騰する。 ロス疑惑
1986		〔1986. 3. 11〕 水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、政令市に指定される 〔1986. 9. 1〕 明石市域において光化学スモッグ予報が発令される 〔1986. 9. 4〕 新幹線鉄道の騒音振動について発生源対策の早期実施と、スピードアップに対する慎重な対応を求め国鉄総裁に要望書を提出する	〔1986. 10. 1〕 トラックスケールによる計量を開始		1986 (昭和 61) 三原山大噴火、チェルノブイリ原発事故 衆参同時選挙で自民党が空前の圧勝 新日鉄・神戸製鋼・川崎製鉄の鉄鋼大手 3 社が初の従業員一時帰休に踏み切った。
1987		〔1987. 5. 8〕 新幹線振動について環境庁調査結果が発表され、明石市は全国ワースト 1 となる 〔1987. 7. 2〕 新幹線鉄道の騒音振動について発生源対策等の推進と、対策が確立されるまで適正なスピードで運行するよう J R 西日本や環境庁等に要望書を提出した		〔1987. 3〕 燃やせないごみの分別 30,000 世帯に拡大	1987 (昭和 62) 初上場の N T T 株に買が殺到で初値がつかず。国鉄民営化、JR スタート 暗黒の月曜日 ニューヨーク株式市場で史上最大の株価大暴落。下降率 22.6%は 1929 年の大恐慌を越えた 地価の異常、利根川進にノーベル賞

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
1987		〔1987. 8〕 スター・ウォッチング「星空の街」コンテストを実施した			
1988		〔1988. 4〕 自動車公害防止対策連絡会議に参加した		〔1988. 3〕 ・燃やせないごみの分別収集 42,000 世帯に拡大 ・分別収集「かん・びん混合袋収集」2,200 世帯を対象に試行した	1988（昭和 63） リクルート疑惑、青函トンネルが開業、瀬戸大橋が開通、イラン・イラク戦争、天皇の病状悪化
1989		〔1988. 9. 8～1989. 3. 10〕 市内野々池校区で環境庁の騒音対策モデル事業を実施した 〔1989. 4. 30〕 有害物質に係る公害防止協定を廃止（19 事業所いずれも小規模で法令等の規制で充分対応出来るため） 〔1989. 9. 27〕 悪臭防止法の一部改正により、4 物質が追加される 〔1989. 10. 1〕 水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンが規制項目に追加され、地下水の監視も追加される 〔1989. 12. 27〕 大気汚染防止法の一部改正により、特定粉じんが規制される		〔1989. 7〕 分別収集、市内全域に拡大 〔1989. 8〕 分別収集「かん・びん混合袋収集」市内全域で実施	1989（平成元） 消費税スタート、昭和天皇死去、幼女誘拐殺人、天安門事件、ベルリンの壁崩壊、美空ひばり死去、吉野ヶ里遺跡 第 15 回主要国首脳会議（アルシュサミット）環境問題で地球規模での対応への必要性で一致。
1990					
1991	〔1991. 3〕 明石市第 3 次長期総合計画策定 〔1991. 4〕 環境部機構改革 環境衛生課が環境管理課に名称変更	〔1991. 2. 1〕 大気汚染防止法の改正により、ガス、ガソリン機関が規制される		〔1991. 3〕 焼却炉施設に塩化水素除去装置を設置する 〔1991. 4〕 環境事業所の設置 〔1991. 7〕 集団回収助成金交付制度開始	1990（平成 2） 国際花と緑の博覧会、バブル崩壊、日本人初の宇宙飛行、東西ドイツが統一、湾岸戦争で対イラク経済制裁、 1991（平成 3） 雲仙・普賢岳で火砕流、湾岸戦争、ソ連崩壊
1992				〔1992. 2〕 「ごみ減量化等推進検討会」設置 〔1992. 6〕 生ごみ堆肥化容器購入助成事業開始 〔1992. 8〕 集団回収活動用具助成事業開始	
1993		〔1993. 3. 8〕 水質汚濁に係る環境基準の一部改正により、15 項目追加 〔1993. 6. 18〕 悪臭防止法の一部改正により、13 物質追加		〔1993. 2〕 「ごみ減量化等推進検討会」の提言 〔1993. 3〕 ・一般廃棄物処理基本計画の策定 ・空き缶回収機設置 —1998. 3 撤去— 〔1993. 4〕 新大久保清掃工場建設準備室設置	1992（平成 4） 佐川献金疑惑、地球環境サミット 国連が、ブラジルのリオデジャネイロで国際会議を開催。テーマは「地球」。リオ宣言採択 1992（平成 4. 7） 改正廃棄物処理法施行 1993（平成 5） ビル・クリントンが 42 代大統領に就任。細川連立内閣発足、北海道南西沖地震、天皇沖縄訪問、皇太子結婚 流行語：インターネット

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
1993		〔1993. 12. 27〕 水質汚濁防止法の一部改正により、有害物質 13 物質追加とともに、2 物質の排水基準の強化			1993（平成 5. 11） 環境基本法施行
1994		〔1994. 4. 21〕 悪臭防止法施行規則等一部改正により、排水中における臭気に対して物質適用になった 〔1994. 9. 1〕 明石市大気常時監視システムが始動			1994（平成 6） ロサンゼルスを中心とする南カリフォルニア一帯で大地震。死者 61 人、負傷者 9200 人。松本サリン事件、村山内閣誕生、向井さん宇宙へ
1995	〔1995. 1. 31〕 倒壊家屋等解体処理申込受付開始 〔1995. 2. 13〕 自衛隊による倒壊家屋等の解体処理開始 〔1995. 2. 20〕 業者委託による倒壊家屋等の解体処理開始	〔1995. 2. 28〕 環境庁告示により環境基準の水域類型等を定めた 〔1995. 4. 21〕 悪臭防止法の一部改正により、臭気指数規制が導入された 〔1995. 7. 18〕 兵庫県環境の保全と創造に関する条例公布 （1996. 1. 17 施行）		〔1995. 6〕 災害廃棄物破砕・選別業務開始 （1996. 3 末終了） 〔1995. 7〕 第 2 次最終処分場嵩上工 場着工 〔1996. 1〕 新焼却施設（160t/24h×3 炉・住友/W+E 型水平スト ーカ炉）着工 〔1996. 5〕 第 2 次最終処分場嵩上工 場竣工	1995（平成 7） 〔1995. 1. 17〕 兵庫県南部大地震発生、地下鉄サリン事件、「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故、統一地方選挙。東京都知事青島幸男、大阪府知事横山ノック。日本銀行が公定歩合を 0. 5% に引き下げ即日実施。史上最低の金利。
1996		〔1996. 5. 9〕 大気汚染防止法の一部改正により、有害大気汚染物質の規制対策の拡大、建築物解体時のアスベストの飛散防止等が追加された （1997. 4. 1 施行） 〔1996. 6. 5〕 水質汚濁防止法の一部改正により、汚染された地下水浄化のための措置と油流出事故時の措置に関する規定が定められた （1997. 4. 1 施行）		〔1996. 7〕 ごみ収集車（3. 5t プレス バッカー車）1 台試行導 入 〔1996. 12〕 フロン回収業務開始	1996（平成 8） O-157、住専問題、豊浜トンネル岩盤崩落事故、小選挙区で初の総選挙
1997	〔1997. 4〕 ・環境保全条例の見直し及び、環境基本計画策定に伴い、環境管理課内に計画担当（2 名）を配置	〔1997. 4. 24〕 ゴルフ場の使用農薬に係る暫定指針の一部改正により、指針対象農薬が 5 物質追加され、3 5 物質となる 〔1997. 8. 29〕 大気汚染防止法施行令の一部改正により、廃棄物焼却炉等において、ダイオキシン類が規制される	〔1997. 7〕 従量制し尿汲取手数料改定 （事業所と仮設便所に区分）	〔1997. 4〕 動物死体処理手数料改定 〔1997. 7〕 新破砕選別施設（92t/ 5 h）着工 破砕 60t/5h×1 系統 資源化 32t/5h×1 系統 〔1997. 8〕 ごみ収集車（3. 5t プレス バッカー車）1 台試行導 入	1997（平成 9） ロシアのタンカー日本海で油流出事故、【消費率引き上げ】消費税が 3 %から 5 %に引き上げ。ペルー日本大使公邸人質事件、神戸小学生殺害事件、ダイアナ事故死、香港返還、山一証券・北海道拓殖銀行破綻

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
1997		〔1997. 12. 1〕 地球温暖化防止京都会議が開催される		〔1997. 12〕 清掃工場新管理棟着工	
1998	〔1998. 2. 20〕 環境保全審議会が開催され、環境保全の基本的あり方を諮問される 〔1998. 3. 31〕 倒壊家屋等の解体処理終了	〔1998. 3. 31〕 水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する総理府令により、特定施設の設置・変更届出書別紙記載事項等について様式の改正が公布された (1998. 10. 1 施行) 〔1998. 4. 1〕 自動車排ガス局として、小久保局を新設した 〔1998. 5. 20〕 水質汚濁防止法施行令の一部改正により、P C B の処理に係る施設を規制対象である特定施設に追加することが公布された (1998. 6. 17 施行) 〔1998. 5. 28〕 窒素及び燐に係る削減指導要領が制定された (1998. 7. 1 施行) 〔1998. 6. 23〕 窒素含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件が告知された (1998. 8. 1) 〔1998. 8. 5〕 新幹線鉄道騒音振動の発生源等について、3市1町でJ R 西日本に要望書を提出する 〔1998. 8. 13～14〕 新幹線鉄道騒音振動の発生源対策について、3市1町で運輸省、環境庁に要望書を提出する 〔1998. 9. 24〕 水質汚濁防止法の排水基準を定める総理府令の改正により、窒素・燐の暫定排水基準を原則的に一般排水基準に移行する内容が公布された (1998. 10. 1 施行) 〔1999. 1. 29〕 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針及び同運用指針を策定され、調査・対策の進め方が示された	〔1998. 4. 1〕 浄化槽設置等の届出及び保守点検、清掃についての改善命令などの事務が県から移譲された 〔1998. 8〕 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画策定	〔1998. 11. 30〕 旧焼却炉休止	1998（平成 10） 長野オリンピック、和歌山カレー毒物混入事件、サッカーW杯日本初出場、金大中・大統領が来日 1998（平成 10. 4. 5） 明石海峡大橋開通
1999					1999（平成 11） 初の脳死判定による心臓・肝臓移植、東海村で臨界事故、ユーロ導入、横山知事が辞表

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
1999	〔1999. 4〕 環境部機構改革 環境管理課と環境 保全課が統合 環境政策課となる (管理係、計画係、 大気係、水質係、 監視係) 〔1999. 6. 30〕 ・明石市の環境の 保全及び創造に関 する基本条例及び 同施行規則を制定 ・明石市空き缶等 の散乱及びふん害 の防止に関する条 例制定 〔1999. 7. 15〕 ・環境の保全と創 造に関する条例に 基づく規制基準の 改正（焼却炉ばい じん規制） ・ダイオキシン類 対策特別措置法公 布 (2000. 1. 15 施行) 〔1999. 10. 1〕 明石市空き缶等の 散乱及びふん害の 防止に関する条例 施行規則制定	〔1999. 3. 12〕 悪臭防止法施行規 則の一部を改正す る総理府令等によ り、気体排出口にお ける臭気指数規制 基準の設定方法等 が定められた (1999. 9. 13 施行)	〔1999. 10〕 魚住清掃工場汚泥焼 却施設の廃止 〔1999. 3. 10〕 魚住清掃工場第2 施 設最終沈殿槽及び第 3 施設処理槽取り壊 し撤去	〔1999. 3. 31〕 明石クリーンセンター施 設竣工 大久保清掃工場から明石ク リーンセンターに名称変更 〔1999. 4. 1〕 ・明石クリーンセンター 本格稼働 ・組織改正 環境管理課推進係の業務 を明石クリーンセンター に統合 (庶務係、施設係、推進係 の編成となる) 資源再生化担当課長を配 置 〔1999. 4. 1〕 環境管理課環境整備係の 一部業務を環境第2 課へ 統合 〔1999. 6〕 ・ペットボトルを資源ご みとして収集開始 ・分別変更を実施し、プ ラスチック類は可燃ごみ になった	1999 (平成 11. 7. 15) 特定化学物質の環境へ の排出量の把握等及び 管理の改善の促進に関 する法律 (P R T R 法) 公布
2000	〔2000. 2〕 明石市環境基本計 画策定 〔2000. 4. 1〕 ・市機構改革によ る名称変更 環境 政策課 管理係→ 総務係 ・組織改正 大気係と水質係が 統合し、保全係と なる (総務係、計画係、 保全係、監視係の 編成となる) ・環境部内に I S O 1 4 0 0 1 認証 取得のため計画担 当課長を配置 ・夜間花火の禁止 が施行される 〔2000. 9. 7〕 I S O 1 4 0 0 1 認証取得キックオ フ宣言式実施	〔2000. 4. 1〕 騒音規制法の改正 で自動車騒音の要 請限度が L₅₀ の評価 から L_{Eq} の評価に変 更となる		〔2000. 4. 1〕 市機構改革で環境第2 課 組織改正 (庶務係、作業第 1 係、作 業第2 係の編成となる)	2000 (平成 12) 南北朝鮮首脳会談、不明 少女9 年ぶりに発見、大 手百貨店そごうが倒産、 2 0 0 0 円札発行、日比 谷線脱線、雪印乳業食中 毒事件、高速バス乗っ取 り

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
2000	〔2000. 9.〕 公共工事に係る環境配慮指針策定 エコオフィス行動指針策定 グリーン購入導入指針策定 〔2000. 10. 28〕 NPOとビオトープフォーラムを開催				
2001	〔2001. 3. 14〕 市はISO14001認証取得成る適用範囲は本庁舎群、3市民センター、消防本部、保健センター、明石クリーンセンター（焼却施設） 〔2001. 4. 1〕 第4次長期総合計画がスタート 家電リサイクル法施行（対象は、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目） 〔2001. 7. 2〕 環境政策課分室に環境学習室を開設 〔2001. 7. 21〕 明石市民夏まつりで事故発生 〔2001. 12. 30〕 大蔵海岸で陥没事故発生	〔2001. 3. 16〕 騒音規制法施行令が改正公布され、自動車騒音の常時監視事務に関する政令市となる 〔2001. 4. 20〕 環境基本法第16条第1項の規定にジクロロメタンが追加され、大気環境基準が定められた 〔2001. 8. 28〕 新幹線鉄道騒音振動の発生源対策について、3市1町で運輸省、環境省に要望書を提出する		〔2001. 4. 1〕 家電リサイクル制度開始	2001（平成13. 2. 9） 米ハワイ・オアフ島沖で愛媛県宇和島水産高校の実習船「えひめ丸」が米原子力潜水艦に衝突され沈没 2001（平成13. 4. 26） 小泉内閣が誕生 2001（平成13. 6. 8） 大阪教育大付属池田小学校に包丁を持った男が乱入 2001（平成13. 9. 10） 国内初のBSE 2001（平成13. 9. 11） 米中枢同時テロ発生 2001（平成13. 12. 1） 皇太子妃雅子さまが女子を出産。名前は「愛子」称号は「敬宮」と決まる
2002	〔2002. 2. 20〕 ISO14001サーベイランス（2年目の定期審査）を受審する 〔2002. 4. 1〕 特例市に移行 〔2002. 6. 1〕 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則を一部改正	〔2002. 4. 1〕 特例市移行に伴い公害規制権限が県から委譲される	〔2001. 10. 1〕 市内全世帯、全事業所の浄化槽管理者に啓発パンフレットを送付する	〔2002. 5. 1〕 家電リサイクル法啓発下敷を市内の小学生（4、5年生）に配布開始 〔2002. 6. 1〕 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正により、産業廃棄物の一部（建設廃材、木くず、燃え殻）のクリーンセンターへの搬入を禁止する	2002（平成14. 2. 8～） ソルトレーク・シティで第19回冬季オリンピックを開催 2002（平成14. 5. 31～） 第17回ワールドカップ日本・韓国共同開催 2002（平成14. 9. 17） 日朝首脳会談。翌月拉致被害者5名が帰国
2003	〔2003. 2. 1〕 明石市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編・生活排水編）策定	〔2003. 2. 15〕 土壌汚染対策法、施行される			2003（平成15. 3） 重症急性呼吸器症候群（SARS）が中国広東省や香港、ベトナムで集団発生 2003（平成15. 3. 20） 米軍がイラクに対する武力攻撃を開始 2003（平成15. 4. 1） 日本郵政公社スタート

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
2003	[2003. 3. 12] I S O 1 4 0 0 1 認証取得の範囲を 拡大。拡大範囲は、 市立市民会館、環 境政策課分室、環 境第 1 課（事務 棟）、環境第 2 課、 明石クリーンセン ター（事務棟）			[2003. 10. 1] 家庭用パソコンのリサイ クル制度スタート	2003（平成 15. 8. 25） 住民基本台帳ネットワ ークが本格始動
2004	[2004. 3. 24] 明石市廃棄物の処 理及び清掃に関す る条例を一部改正 [2004. 3. 25] 同条例施行規則を 一部改正 [2004. 4. 1] 環境部機構改革 ごみ対策課（調整 係・減量推進係） を新設し、環境部 が 5 課となる。環 境事業所の名称を 廃止 環境政策課保全係 と監視係を廃止 し、水質係、大気 係を新設			[2004. 1. 4] 小動物死体処理委託を開 始 [2004. 3. 25] 環境事業指導員制度、ご み減量推進員制度施行 [2004. 4. 1] 家庭用専用冷凍庫が家電 リサイクル法の対象品目 に追加 [2004. 4. 1] ごみ対策課が新設される [2004. 6～10] 紙類・布類の分別変更と 粗大ごみ戸別有料化につ いて、自治会を中心に全 市において説明会を実施 [2004. 10] ごみハンドブック全面改 訂、全世帯に配布 ごみ減量推進員・ごみ減 量推進協力員を委嘱・登 録 [2004. 11] 全市において紙類・布類 分別収集始まる 全市において粗大ごみ戸 別有料収集始まる ごみカレンダー全面改訂	2004（平成 16. 1） 山口県で国内第 1 例目の 鳥インフルエンザ発生 2004（平成 16. 1. 16） 自衛隊の先遣隊をイラ クに派遣。 2004（平成 16. 6） 年金制度改革関連法が 成立 2004（平成 16. 8） アテネで第 28 回オリン ピックが開催 2004（平成 16. 10） 新しい札発行 千円は野口英世 5 千円は樋口一葉
2005	[2005. 9. 28] 明石市の環境の保 全及び創造に関す る基本条例改正	[2004. 12. 15] 土壌汚染対策法が 一部改正される (2005. 4. 1 施行)		[2005. 3. 23] 第 3 次最終処分場の建設 を開始 [2005. 4. 1] 機構改革 明石クリーンセンターに 計画係を新設 [2005. 4. 1] 焼却施設運転管理業務委 託を開始	2005（平成 17. 1） 阪神大震災から 10 年 2005（平成 17. 3） 愛知万博（愛・地球博） が開催 2005（平成 17. 4） J R 福知山線脱線事故 2005（平成 17. 10） 郵政民営化関連法案が 成立
2006	[2006. 6. 9] 明石市環境基本計 画の変更について 環境審議会に諮問 [2007. 3. 13] EMS の ISO14001 規 格適合性について 自己宣言に移行	[2006. 3. 1～] 大気汚染防止法が 一部改正され、アス ベストの解体・改修 に係る届出が義務 化 [2006. 10. 1～] 大気汚染防止法施 行令、施行規則が一 部改正され、アスベ ストの解体・改修の 届出対象に工作物 が追加された。	[2006. 12. 6] 魚住清掃工場で、一 次処理後、下水道放 流開始	[2006. 2. 1] 資源循環推進審議会発足	2006〔平成 18. 3〕 荒川静香がトリノ五輪 で日本人初のフィギュ ア金メダル イナバウアーが流行語 2006〔平成 18. 8〕 高校野球夏の大会で早 稲田実業と駒大苫小牧 が引き分け再試合 2006〔平成 18. 9〕 安倍内閣が発足

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
2007	〔2007. 3. 27〕 環境基本計画の変更について環境審議会より答申 〔2007. 3. 30〕 明石市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編・生活排水編）改定 〔2007. 3. 30〕 明石市環境基本計画を改定	〔2007. 8. 20〕 総合公害防止協定を大幅に改定し、総合環境保全協定として締結		〔2007. 3. 9〕 第3次最終処分場竣工 〔2007. 5. 28〕 第3次最終処分場供用開始 〔2007. 11. 1〕 ごみの直接搬入の予約制を導入 〔2008. 1〕 紙類・布類分別収集品目に雑がみを加える。	2007〔平成19.8〕 安倍改造内閣が発足 2007〔平成19.9〕 安倍改造内閣総辞職 福田康夫内閣が発足 2008〔平成20.8〕 福田改造内閣が発足 2008〔平成20.9〕 福田改造内閣総辞職
2008		〔2008. 11. 28〕 二見臨海工業団地公害防止協定（97社）を改定し、環境保全協定として締結	〔2008. 4. 1〕 全市においてし尿収集運搬業務を委託化	〔2008. 2〕 ガラスカレット再商品化を開始 〔2008. 4. 1〕 焼却施設包括管理業務委託を開始	2009〔平成21.5〕 新型インフルエンザの国内発生が確認される。 2009〔平成21.9〕 民主党鳩山内閣が発足 2010〔平成22.2〕 バンクーバー五輪開催、浅田真央選手をはじめ日本は銀メダル3個を獲得
2009		〔2009. 4. 24〕 土壤汚染対策法施行令が一部改正され土壤汚染の状況の把握のため制度の拡充等が追加された 〔2010. 4. 1. 施行〕 〔2009. 9. 9〕 微少粒子状物質（PM2.5）による大気汚染に係る環境基準が設定される。		〔2009. 4〕 市内小学校・保育所等からの廃食用油の収集始まる 〔2009. 4. 1〕 ごみ対策課が、資源循環課へ課名変更 〔2009. 4〕 家電リサイクル法の改正により、液晶・プラズマ式テレビと衣類乾燥機が対象品目に追加される 〔2009. 9〕 一般家庭からの廃食用油の収集始まる。	2010〔平成22.4〕 宮崎県で口蹄疫が発生 2010〔平成22.6〕 鳩山内閣総辞職 菅内閣が発足 サッカーW杯で日本代表がベスト16となる。 小惑星探査機「はやぶさ」が地球に帰還する。
2010	〔2010. 9. 1〕 明石市アダプトプログラム制度がスタート。	〔2010. 5. 10〕 水質汚濁防止法が一部改正され事故時の措置の対象が拡大される等追加された。 〔2011. 4. 1 施行〕	〔2010. 4. 1〕 一般廃棄物の収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可業者の取扱廃棄物として、し尿を含むビッド汚泥、デイスボナー排水処理システム汚泥を加え許可。	〔2010. 4〕 要援護者ごみ戸別収集（ふれあい収集）がスタート	2010〔平成22.9〕 尖閣諸島中国漁船衝突事件が発生 民主党代表選挙が投開票され、菅氏が小沢氏を破り再選を果たした 2010〔平成22.10〕 国勢調査が全国一斉に実施される 2011〔平成23.1〕 全国各地の児童擁護施設に匿名でランドセル等を寄付する「タイガーマスク現象」が広がる 2011〔平成23.3〕 東日本大震災 福島第一原子力発電所が被害。大規模な原子力事故。 国連安保理がリビアに対する軍事介入を容認する決議を行った。

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
2011	〔2011.3〕 ストップ温暖化！ 低炭素社会のまち あかしプラン （地球温暖化対策 実行計画）改定 〔2011.3〕 つながり生きもの のネットワーク生 物多様性あかし戦 略策定	大気汚染防止法が 一部改正され、ばい 煙測定の未実施、虚 偽記載に対し罰則 が創設される等し た。 （2011.4.1 施行） 〔2011.6.22〕 水質汚濁防止法が 一部改正され有害 物質を貯蔵する施 設が届出対象にな るなど追加された。 （2012.6.1 施行） 〔2011.8.30〕 「地域の自主性及 び自立性を高める ための改革の推進 を図るための関係 法律の整備に関す る法律」により「環 境基本法」及び「大 気汚染防止法」の一 部の権限が県から 移譲される。 （2012.4.1 施行）	〔2011.3.31〕 二見浄化センターにし尿 及び浄化槽汚泥等受 入施設を建設。 魚住清掃工場廃止。 〔2011.4.1〕 二見浄化センターにて混 合処理開始。	〔2011.4.1〕 環境第2課が、収集事 業課へ課名変更。 〔2011.5.21〕 東北地方太平洋沖地震 における被災地気仙沼 市に災害支援のため、 第1次隊が出発。避難 所のごみの収集運搬を 行う。 なお、第8次隊（同年 7.17 本市に戻る）まで、 収集事業課を中心に、 資源循環課及び明石ク リーンセンターの管理 職が派遣され、ごみの 収集運搬やガレキの積 み替え場の整理等の支 援活動にあたった。	2011〔平成23.4〕 統一地方選挙が行われる キューバのフィデル・カス トロ前国家評議会議長が キューバ共産党第一書記 から正式に退任すると発 表 2011〔平成23.5〕 国際テロ組織アル・カーイ ダ最高指導者ウサマ・ビン ラディンが、パキスタンに て米国諜報機関により、殺 害されたと報道される 2011〔平成23.6〕 菅総理が「東日本大震災の 対応に一定のメドがつい た段階」で退陣することを 表明し、前日に衆議院に提 出された内閣不信任案は 否決された 小笠原諸島・平泉が世界遺 産登録される 2011〔平成23.7〕 全機退役予定のスペース シャトル「アトランティ ス」が最終飛行 サッカー女子W杯にて日 本代表「なでしこジャパ ン」が強豪米国をPK戦の 末破り、初優勝する 2011〔平成23.8〕 反カダフィ派がリビア首 都トリポリをほぼ制圧 カダフィ政権は、事実上崩 壊した 菅内閣総辞職（新内閣発足 まで職務執行内閣として 在続） 2011〔平成23.9〕 野田内閣発足（野田首相が 民主党代表選の際引用し た相田みつを氏の詩の一 節から通称「どじょう内 閣」と言われる。） 台風12号通過に伴う記録 的豪雨により、奈良県、和 歌山県を中心に甚大な浸 水被害が発生した 2011〔平成23.10〕 米アップル社の創業者ジ ョブズさんが死去 2011〔平成23.11〕 大阪ダブル選挙で橋下徹 氏率いる地域政党・大阪維 新の会が完勝、橋下徹前大 阪府知事が大阪市長に、松 井一郎前大阪府議が大阪 府知事にそれぞれ初当選 した。 2011〔平成23.12〕 北朝鮮の金正日総書記が 死去した。

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
2012	[2012.1] 第2次明石市環境基本計画策定 [2012.3] みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン（明石市一般廃棄物処理基本計画）改定		[2012.3.28] 一般廃棄物処理手数料（一般家庭、事業所等、仮設便所、浄化槽汚泥）改定（仮設便所チケット制）に係る条例公布 [2012.7.1] 一般廃棄物処理手数料（一般家庭、事業所等、仮設便所、浄化槽汚泥）改定（仮設便所チケット制）に係る条例施行	[2012.3.28] 一般廃棄物処理手数料（動物の死体処理）改定に係る（明石市廃棄物の処理及び清掃に関する）条例公布 [2012.7.1] 一般廃棄物処理手数料（動物の死体処）が改定される	2012〔平成24.1〕 一連のオウム真理教事件に関し、逃亡中であった平田信容疑者が出頭し、逮捕された。野田第1次改造内閣が発足した。 2012〔平成24.2〕 東京スカイツリーが竣工した。（高さ634mで、自立式鉄塔としては世界第1位、人口建造物としては映画『ミッション・インポッシブル4』にも登場したブルジュ・ハリファの828mに次ぐ世界第2位） 2012〔平成24.3〕 ロシア大統領選挙が実施され、ウラジミール・プーチン候補が当選した。 2012〔平成24.5〕 東京スカイツリーが開業した。 2012〔平成24.6〕 野田第2次改造内閣が発足した。 一連のオウム真理教事件に関し、逃亡中であった菊地直子・高橋克也容疑者が逮捕された。 2012〔平成24.7〕 生の牛レバー（レバ刺し）の提供が禁止された。 2012〔平成24.8〕 ロンドン五輪のメダル過去最多の38個 2012〔平成24.10〕 ips細胞研究の山中伸弥医学博士らがノーベル生理学・医学賞を受賞した。 2012〔平成24.11〕 米・大統領選挙 オバマ現大統領が再選 2012〔平成24.12〕 中央道笹子トンネルで大規模な崩落事故が発生 衆院解散総選挙で自民党が大勝し、第2次安倍内閣が発足した 2013〔平成25.2〕 元横綱大鵬（故 納谷幸喜氏）が国民栄誉賞を受賞 2013〔平成25.5〕 元プロ野球選手長嶋茂雄氏、松井秀喜氏が国民栄誉賞を受賞 2013〔平成25.8〕 高知県四万十市で、日本国内観測史上最高気温41.0℃を記録するなど、各地で最高気温が更新され、記録的な猛暑となった。 2014〔平成26.1〕 STAP細胞論文に改ざんなど不正 2014〔平成26.4〕 消費税8%スタート
2013		[2013.1] PM2.5による大気の越境汚染が問題になり、マスコミ等で大きく取り上げられる。 [2013.3] 兵庫県がPM2.5濃度が高い場合に注意喚起情報の発令する体制が始まる（2013.3.9～）。 [2013.4] 大気汚染防止法のばい煙等にかかる工場とダイオキシン法の規制事務が兵庫県より権限委譲された（2013.4.1～） [2013.6] 大気汚染防止法の一部改正により、アスベストを含む解体工事にかかる届出が強化された（2014.6.1施行）	[2013.3.29] 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者に対するし尿に係る一般廃棄物処理手数料の減免制度を廃止する規則公布 [2013.5.1] 魚住清掃工場 土壌調査委託業務実施 [2013.9.20] 魚住清掃工場焼却炉解体 [2013.10.18] 魚住清掃工場放流管撤去（1期目）	[2013.4.1] 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行 [2013.10.1] 小型家電の本格回収開始	
2014		[2014.2] 兵庫県で初めて播磨東部地域においてPM2.5の注意喚起が発信される	[2014.1.28] 旧魚住清掃工場用地確定業務委託 [2014.3.31] 環境第1課跡地地形質変更時要届出区域に指定	[2014.3.31] 資源循環推進審議会廃止	

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
2014	(2014.10) あかしの生態系を守る条例改定		[2014.5.2] 旧環境第1課土壌入替工事 [2014.7.24] 旧環境第1課井水導入管撤去工事(1期目)「魚住25号線道路改良工事ほか工事に含めて施工」	[2014.4.1] 明石市として、インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参画。インクカートリッジの回収開始 [2014.6] 資源循環推進部会発足 [2014.12] 分別チラシ 英語版、中国語版を作成	2014(平成26.4) 韓国で旅客船セウォル号が沈没 2014(平成26.8) エボラ出血熱で緊急事態宣言 2014(平成26.9) 御嶽山噴火で死者57人 行方不明者6人 2014(平成26.10) ノーベル物理学賞に青色LEDを開発した赤崎勇、天野浩、中村修二の3氏
2015			[2015.5.28] 旧魚住清掃工場放流管撤去工事(2期目)	[2015.4.1] ごみ収集運搬業務委託(総価契約)開始	2015(平成27.7) 米・キューバ国交回復、54年間続いた外交断絶に終止符 2015(平成27.10) マイナンバー制度関連法が施行。所得や年金、社会保険などの個人情報ひとつの番号で結びつけられることとなる。 2015(平成27.10) ノーベル生理学・医学賞を大村智氏が、ノーベル物理学賞を梶田隆章が受賞 2015(平成27.11) イスラム過激派組織「イスラム国」によるパリ同時テロ事件
2016	[2016.5] みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン(明石市一般廃棄物処理基本計画)改定		[2016.6.27] 旧環境第1課跡地を分筆し、西部学校給食センター部分を教育委員会に移管	[2016.4.1] ごみ収集運搬業務委託(東部区域)を従量制(トン当たり単価)から年額制へ変更	2016(平成28.3) 整備計画から43年、北海道新幹線が開業 2016(平成28.8) リオ五輪のメダル過去最多の41個
2017	[2017.4.1] 中核市移行準備の機構改革により環境部が市民生活局環境室、5課から4課(明石クリーンセンターが資源循環課に統合)となる。 (2017.8) 第2次明石環境基本計画改定				2016(平成28.11) アメリカ大統領にトランプ氏が就任 2017(平成29.6) 史上最年少棋士藤井聡太が歴代単独1位となる29連勝達成
2018	[2018.4.1] 中核市移行に伴う機構改革により環境室に産業廃棄物対策課、あかし動物センターが追加され、6課となる。 [2018.4.1] 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則を一部改正	[2018.4.1] 中核市移行に伴い、瀬戸内海環境保全特別法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関する事務が県から移譲された。	[2018.4.1] 中核市移行に伴い、浄化槽保守点検業の登録制度に関する事務が県から移譲された。	(2017.10.1) 廃棄物処理法施行令等の改正に伴い、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則を一部改正し、水銀使用廃製品産業廃棄物の受入れを禁止 [2018.4.1] 中核市移行に伴い産業廃棄物の処理等に関する事務が県から移譲された。 新ごみ処理施設建設準備担当が配置	2018(平成30.2) 平昌冬季オリンピック、フィギュアスケートで羽生が2連覇。またカーリング女子「そだねジャパン」が健闘 2018(平成30.6) W杯で日本が1次予選突破「半端ない」文句が流行 2018(平成30.6) 米朝が史上初の首脳会談が実現

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
2018					2018(平成 30. 7) 西日本豪雨により岡山、広島、福岡等広域で被害
2019	2019(令和元) 市政施行100周年・ 明石城築城400周年 記念事業を開催				2019(令和元. 5) 令和へ改元、第 126 代天皇 陛下が即位 2019(令和元. 9) ラグビーワールドカップ® が日本で 開催。日本が「ONE TEAM」 を揚げ、念願の 8 強



豊かな暮らしを見つめ直し

地球の資源と環境を大切にしよう